

事案調書(決定会議)

審議日 令和4年10月11日

案件名	市観光情報等発信機能の強化について						
所管	市長公室	局区	部	観光・シティプロモーション	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	さがみ夢大通りに建設予定の民間ビル1階に市観光協会が移転することやプロモーションスペースを活用することによって以下の効果が見込まれる。 ・情報発信機能の強化 ・市内観光情報の一元化 ・プロモーションスペースを活用したワークショップや販売促進イベント等観光PR事業の強化					
	効果測定指標				施策番号	28	
		R4	R5	R6			
	事業効果 年度目標						
審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	・市観光協会の事務所移転に伴う観光情報等発信機能の強化について ・さがみ夢大通りに建設予定の民間ビル1階のプロモーションスペースの活用について						
決定会議 審議結果 (政策課記入)	継続審議とする。						

事案概要

・市観光協会は、橋本駅北口に所在するビルの3階に事務所があるため、ポスターやチラシが人の目に触れにくいなどの課題がある。
 ・さがみ夢大通りに面する民間ビルの建替えに伴い、建物1階に市観光協会事務所を移転するとともに、事務所前のスペースを観光PR等に活用することで、本市の観光情報等発信機能の強化を図るもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		年度						
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施内容	市内調整 外部との調整 予算査定							
	電話線等工事 備品等設置 協会引越							
	新店舗オープン(12月) オープニングイベント(1月)							
	常設観光PR 展示イベント、販促イベント、ワークショップ等							

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(商工費)			4,472					
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	4,472	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	4,472	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
4. その他()

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 貧困の解消	2 質の高いエネルギー	3 健康と長寿な生活を	4 質の高い教育を	5 ジェンダー平等を	6 安全な水と衛生	7 持続可能なエネルギー	8 働きがいと経済成長	9 産業とインフラの持続可能な発展
	10 人や国の不平等の解消	11 持続可能な都市とコミュニティ	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを保ち増やそう	16 平和と公正な社会を	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
		○						○	

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期	なし	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	資料提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	庁内の利用希望調査、民間ビル1階スペースについて地域貢献の意向確認、覚書作成の方向性確認、プロモーションスペースの運用方法について
経営監理課	観光協会の事務所移転と事業実施の関連性について
財政課	初期費用・ランニングコストと事業の効果について

備考	

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (10/3)</p>	<p>【ロケーションについて】 移転予定地は駅から少し離れている。観光客が立ち寄る仕掛けが必要ではないか。 市観光協会のHP等で周知を行うなど、工夫して発信していく。</p> <p>【プロモーションスペースの名称について】 プロモーションスペースに名称を付ける予定はあるか。 名称や愛称については検討中である。</p> <p>【財源確保について】 観光協会の財源確保のためにも、物販等を行うことは考えているか。 特産品等のプロモーションになる販促イベント等の実施を予定している。</p>
----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

市観光情報等発信機能の 強化について

観光・シティプロモーション課

事案概要

- ・市観光協会は、橋本駅北口に所在するビルの3階に事務所があるため、ポスターやチラシが人の目に触れにくいなどの課題がある。
- ・さがみ夢大通りに建設予定の民間ビル1階に市観光協会事務所を移転するとともに、事務所前のスペースを観光PR等に活用することで、本市の観光情報等発信機能の強化を図るもの。

市観光情報等発信機能の現状

市観光協会などのホームページやSNSなどの他、主に次の施設等でポスター掲示やチラシ等の配架や対面の観光案内を行っている。

緑区	観光情報コーナー(イオン橋本6階)、観光インフォメーションコーナー(橋本駅南口・北口)、藤野観光案内所、相模湖観光案内所、津久井湖観光センター
中央区	市役所本庁舎1階ロビー
南区	さがみはらアンテナショップsagamix(ボーン相模大野)、地域情報コーナー(ユニコムプラザさがみはら)

参考

第3次観光振興計画 基本方針4「効果的な情報発信」に基づき実施する施策

4-2 観光情報発信基盤の整備

…各団体等の情報を集約し、発信できる仕組みづくり

4-3 市民自らの情報発信の促進

…市内への情報発信も充実させ、地域の魅力や価値に気づき、自ら発信することを促進

課題

- ・市観光協会は、橋本駅北口に所在するビルの3階に事務所があるため、ポスターやチラシが人の目に触れにくいなどの課題がある。
- ・中央区の観光情報等の発信拠点が不足している。

緑区	観光情報コーナー(イオン橋本6階)、観光インフォメーションコーナー(橋本駅南口・北口)、藤野観光案内所、相模湖観光案内所、津久井湖観光センター
中央区	市役所本庁舎1階ロビー
南区	さがみはらアンテナショップsagamix(ボート相模大野)、地域情報コーナー(ユニコムプラザさがみはら)

プロモーションスペース(仮称)参考



移転前後比較

場所	橋本駅北口周辺ビル3階
面積	86.74m ²
賃料	約35万円／月 4,035円／m ²
営業時間	午前9時～午後6時



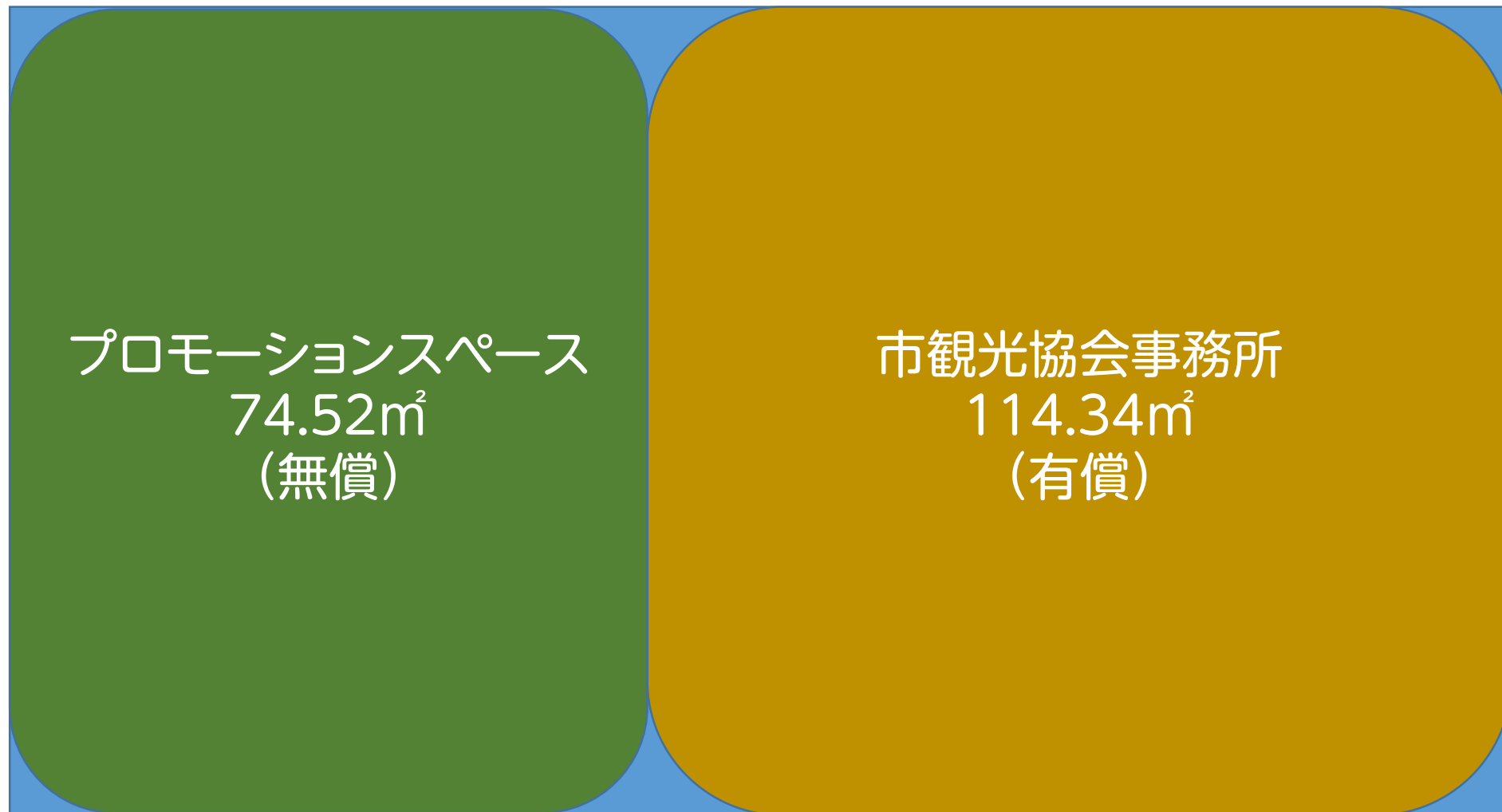
場所	さがみ夢大通りに面する民間ビル1階
面積	114.34m ² (観光協会事務所) →有償 + 74.52m ² (PRスペース) →無償
賃料	現事務所の賃料と同程度(総額35万円程度) 3,061円／m ²
営業時間	午前9時～午後6時(事務所) 午前8時～午後9時(PRスペース)

- 参考
- ・当該ビルの近傍類似価格平均値 3,000円～5,000円／m²
 - ・無償のプロモーションスペースの賃料は、74.52m²×3,061円=228,105円／月のため、20か月で移転費用を回収できる

イメージ図

さがみ夢大通り

相模原駅
徒歩6分



プロモーションスペースを利用した市観光情報等発信機能の強化イメージ

- ・市内(緑区・中央区・南区)の観光情報の一元化及び発信
- ・市内特産品の販促イベントやワークショップ等観光PR事業の強化
- ・観光プロモーション映像やポスターの掲示
- ・パンフレットラックの設置
- ・各種団体との連携による展示イベント

⇒ 市観光協会の移転により情報発信機能及び観光プロモーションに係る事業の拡充を図る

プロモーションスペースを利用した市の事業(案)

- ・シティプロモーション関連イベント等

例:SDGs関連の展示

ホームタウンチームのPR

- ・庁内からPRしたい事業やお知らせを募集

例:地域活性化イベント

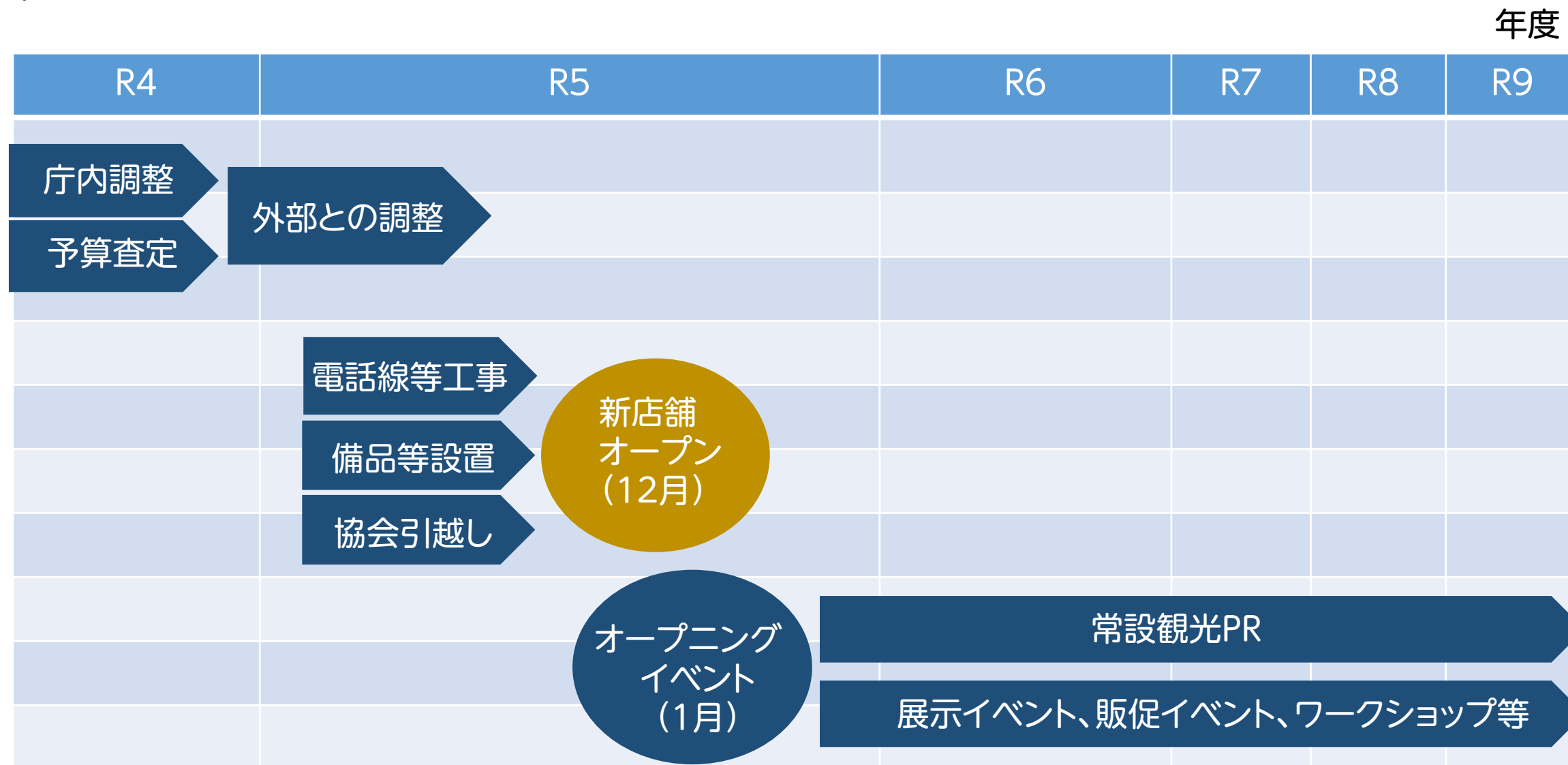
福祉関連事業

文化振興関連事業

所管課を通じて地域の団体等が活用

⇒ シティプロモーション関連の展示や
市事業のPR等の実施場所として活用

スケジュール



概算費用(令和5年度予算)

項目	金額	内訳
引越し費用	996,226	運搬費
電話・LAN工事、設定費用	300,000	ネットワーク機器、複合機等の移設・設置工事
備品等購入費用	1,550,000	サイン工事費用(協会看板、タペストリー) 什器購入(壁面、移動式、平台、パーテーション、イーゼル、案内板)
原状回復費用	200,000	旧事務所パーテーション撤去、電気電話回線の撤去・回復、 床下配線撤去、サイン・看板撤去、壁・床・窓のクリーニング
破棄費用	200,000	什器、書類、不用品の処分費
移転諸費用	150,000	司法書士依頼費用、事務所移転の案内作成、郵送費、名刺 作成、印刷物作成
事務室家賃	1,075,659	3か月分の重複を見込む
合計	¥4,471,885	

事案調書(決定会議)

審議日 令和4年10月11日

案件名	「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく料金等の見直し及び改定について											
所管	市長公室	局区	部	経営監理	課	担当者	内線					
事業効果 総合計画との関連	事業効果	/										
	効果測定指標							施策番号				
	事業効果 年度目標							R4	R5	R6		

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	コスト把握の結果と料金等の見直しについて 見直し結果に基づく料金改定案について 料金改定の時期について
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり上部会議に付議する。

事案概要

市が提供する行政サービスに係る受益と負担の関係をより適正なものとするため、平成24年12月に策定した「受益者負担の在り方の基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、料金等の見直しを実施するもの。
基本方針において、3年に1度の周期で料金等の見直しを実施することとしており、前回の改定(令和2年10月)から3年後となる令和5年10月に見直し結果に基づき料金等の改定を実施するもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール					
実施内容	<table border="1"> <tr> <th>R4</th> <th>R5(10月まで)</th> </tr> <tr> <td> 12月議会 情報提供 1月 コスト 料金改定案 公表 3月議会 条例改正案 上程 10月 料金改定 (条例施行) </td> <td> 市民等への周知 指定管理者協議 料金改定準備等 </td> </tr> </table>	R4	R5(10月まで)	12月議会 情報提供 1月 コスト 料金改定案 公表 3月議会 条例改正案 上程 10月 料金改定 (条例施行)	市民等への周知 指定管理者協議 料金改定準備等
	R4	R5(10月まで)			
12月議会 情報提供 1月 コスト 料金改定案 公表 3月議会 条例改正案 上程 10月 料金改定 (条例施行)	市民等への周知 指定管理者協議 料金改定準備等				
市内調整					

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
4. その他()

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16	17	
		○						○	

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和5年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	全協	令和4年12月定例会議

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打合せ会議()	令和3年12月 料金等の見直しのスケジュール等について(了承)
料金等を所管している課等	令和4年3月～9月 コスト把握と料金改定案の設定(調整済み)

備考	政策課、総務法制課、財政課、危機管理課、区政推進課、健康福祉総務室、子ども・若者政策課、環境経済総務室、都市建設総務室、緑区役所区政策課、中央区役所区政策課、南区役所区政策課、議会総務課、教育総務室、消防総務課、経営監理課
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (9/29)</p>	<p>【基本方針について】</p> <ul style="list-style-type: none">・基本方針を策定してから10年経過するが、改正が必要な内容はないか。 現段階で改正の必要はないと考えている。 <p>【コスト把握の方法について】</p> <ul style="list-style-type: none">・今回、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に年間を通したサービス提供ができなかったものについては、過去3年間（平成30～令和2年度）の平均値ではなく、過去2年間（平成30・令和元年度）の平均値としているが、料金算定に当たって影響はないか。 料金の算定結果が大きく変わるような影響はない。 <p>【銀河アリーナについて】</p> <ul style="list-style-type: none">・銀河アリーナの料金については、今後、行財政構造改革プランに基づく施設の在り方の見直しを行う中で、基本方針の対象外として検討することが可能か。 政策的料金とすることにより、基本方針にかかわらず料金の設定をすることは可能である。 <p>【公共施設に附帯する利用者用駐車場の有料化について】</p> <ul style="list-style-type: none">・駐車場の有料化は今回の見直しの対象ではないのか。 既存料金の見直しとは異なり、検討事項も多いことから、別に検討を行うものとしている。
----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく料金等の見直し及び改定について

1 事案概要

市が提供する行政サービスに係る受益と負担の関係をより適正なものとするため、平成24年12月に策定した「受益者負担の在り方の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、料金等の見直しを実施するもの。

基本方針において、3年に1度の周期で料金等の見直しを実施することとしており、前回の改定（令和2年10月）から3年後となる令和5年10月に見直し結果に基づき料金等の改定を実施するもの。

2 基本方針の概要

（1）基本方針の対象となるもの

使用料	プールやテニスコートなどの使用料 (公共施設の利用につき徴収する料金)
利用料金	ホールや会議室などの利用料金 (指定管理者の収入として徴収する公共施設の利用に係る料金)
手数料	住民票の写しなどの証明書の交付手数料 (特定の者のためにする事務につき徴収する料金)
その他	がん検診などの一部負担金など上記以外のもの (上記以外の分担金、負担金など、市が市民等から徴収する費用)

※ 新たに受益者負担を求めるサービスも含む。

（2）基本方針の対象外となるもの

法令等により基本方針とは別に料金積算の基準を有している料金（保育所保育料、住宅使用料など）

（3）料金等の算定方法

①行政サービスの提供に係るコストの把握

※ 過去3年間（平成30～令和2年度）の平均値

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に年間を通したサービス提供ができなかったものについては、平成30・令和元年度の2年間の平均値

②うち受益者負担の対象とする経費の算出

③受益者負担の割合の設定

④仮料金の算定

⑤料金改定案の設定

※ 仮料金と現行料金との比較により設定

必要に応じて近隣地方公共団体や市場価格の料金と比較し、金額を調整

市民生活への影響に配慮した激変緩和措置として、原則、現行料金の1.3倍以内で設定

3 今回の見直しの対象

基本方針の対象となる料金等のうち、次の①～④を除くもの

- ①令和2年10月の料金改定後に料金の新設・改定を行ったもの
- ②こどもセンター・児童館等の市が政策的に無料としている使用料等
- ③「相模原市行財政構造改革プラン」において、「第1期（令和3～5年度）」中に廃止等を行うこととしている「銀河アリーナ」及び「市体育館」、また、今後廃止予定の「南市民ホール」の使用料等
- ④年間実績が10件未満の手数料

4 基本方針に基づく料金等の見直し結果

(1) 使用料及び利用料金

コスト把握を行った129施設のうち、40施設で料金改定

(△値上げ30施設、▼値下げ5施設、△▼値上げ・値下げ双方含む5施設)

【料金改定するもの：40施設】

○市民文化系施設 10施設

△ 市民・大学交流センター	△ 小田急相模原駅文化交流プラザ
△ 市民会館	△ 勤労者総合福祉センター
△ 文化会館	△▼産業会館
△ 杜のホールはしもと	▼ 津久井合唱館
△ 城山文化センター	△ 西青山地域センター

○スポーツ・レクリエーション系施設 22施設

△ 各市民健康文化センター（2施設）	▼ 中沢グラウンド
△ 横山公園有料公園施設	△ 青野原グラウンド
△ 鹿沼公園有料公園施設	△ 小原プール
△▼総合水泳場	△ 小倉プール
△▼各総合体育館（2施設）	△ 相模湖林間公園スポーツ施設
△ 相模原球場	△▼名倉グラウンド
△ 淵野辺公園有料公園施設	△ ふじのマレットゴルフ場
△ 古淵鶴野森公園屋外水泳プール	△ 小山公園スポーツ施設
△ 相模台公園有料公園施設	△ けやき体育館
△ 相模原麻溝公園競技場	△ 鳥居原ふれあいの館

○保健・福祉施設 6施設

▼ あじさい会館（各分室含む3施設）	△ さがみ湖リフレッシュセンター
△ 各ふれあいセンター（2施設）	

○生涯学習施設 2施設

△ 市民ギャラリー	△ 津久井生涯学習センター
-----------	---------------

【料金改定なしとするもの：89施設】

仮料金と現行料金がほぼ同額であるもの 等

○市民文化系施設 9施設

男女共同参画推進センター、地域センター（西青山地域センターを除く） 等

○スポーツ・レクリエーション系施設 25施設

無人管理のグラウンド・スポーツ広場 等

○生涯学習施設 33施設

公民館 等

○その他 22施設

自転車駐車場 等

(2) 手数料

コスト把握を行った80件のうち、10件で料金改定

【料金改定するもの：10件】

○飲料水の水質試験に係る手数料 9件（値上げ8件・新設1件）

○指定下水道工事店登録手数料 1件（値下げ）

【料金改定なしとするもの：70件】

仮料金と現行料金がほぼ同額であるもの、近隣地方公共団体との比較によるもの 等
（住民票の写し・印鑑証明書・戸籍の附票の写し・住民票の閲覧及び諸証明手数料 等）

(3) その他

コスト把握を行った14件のうち、1件で料金改定

【料金改定するもの：1件】

○リユース家具の展示と譲渡に係る料金（値上げ）

【料金改定なしとするもの：13件】

仮料金と現行料金がほぼ同額であるもの、市が政策的に低廉な金額としているもの 等
（がん検診料 等）

5 料金改定に伴う影響額（試算）

- ・ 使用料及び利用料金 約1億2,400万円／年の増収
- ・ 手数料 約30万円／年の増収
- ・ その他 約20万円／年の増収

※ 料金改定等による利用人数や利用率等の変動は加味していない。

6 事業スケジュール

日程	内容
令和4年 9月～	庁議
11月	議会への情報提供（全員協議会）
令和5年 1月	コスト及び料金改定案の公表
3月	市議会3月定例会議に条例改正案を上程
4月～	市民等への周知、指定管理者協議※1、料金改定準備等
10月	料金改定（条例施行）※2

※1 利用料金制又は使用料実績払制を採用している施設については、料金改定に伴う収入への影響額に応じて指定管理料が増減するため、指定管理料の変更について指定管理者と協議を行う。

※2 施設の使用料及び利用料金については、申込日によってその差が生じないように、料金改定の実施時期から事前申込みが可能である間は、従前の使用料又は利用料金とする経過措置を設ける。

事案調書(決定会議)

審議日 令和4年10月11日

案件名	一般廃棄物処理手数料の見直し及び改定について						
所管	環境経済	局区	-	部	廃棄物政策	課 担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	[斜線表示]					
	効果測定指標						
	事業効果 年度目標	R4	R5	R6			

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	コスト把握の結果と手数料の見直しについて 見直し結果に基づく手数料改定案について 手数料改定の時期について
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり上部会議に付議する。

事案概要

一般廃棄物の処理に係る受益と負担の関係をより適正なものとするため、平成24年12月に策定された「受益者負担の在り方の基本方針」(以下「基本方針」という。)に準じ、手数料の見直しを実施するもの。
基本方針において、3年に1度の見直しを実施することとされており、前回の改定(令和2年10月)から3年後となる令和5年10月に改定を実施するもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール	
実施内容	R4
	R5(10月まで)
	12月議会 情報提供 1月 コスト 料金改定案 公表 3月議会 条例改正案 上程 市民等への周知 手数料改定準備等 10月 料金改定 (条例施行)
	庁内調整 [黄色い矢印]

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
4. その他()

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16	17	
	○	○							

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和5年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	なし		時期	-	議会への情報提供	全協	令和4年12月定例会議

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
一般廃棄物処理手数料見直し 検討会議()	一般廃棄物処理手数料の見直しに係る概要、手数料改定(案)、スケジュール等について(調整済み)
経営監理課、総務法制課	条例制定のスケジュール等について(調整済み)

備考	資源循環推進課、廃棄物指導課、南清掃工場、北清掃工場、相模台収集事務所、津久井クリーンセンター、下水道経営課、下水道料金課、津久井下水道事務所、地域経済政策課
----	---------------------------------------------------------------------------------

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (9/29)

【手数料改定案について】

- ・事業系ごみと家庭系ごみで受益者負担率の考え方に違いはあるのか。
事業系ごみ、家庭系ごみ共に、受益者負担率100%を目指している。
- ・今回の改定案では、双方の差がほとんど無くなるが、差を設けないという考え方は一般的なのか。
考え方は市町村ごとに異なるが、近隣市町村では同額と設定している例が比較的多い。

【処理原価について】

- ・昨今の原油価格の高騰等により収集運搬に係る経費が増加していると思われるが、今回の処理原価の算定は、平成31年度から令和2年度を対象としているため、それら高騰分は含まれておらず、次回の見直しの際に影響分が反映される見込みということでしょうか。
- ・そのとおり。ただし、一般的に運輸業においては価格転嫁が遅れる傾向にあるため、処理原価への影響も遅れる可能性がある。

【「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく料金などの見直し及び改定との住み分けについて】

- ・一般廃棄物処理手数料については、「受益者負担の在り方の基本方針」に準じた見直しとのことだが、全員協議会での説明は別々に行う予定か。

前回の見直し時と同様、同時に説明することを想定している。

一般廃棄物処理手数料の 見直し及び改定について

環境経済局

(担当課：廃棄物政策課)

1. 手数料改定の目的について

○ 受益と負担の適正化（処理原価（コスト）との乖離の是正）

⇒「受益者負担の在り方の基本方針」に準じ、「3年に1度の見直し」を行う。なお「改定金額を1.3倍まで」とする激変緩和措置を講じる。

○ ごみの減量化及び資源化の促進



ごみ処理手数料（粗大ごみ、特定家庭用機器廃棄物、事業系ごみ等）、
し尿・浄化槽汚泥等処理手数料の見直し

2. 処理原価の算定について

(1) 処理原価の算定方法①

処理原価は、（公社）全国都市清掃会議※1が作成した
「廃棄物処理事業 原価計算の手引き※2」に基づき算定する。

※1（公社）全国都市清掃会議：地方公共団体が行う清掃事業の効率的な運営及び技術の改善のために必要な調査、研究、情報管理等の事業を実施している団体。

※2「廃棄物処理事業 原価計算の手引き」：市町村が廃棄物処理事業の費用分析を行うにあたって準拠することができる一般基準として（公社）全国都市清掃会議が作成したもの。廃棄物処理事業の行政効果と経済性の検証や、廃棄物処理手数料等の決定の資料として使用されることを目的としている。

(1) 処理原価の算定方法②

「収集運搬」及び「処分」にかかる経費を以下の4費目に分類する。

① 人件費：職員の人件費

② 物件費：運営費、維持管理費、維持補修費等

③ 減価償却費：施設等に要した経費の減価償却費

④ 公債利子：施設整備等に要した公債にかかる利子

⇒ 上記の①～④を収集量または処分量で除して単価を算出する。

$$\text{処理原価（収集運搬）} = \frac{\text{収集運搬に係る上記①～④の経費}}{\text{収集量}}$$

$$\text{処理原価（処分）} = \frac{\text{処分に係る上記①～④の経費}}{\text{処分量}}$$

(1) 処理原価の算定方法③

個別に手数料設定をしている項目については、以下のとおり算定する。

○特定家庭用機器廃棄物（家電4品目※）に係る処理原価

※家電4品目 = エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

☞ 算定方法：運搬経費（指定引取場所への運搬費等）を運搬個数で除す

○スプリング付きベッドマットレスに係る処理原価

☞ 算定方法：解体経費（委託料）を解体枚数で除す

○動物の死体に係る処理原価

☞ 算定方法：処理経費（専用焼却炉の維持管理費、管理運営費）を処理体数で除す

(2) 処理原価の算定結果について

●区分ごとの処理原価

区 分		3 年 平 均		増 減 (②-①)	単 位
		H27~H29 (① 前回改定)	H30~R2 (② 今回改定)		
ごみ処理原価	収集・運搬及び処分	407	404	▲ 3	円/10kg
	施設へ搬入	262	250	▲ 12	
特定家庭用機器 廃棄物 (家電4品目)	収集・運搬	4,225	4,276	51	円/個
	施設へ搬入	3,809	3,862	53	
スプリング付き マットレス	収集・運搬及び処分	3,131	3,805	674	
	施設へ搬入	2,317	2,997	680	
動物の死体	施設へ搬入	3,591	4,301	710	
し尿処理原価	収集・運搬	1,160	1,152	▲ 8	円/36L

※消費税率は10%に換算している。

3. 手数料改定案について

(1) 手数料設定にあたっての方針

ア 手数料設定の基本的な方針

- 粗大ごみなど別途処理施設が必要な廃棄物、市が戸別収集する廃棄物、一時的に大量に発生した廃棄物を処理する場合については、手数料を徴収する。
- 事業者責任において処理することとされている事業系ごみや産業廃棄物を処分する場合については、手数料を徴収する。
- し尿や浄化槽汚泥等については、処分費用を含めず、収集運搬に係る費用の手数料を徴収する。

イ 激変緩和措置について

- 手数料に係る受益者負担割合は「受益者負担の在り方の基本方針」において、「対象経費全てを受益者負担とする」とされているが、値上げ幅については、激変緩和措置（1.3倍以内）を講ずる。

(2) 手数料見直しの概要について

ア ごみ処理手数料について

- 現行料金で受益者負担率が100%に達していない区分については、値上げ（ただし、現行料金の1.3倍まで）を行う。
- 現行料金で受益者負担率が100%に達している区分については、据え置きとする。
- 現行料金で受益者負担率が100%を超えている区分（事業系ごみ、産業廃棄物）については、以下の理由により据え置きとする。
 - 【理由①】 令和3年度以降の処理原価は現行料金水準になる見込みであること。
 - 【理由②】 隣接する町田市・八王子市が本市より手数料が高い状況にあること。

イ し尿・浄化槽汚泥等処理手数料について

- すべての区分において現行料金で受益者負担率が100%に達していないため、値上げ（ただし、現行料金の1.3倍まで）を行う。

(3) ごみ処理手数料(案)

区分	現行料金 a	改定(案) b	処理原価 c	受益者負担率 d(b/c)	値上げ率 e(b/a)	激変緩和 措置適用	備考
(1) 粗大ごみ							
収集・運搬及び処分(円/個)	400	400	404	99.0%	1.00		10kg区分
	800	800	808	99.0%	1.00		20kg区分
	1,600	1,600	1,616	99.0%	1.00		40kg区分
	2,400	2,400	2,424	99.0%	1.00		60kg区分
施設へ搬入(円/10kg)	190	240	250	96.0%	1.26	○	
(2) スプリング付きマットレス(単位:円/枚)							
収集・運搬及び処分	2,800	3,600	3,805	94.6%	1.29	○	
施設へ搬入	2,300	2,900	2,997	96.8%	1.26		
(3) 特定家庭用機器(家電4品目)(単位:円/個)							
収集・運搬	2,500	3,200	4,276	74.8%	1.28	○	
施設へ搬入	1,600	2,000	3,862	51.8%	1.25	○	
(4) 家庭系ごみ(単位:円/10kg)							
収集・運搬及び処分	400	400	404	99.0%	1.00		
施設へ搬入	190	240	250	96.0%	1.26	○	
(5) 事業系ごみ(単位:円/10kg)							
施設へ搬入	260	260	250	104%	1.00		
(6) 産業廃棄物(単位:円/10kg)							
施設へ搬入	260	260	250	104%	1.00		
(7) 動物の死体(単位:円/体)							
施設へ搬入	3,500	4,300	4,301	100.0%	1.23		

…据え置き
 …値上げ

※処理原価は平成30年度～令和2年度の平均値(消費税率は10%に換算している)

【参考】ごみ処理手数料(R2年度改定時)

区分	現行料金 a	改定(案) b	処理原価 c	受益者負担率 d(b/c)	値上げ率 e(b/a)	激変緩和 措置適用	備考
(1) 粗大ごみ							
収集・運搬及び処分(円/個)	320	400	407	98.3%	1.25		10kg区分
	640	800	814	98.3%	1.25		20kg区分
	1,280	1,600	1,628	98.3%	1.25		40kg区分
	1,920	2,400	2,442	98.3%	1.25		60kg区分
施設へ搬入(円/10kg)	150	190	262	72.5%	1.27	○	
(2) スプリング付きマットレス(単位:円/枚)							
収集・運搬及び処分	-	2,800	3,131	89.4%	-		
施設へ搬入	-	2,300	2,317	99.3%	-		
(3) 特定家庭用機器(家電4品目)(単位:円/個)							
収集・運搬	1,950	2,500	4,225	59.2%	1.28	○	
施設へ搬入	1,300	1,600	3,809	42.0%	1.23	○	
(4) 家庭系ごみ(単位:円/10kg)							
収集・運搬及び処分	320	400	407	98.3%	1.25		
施設へ搬入	150	190	262	72.5%	1.27	○	
(5) 事業系ごみ(単位:円/10kg)							
施設へ搬入	230	260	262	99.2%	1.13		
(6) 産業廃棄物(単位:円/10kg)							
施設へ搬入	230	260	262	99.2%	1.13		
(7) 動物の死体(単位:円/体)							
施設へ搬入	-	3,500	3,591	97.5%	-		

■…新規

■…値上げ

※処理原価は平成27年度~29年度の平均値(消費税率は10%に換算している)

(4)し尿・浄化槽汚泥等処理手数料(案)

○し尿(収集運搬)

(単位:円)

区分	現行料金 a	改定(案) b	処理原価 c	受益者負担率 d(b/c)	改定率 e(b/a)	激変緩和 措置適用
(1) 家庭系						
1人につき月額	280	360	1,152	31.3%	1.29	○
36ℓにつき	280	360	1,152	31.3%	1.29	○
(2) 事業系						
36ℓにつき	320	410	1,152	35.6%	1.28	○

○浄化槽汚泥等(収集運搬)

(単位:円)

区分	現行 a	改定(案) b	処理原価 c(改定案)	受益者負担率 d(b/c)	改定率 e(b/a)	激変緩和 措置適用
(1) 家庭系						
36ℓにつき	220	280	1,152	24.3%	1.27	○
(2) 事業系						
36ℓにつき	290	370	1,152	32.1%	1.28	○

 …値上げ

※処理原価は平成30年度～令和2年度の平均値(消費税率は10%に換算している)

【参考】し尿・浄化槽汚泥等処理手数料(R2年度改定時)

○し尿（収集運搬）

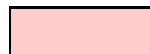
（単位：円）

区分	現行料金 a	改定（案） b	処理原価 c	受益者負担率 d(b/c)	改定率 e(b/a)	激変緩和 措置適用
(1) 家庭系						
1人につき月額	220	280	1,160	24.1%	1.27	○
36ℓにつき	220	280	1,160	24.1%	1.27	○
(2) 事業系						
36ℓにつき	250	320	1,160	27.6%	1.28	○

○浄化槽汚泥等（収集運搬）

（単位：円）

区分	現行 a	改定（案） b	処理原価 c(改定案)	受益者負担率 d(b/c)	改定率 e(b/a)	激変緩和 措置適用
(1) 家庭系						
36ℓにつき	170	220	1,160	19.0%	1.29	○
(2) 事業系						
36ℓにつき	230	290	1,160	25.0%	1.26	○

 …値上げ

※処理原価は平成27年度～29年度の平均値（消費税率は10%に換算している）

4. 歳入見込み額について

一般廃棄物処理手数料については、
約16億8000万円の収入があるが、
手数料改定を行った場合、
約6,000万円の増収が見込まれる。

(※令和3年度決算ベースで積算した場合)

●手数料区分別の歳入見込み額について

(単位：千円)

	現行(R3)	改定案	歳入増
ごみ処理手数料	1,626,000	1,671,000	45,000
し尿等処理手数料	54,000	69,000	15,000
合計	1,680,000	1,740,000	60,000

5. 今後のスケジュールについて

○改定時期：令和5年10月

「受益者負担の在り方の基本方針」の見直しと整合

○改定までのスケジュール

R4.9月～ 庁議

R4.12月 市議会（全員協議会）説明

R5.1月 処理原価公表

2月 廃棄物減量等推進審議会へ説明

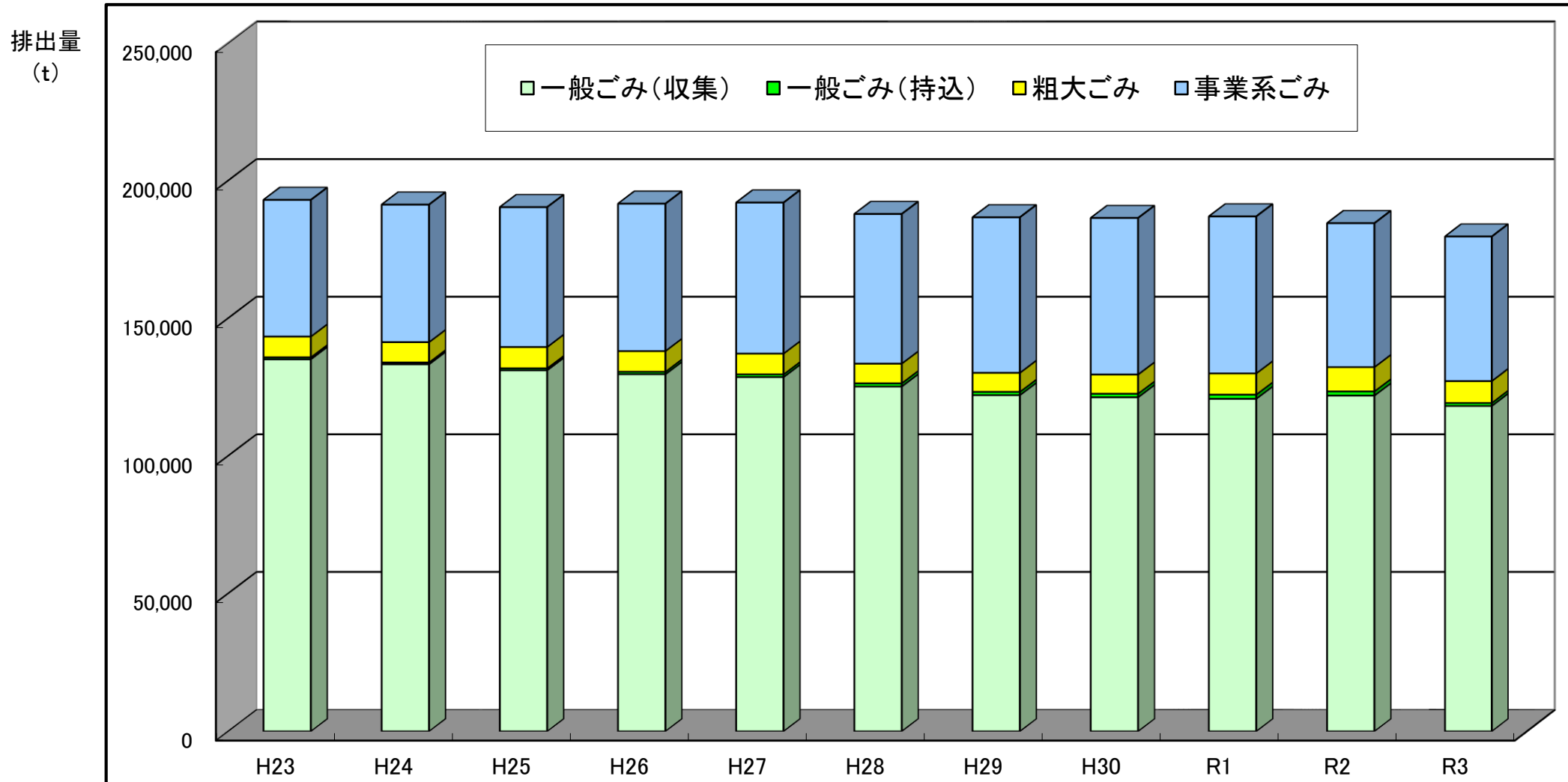
3月 議案上程（条例改正）

4月～ 市民・事業者周知

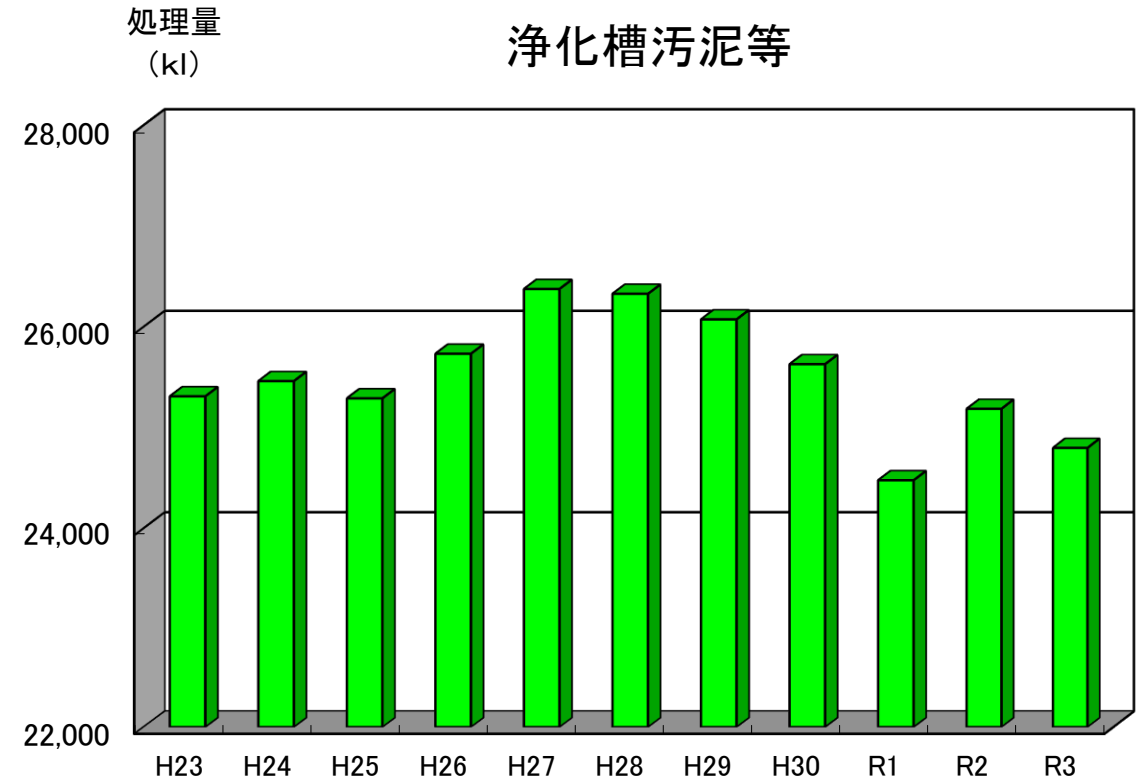
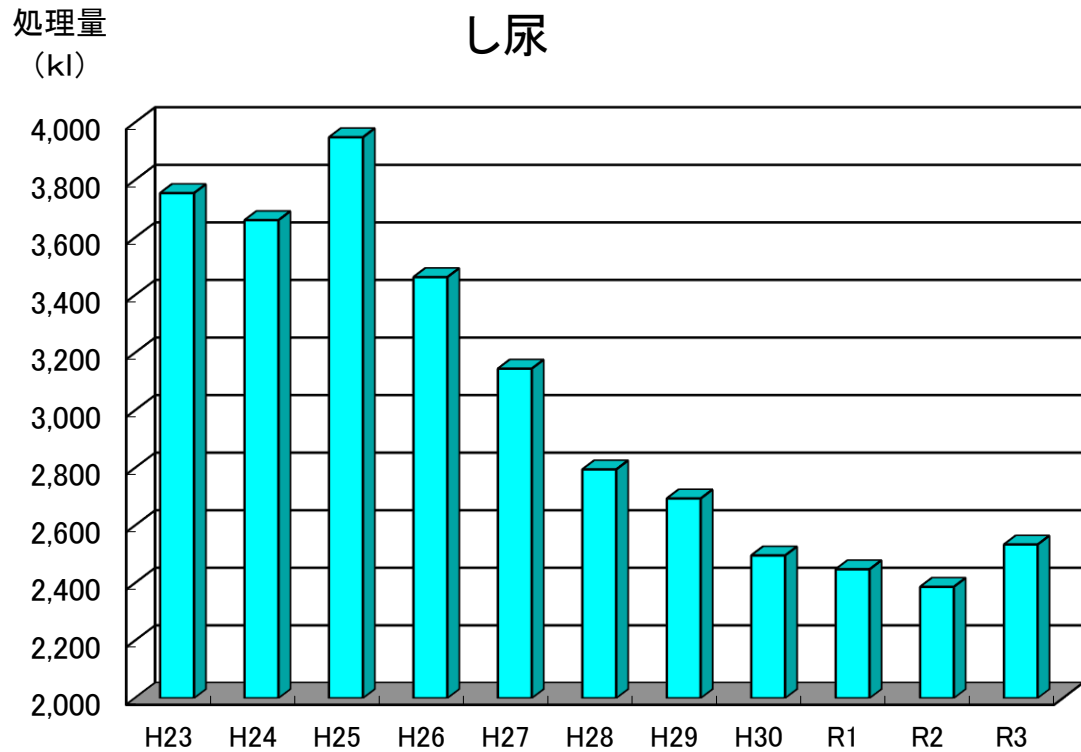
必要物品(粗大ごみ収集シール等)の調達・配送

R5.10月～ 条例施行（手数料改定）

【参考】ごみ処理量の推移



【参考】し尿・浄化槽汚泥等処理量の推移



事案調書(決定会議)

審議日 令和4年10月11日

案件名	(仮称)相模原市健康づくり推進条例の制定について						
所管	健康福祉	局 区	保健衛生	部	健康増進	課 担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	健康づくりの気運の醸成 市民が生涯にわたって生き生きと暮らし続けられる社会の実現に向けた取組の推進 健康づくりに関わる様々な主体の役割の明確化や、連携・協働の推進 平均寿命と健康寿命の差の縮小が図られることによる介護保険や医療費に係る負担増大の抑制					
	効果測定指標	自分が健康であると感じている市民の割合 健康のために取り組んでいることがある市民の割合			施策番号	10	
		R4	R5	R6			
	事業効果 年度目標	条例の制定	条例に基づく計画の策定 条例の施行、周知				
		条例、計画に基づく取組の実施					→

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	健康づくり推進条例の概要について
--------------------------------------------------------	------------------

決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり上部会議に付議する。
-------------------------	-------------------

事案概要

急速な少子高齢化や疾病構造の変化等、市民の健康を取り巻く環境は大きく変化してきており、生活習慣の改善や介護予防など、健康寿命の延伸に向けたより一層の取組が求められている。また、コロナ禍により各種健診受診率の低下や高齢者の体力低下が懸念される状況も生じている。

こうしたことから、健康づくりの推進に係る条例を制定して、基本理念を明らかにし、市、市民、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者が連携、協働して健康づくりに関する施策に取り組むとともに、健康づくりの気運の醸成を図り、新型コロナウイルス感染症への対応から得られた教訓を生かしつつ、時代に即した健康づくり施策を進めていくことにより、市民が生涯にわたっていきいきと暮らし続けられる社会の実現を目指すもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施 内容		4月 条例施行、周知					
	12月	市議会12月定例会議民生部会で条例(素案)の概要を説明					
	12月～1月	パブリックコメント					
	2月	市議会3月定例会議に条例(案)を提案					
		健康づくりフェスタ等の機会を通じた条例の周知、健康づくりの気運醸成 パンフレットの作成、配布等					
		3月 条例に基づく計画の策定					
		条例、計画に基づく取組の実施					→

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(衛生費)			1,500					
うち任意分			1,500					
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	1,500	0	0	0	0	0
うち任意分			1,500					
捻出する財源 2			1,071					
一般財源拠出見込額		0	429	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
4. その他()

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 健康と福祉	2 質の高いエネルギー	3 気候変動に具体的な対策を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等をすすめる	6 安全な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギーを	8 働きがいも経済成長も	9 産業と雇用イノベーション
				○					
	10 人や国ごとの格差をなくす	11 持続可能な都市とコミュニティを	12 つながりを持たずとも	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正な社会を	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
								○	

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	制定あり	議会提案時期	令和5年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
		パブリックコメント	あり		時期	令和4年12月	議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
健康づくりの推進に係る条例の制定に関する検討委員会	令和4年2月諮問(健康づくりの推進に係る条例について)、同年9月答申
(仮称)健康づくり推進条例検討会議	令和3年10月～令和4年7月(全4回開催)
総務法制課	条例(案)の内容等

備考

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (9/30)	<p>【事業経費、財源について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の事業費に対し、捻出財源で不足する部分は、どのような対応を想定しているか。局内予算の調整の中で対応せざるを得ないと考えている。 <p>【効果測定指標について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険や医療費に係る負担増大の抑制は指標とはしないのか。健康づくりの推進による医療費等の増大抑制は、中長期的なものであり、副次的な効果でもあることから指標とはしていない。 効果測定指標に掲げている項目の基準値は把握しているか。現総合計画において指標としている項目であり、総合計画の進行管理の中で把握している。 <p>【次期保健医療計画等の策定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次期保健医療計画等は一体的に策定することを目指すとのことだが、各計画を審議する附属機関も一体化していくのか。次期保健医療計画の検討を進めていく中で、一体化の方向で調整を進めていく。
-------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(仮称)相模原市健康づくり推進条例の 制定について

令和4年10月11日

健康福祉局 保健衛生部 健康増進課



1 条例制定の背景・目的について

(1) 条例制定の背景

- 更なる高齢化の進行、生活習慣病の増加
→ 健康の維持・向上、健康寿命延伸の実現が重要な課題
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大
→ 健康づくりを取り巻く環境が激変し、検診受診率の低下など健康の維持が全国的な課題

(2) 条例制定の目的

- 健康づくりを取り巻く様々な課題への対応
→ 市民、関係団体、行政等における健康づくりの推進に向けた理念の共有
→ 健康づくりに係る具体的な方向性や将来に亘り取り組むべき施策(施策の柱)の明確化
- 発信力の強化
→ 市が健康づくりに前向きに取り組むことが市民に周知される
→ 指定都市では制定事例無し
- コロナ禍の今が「契機」
→ 健康づくりの気運の醸成
→ 健康づくりの必要性や大切さを再認識
→ コロナ禍で得られた教訓を将来に生かしていく

2 これまでの経過

- 市議会民生部会での情報提供（令和3年9月8日）

- 外部検討組織（健康づくりの推進に係る条例の制定に関する検討委員会）による検討（諮問）
 - ・令和3年12月に第1回会議を開催（全5回開催）
 - ・令和4年2月14日（第2回検討委員会）に健康づくりの推進に係る条例について諮問
 - ・委員構成：学識、医療関係団体、市民団体、公募市民（17名）
 - ・令和4年9月9日に健康づくりの推進に係る条例について答申

- 市民意見の聴取（オープンハウス）
 - ・実施日時：5月20日（金）～5月22日（日）
 - ・実施場所：相模原駅前、アリオ橋本、相模大野駅北口
 - ・参加者：234名
 - ※その他、イベント等の機会を通じて随時アンケートを実施



3 健康づくりの推進に係る条例の制定に関する検討委員会

健康づくりの推進に係る条例の制定に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。

学識経験者	堤 明純	北里大学医学部公衆衛生学教授 【委員長】
	堤 ちはる	相模女子大学栄養科学部教授 【副委員長】
保健医療関係者	伊藤 吉美	相模原市健康づくり普及員連絡会
	梶山 和美	公益社団法人 神奈川県看護協会相模原支部
	菅野 宏一	公益社団法人相模原市薬剤師会
	佐藤 聡一郎	一般社団法人相模原市医師会
	土屋 敦	公益社団法人相模原市病院協会
	寺崎 浩也	公益社団法人相模原市歯科医師会
	土井 梨恵	特定非営利活動法人 神奈川県歯科衛生士会相模原支部
	山口 さゆり	相模原市栄養士会
	湯田 里子	相模原市食生活改善推進団体わかな会
公共的団体等代表者	笹野 章央	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
	竹田 幹夫	相模原市自治会連合会
	毛利 智恵子	一般社団法人相模原市高齢者福祉施設協議会
公募委員	安藤 晴敏	
	高橋 修一	
	水野 克己	

3 健康づくりの推進に係る条例の制定に関する検討委員会

【検討委員会での主な意見】

- 市民に分かりやすく、なじめる表現で
- 子どもから高齢者まで、障害や疾病の有無にかかわらず、全ての市民が条例の対象であるということが意識できるように
- 健康づくりの大切さが伝わりやすい内容となるように
- 条例で市の責務や、市民・事業者・保健医療関係者などの役割を示すことにより、各主体それぞれの自主的な取組を促す
- 条例の制定により、健康づくりの気運を醸成し、取組をより一層推進していくべき
- 生活習慣病や食育と密接な関係もあることから、歯と口腔の健康づくりに関する取組や、特にオーラルフレイル対策は条例に位置付けるべき
- コロナ禍が条例制定の契機であることを踏まえ、感染症対策は特出しすべき



4 (仮称)相模原市健康づくり推進条例の概要

1 本市の健康づくり推進の姿勢や目指す姿を明らかにする

- ◆ 健康づくり分野における市政運営の基本的な理念や原則などを定める
- ◆ 疾病や障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者まで全ての市民を対象
- ◆ コロナ禍を契機に、全ての市民の健康を願い、より一層の健康づくりに着実に取り組んでいく決意の表明とするとともに、条例で掲げることにより、全ての市民がいきいきと暮らし続けられる社会の実現を目指すための、将来に亘る礎とする

2 「前文を置く」「です・ます調」など市民に健康づくりの大切さを分かりやすく伝える

- ◆ 本条例の制定の経緯、趣旨、理念、目的などを前文で明らかにする
- ◆ 市民に分かりやすい、親しみやすい表現

3 健康づくりの総合的・計画的な推進やコロナ禍も踏まえた施策を明示

- ◆ 健康寿命の延伸が重要な課題と捉え、がんやオーラルフレイル対策、楽しみながら身体活動や運動の習慣を身に付けられるための施策等を規定
- ◆ 次代を担う子ども等の健やかな成育に向け、次世代につながる健康づくりに関する施策を規定
- ◆ 感染症に関する知識の普及啓発とともに、感染者や医療従事者等が感染症に起因する差別や偏見を受けないよう取組を規定

5 (仮称)相模原市健康づくり推進条例の構成

I 前文

II 総則

目的、定義、基本理念、市の責務、市民・事業者・保健医療関係者・健康づくり関係者の役割

III 計画

健康づくりの推進に関する計画の策定

IV 基本的 施策

身体活動及び運動に関する施策
健康を支える食育の推進に関する施策
歯と口腔の健康づくりに関する施策
生活習慣病の発症及び重症化の予防に関する施策
こころの健康づくりに関する施策
次世代につながる健康づくりに関する施策
感染症の予防等に関する施策
健康被害の防止に関する施策
顕彰、市民健康づくり推進月間

附則

6 今後のスケジュール

～令和4年10月	庁議
令和4年12月上旬	市議会令和4年12月定例会議民生部会
令和4年12月中旬 ～ 令和5年1月中旬	パブリックコメント
令和5年2月	市議会令和5年3月定例会議に上程
令和5年4月	条例施行
令和6年3月	条例に基づく健康づくり推進計画の策定 ※ 次期「保健医療計画」を健康づくり推進計画に位置づけ ※ 「歯と口腔の健康づくり推進計画」及び「食育推進計画」の次期計画は、次期「保健医療計画」との一体的策定を目指す



7 条例制定後の取組

健康づくり推進条例の制定・周知（令和5年度～）

- ◆ 健康づくりフェスタ等の機会を通じた条例の周知、健康づくりの気運醸成
- ◆ 市ホームページや広報さがみはら等への掲載
- ◆ パンフレットの作成、配布等
（公共施設への配架、がん集団検診や健康づくり事業等の会場での配布など、あらゆる機会を捉えて周知）

健康づくりの推進に関する計画の策定（令和5年度）

- ◆ 条例に基づき、健康づくりに関する基本的施策等を推進するための具体的取組を「健康づくり計画」において定め、条例に定める事項を着実に実施
- ◆ 「歯と口腔の健康づくり推進計画」及び「食育推進計画」と一体的に策定する次期「保健医療計画」を「健康づくり計画」として位置づけ（令和6年3月策定予定）

健康づくりの推進に関する計画の推進（令和6年度～）

- ◆ 健康づくりの推進に関する計画に基づき、条例の基本的施策に定める事項（具体的取組は計画策定の中で検討）を着実に推進



8 さがみはら健康都市宣言の取扱いについて

【さがみはら健康都市宣言】＜平成12年10月28日＞

さがみはらの豊かな自然と良好な生活環境のもと、市民一人ひとりが尊重され、心身ともに健康で暮らし続けられることはわたくしたちの共通の願いです。

わたくしたちは「自らの健康は自らつくる」を基本に次の目標を掲げ、個人・家庭・地域社会が一体となって生涯にわたる健康づくりを進めます。

- 1.健康について学びあい、健康づくりを実践し、かけがえのない健康を守り、はぐくみます。
- 1.心と心のふれあいを大切にし、だれもが生きがいをもち安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- 1.スポーツや体力づくりに親しみ、人と人との交流をとおして健康づくりの輪を広げます。

わたくしたちは、21世紀へ向けて、すべての市民の健康で幸せな生活を願い、わたくしたちのまちさがみはらを「健康都市」とすることを宣言します。

- 「心身ともに健康で暮らし続けられることはわたくしたちの共通の願い」 → 条例前文に同様の表現
- 「自らの健康は自らつくる」を基本 → 条例案の3のアに規定



- 宣言は市の意気込みを内外に表したものであり、その思いを将来にわたって継承していくことは重要と認識
- 健康都市宣言と条例の内容に齟齬は生じず、宣言を行ったことが否定されるものでもない
- 条例と宣言が並立している事例もある(環境、男女共同参画)

健康都市宣言は改廃せず、健康づくり推進条例と併存させる

事案調書(決定会議)

審議日 令和4年10月11日

案件名	マイクロチップ装着義務化に伴う狂犬病予防法の特例制度について							
所管	健康福祉	局区	保健衛生	部	生活衛生	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	・犬の所有者明示の推進 ・市民等(飼い主)の利便性の向上(窓口に来所することなく登録可能) ・事務の効率化(窓口業務の簡素化)						
	効果測定指標	迷子防止等のための迷子札、マイクロチップ等の装着を行っている飼い主の割合			施策番号	16		
		R4	R5	R6			R9	
事業効果 年度目標			51.6%				61.2%	

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	(1)特例制度参加の有無及び時期について 令和5年4月1日から参加 (2)手数料の設定について ア 特例制度における犬の登録にかかる手数料について:徴収しない イ マイクロチップを取り除いた犬に対する鑑札の交付手数料について:1,600円とする
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事案概要

動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、令和4年6月1日から販売される犬及び猫へのマイクロチップ(以下「MC」という。)の装着が義務化された(飼い犬猫は努力義務)。これに伴い、MC装着犬及び猫の所有者情報等について、指定登録機関への登録制度(「犬と猫のマイクロチップ情報登録」制度)が始まった。
 現在、狂犬病予防法に基づき、犬は市町村への登録が義務付けられているが、MC装着犬については、市町村長の求めに応じて、指定登録機関から犬の所在地を管轄する市町村に所有者情報等が通知され、犬の登録に必要な情報として取り扱うことが可能となった(狂犬病予防法の特例制度)。当該特例制度への参加及び時期、その場合の手数料について検討するもの

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施内容	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	庁内調整 R4.12 ● 議会上程 条例改正 関係団体と調整 周知	R5.4 ● 条例施行					
	事業実施						

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(衛生費)		44,315	44,260	44,260	44,260	44,260	44,260	44,260
うち任意分		44,315	44,260	44,260	44,260	44,260	44,260	44,260
特財								
国、県支出金		0	0	0	0	0	0	0
地方債		0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		44,315	44,260	44,260	44,260	44,260	44,260	44,260
うち任意分		44,315	44,260	44,260	44,260	44,260	44,260	44,260
捻出する財源 2		0	0	0	0	0	0	0
一般財源拠出見込額		44,315	44,260	44,260	44,260	44,260	44,260	44,260
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
4. その他(新たな財源の必要なし)

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 貧困の解消	2 質の高いエネルギー	3 気候変動に具体的な対策を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 再生可能エネルギー	8 働きがいのある経済を実現しよう	9 産業と雇用イノベーション
	10 人や国の不平等をなくそう	11 持続可能な都市を創ろう	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
		○							

日程等 調整事項	条例等の調整	条例 改廃あり	議会提案時期	令和4年12月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	資料提供	

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
総務法制課	手数料徴収の可否、条例改正の必要性、改正内容・部会報告・スケジュールについて調整済
政策課	事業内容、パブリックコメントの実施等について調整済
経営監理課	手数料徴収の考え方について調整済
情報公開・文書管理課	法令の規定に基づき指定登録機関から個人情報を収集することについて調整済
	令和4年5月19日、9月9日関係課長打合せ会議開催 出席課: 政策課、経営監理課、総務法制課、人事・給与課、財政課、健康福祉総務室
人事・給与課	人工について調整中

備考	令和4年7月5日関係団体である神奈川県獣医師会に参加について確認済
----	-----------------------------------

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(9/30)

【人工について】
事務が簡素化されることで、どれだけ事務が減少するか具体的な説明がなかったため決定会議資料に追加することとした。

マイクロチップ装着義務化に伴う 狂犬病予防法の特例制度について

<内容>

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律の改正について
- 2 犬の登録事務の概要について
- 3 検討事項について
- 4 先行自治体等の状況について
- 5 今後のスケジュール

決定会議資料
【生活衛生課】



1 動物の愛護及び管理に関する法律の改正について (令和4年6月施行関連)

- (1) マイクロチップ装着の義務(販売業者:義務、飼い主:努力義務)
- (2) マイクロチップ取り外しの禁止
- (3) マイクロチップを装着した犬の環境大臣への登録義務
- (4) 狂犬病予防法の特例

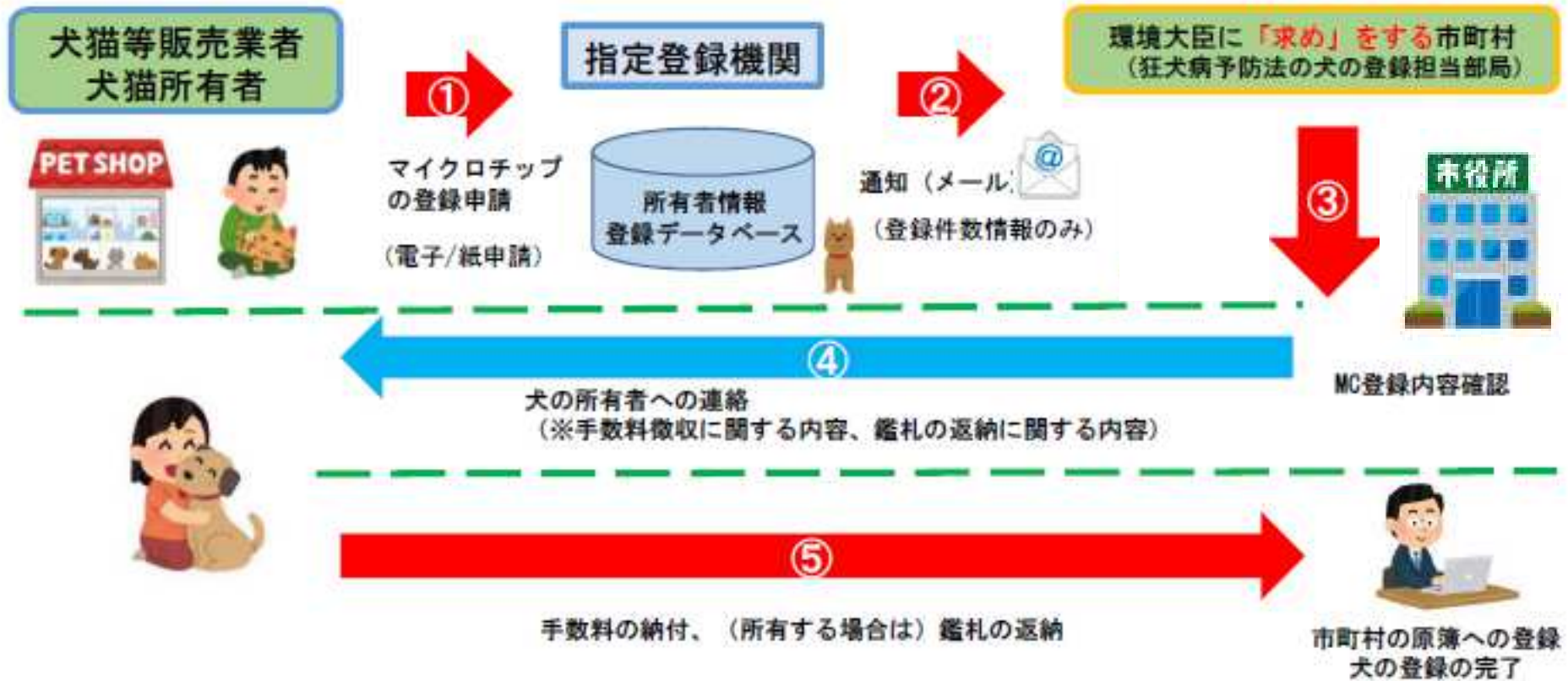
登録を受けた場合に市町村長から求めがあるときは登録情報
を市町村に通知しなければならない。(法第39条の7第1項)

通知を受けた場合は狂犬病予防法の犬の登録の申請があつたものとみなし、マイクロチップは市町村から交付された鑑札とみなす。(法第39条の7第2項)

- (5) マイクロチップを取り除いた場合の届出、鑑札の交付



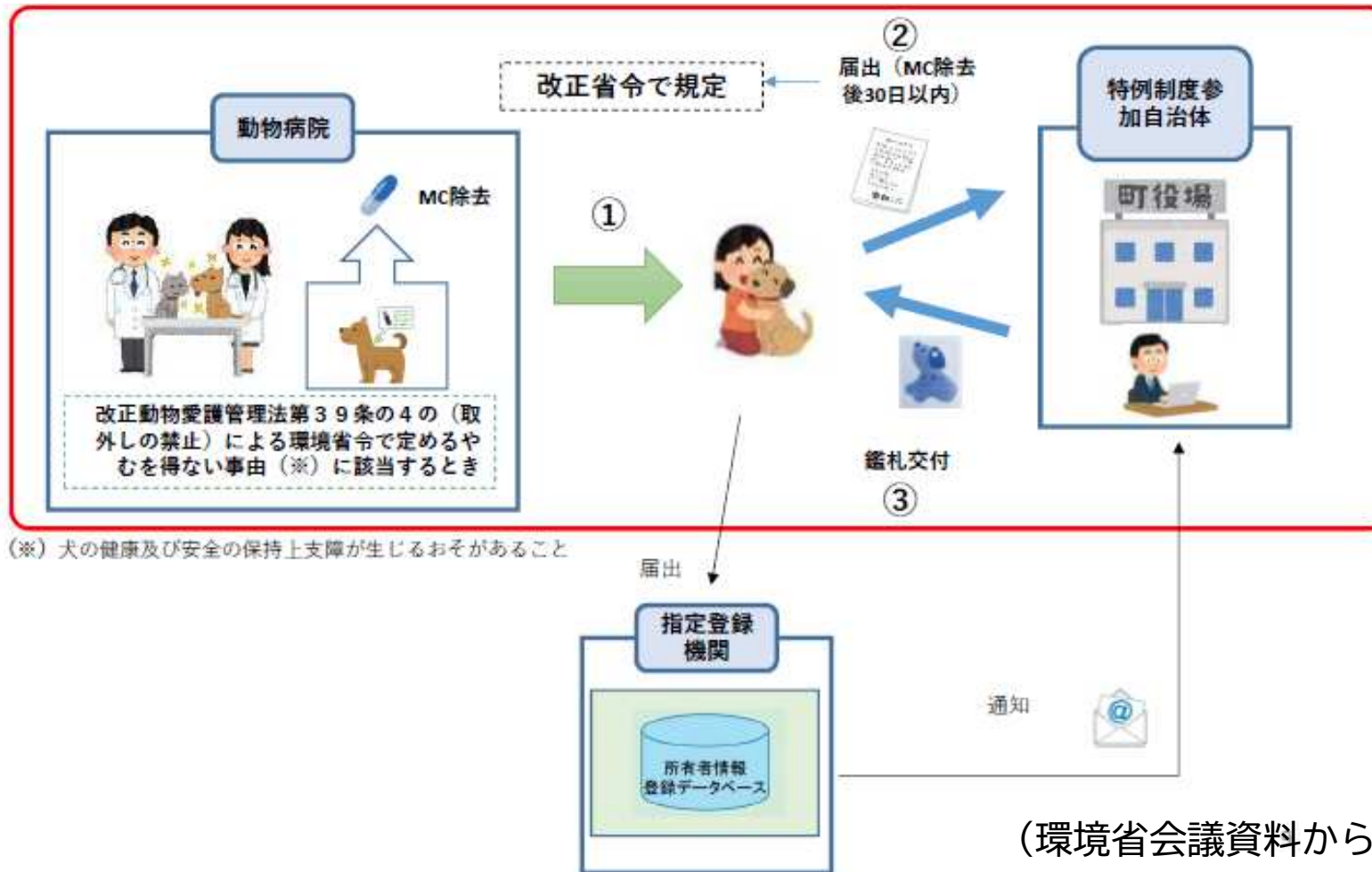
○狂犬病予防法特例制度（イメージ図）



(環境省会議資料から抜粋)



○マイクロチップを取り外した場合の鑑札の交付について（イメージ図）



2 犬の登録事務の概要について

狂犬病予防法に基づき、犬の登録・狂犬病予防接種を受けた犬の所有者への注射済票の交付を実施している。また、放浪犬の捕獲及び抑留を行っている。

○登録頭数：38,436頭（令和3年度末）

分類	項目	手数料	件数
登録関係	登録申請	3,000円	2,903
	鑑札再交付申請	1,600円	151
	登録変更届	—	1,023
	転入届	—	663
	死亡届	—	2,834
狂犬病予防注射関係	注射済票交付	550円	29,329
	注射済票再交付申請	340円	43
計			36,946

3 検討事項について

- (1) 特例制度の参加及び参加時期について
方針：令和5年4月1日からの参加とする

見込まれる効果



参加する理由

- ・市民の利便性の向上（窓口来所が不要となる）
- ・事務の効率化（窓口業務の簡素化）
- ・マイクロチップ装着率の向上（努力義務者に対する啓発）

参加に必要なこと（環境省事務連絡より）

- ・根拠規定の整備：手数料条例の一部を改正予定
- ・登録等の事務手続きの整備：制度開始までに実施
- ・個人情報の取扱いの規定の確認：情報公開・文書管理課と調整済
- ・犬の所有者等に対する周知：条例改正後から実施



3 検討事項について

(2) 特例制度に参加した場合の手数料の設定について

ア 登録手数料

特例制度に参加し、登録機関からの情報を狂犬病予防法の申請とみなす場合の手数料

手数料：徴収しないこととする

理由

- ・事務が大幅に簡素化されるため
- ・他自治体との均衡を図るため
- ・手数料を徴収する場合、想定金額（66円）に対し、納付書の作成・送付、収納確認等、新たな事務負担が生じるため

イ マイクロチップを取り除いた犬に対する鑑札の交付に係る手数料
病気などでやむを得ずマイクロチップを取り除いた犬の所有者による届出に対し鑑札を交付する事務にかかる手数料

手数料：1,600円を徴収する

理由：鑑札を紛失した場合の再交付申請と同様の事務が発生するため



3 検討事項について

(3) 特例制度に参加した場合の影響について

ア 狂犬病予防法の登録

(ア) 歳入：7,500千円の減収 (@3,000×2,500件)

(イ) 人工：0.4人工減少 (年間758.3時間)

以下の想定で算出

- ・ 1件あたり、窓口受付事務が22.5分、委託分事務が7分減少する
- ・ 登録2,903件 (R3実績) のうち8割が特例制度による申請となる

※市内窓口7か所の合計値

生活衛生課 (75%)、同津久井班 (13%)、南 (7%)、緑・城山・相模湖・藤野 (計5%)

※ペットショップなど複数の犬をまとめて申請する事例があることから実態より減少人工は少ないことが想定される。

※獣医師会所属の動物病院に登録事務の一部を委託している。

(狂犬病の予防接種済票交付に伴う登録)

※登録件数 R3：2,903件、R2：2,801件、R1：2,523件

イ マイクロチップを取り除いた犬に対する鑑札の交付に係る手数料
想定件数が数年に1件のため影響なし



4 先行自治体等について

(1) 先行自治体の状況（令和4年9月1日現在）

ア 神奈川県内

川崎市のみが特例制度に参加しており、特例制度にかかる登録手数料、マイクロチップを取り除いた犬に対する鑑札交付手数料のいずれも徴収していない。

イ 全国

約9%の自治体の特例制度に参加している。（160/1747自治体）

特例制度にかかる登録手数料は参加している自治体のほとんどは徴収していない。

マイクロチップを取り除いた犬に対する鑑札交付手数料は徴収している自治体としていない自治体があることを確認している。

(参考)

東京都：66%の自治体に参加（目黒区を除く特別区、八王子市）

政令指定都市：15%が参加（3/20自治体：川崎市、京都市、堺市）



4 先行自治体等の状況について

(2) 他自治体の今後の参加予定

神奈川県内は今年度1自治体。令和5年度に10自治体が特例制度に参加を予定している。

その他20自治体は検討中・未定であり、近隣自治体と併せて参加したいと意思表示している。

なお、横須賀市、藤沢市等県内4自治体は手数料条例を改正せず参加を予定している。

参加時期	自治体数	自治体名
令和4年度	1	茅ヶ崎市
令和5年度	10	横須賀市、藤沢市、厚木市等
検討中・未定	20	横浜市、座間市、大和市等

※ 令和4年7月秦野市調査。本市と参加済の川崎市を除く



5 今後のスケジュール

- 令和4年10月以降 神奈川県獣医師会と業務委託等の調整
- 令和4年12月 議会上程：手数料条例の一部改正
- 令和5年 1月以降 市民・動物病院・ペットショップ等へ周知
- 令和5年 4月 特例制度参加、手数料条例の施行



相模原市マスコットキャラクター
さがみん



事案調書(決定会議)

審議日 令和4年10月11日

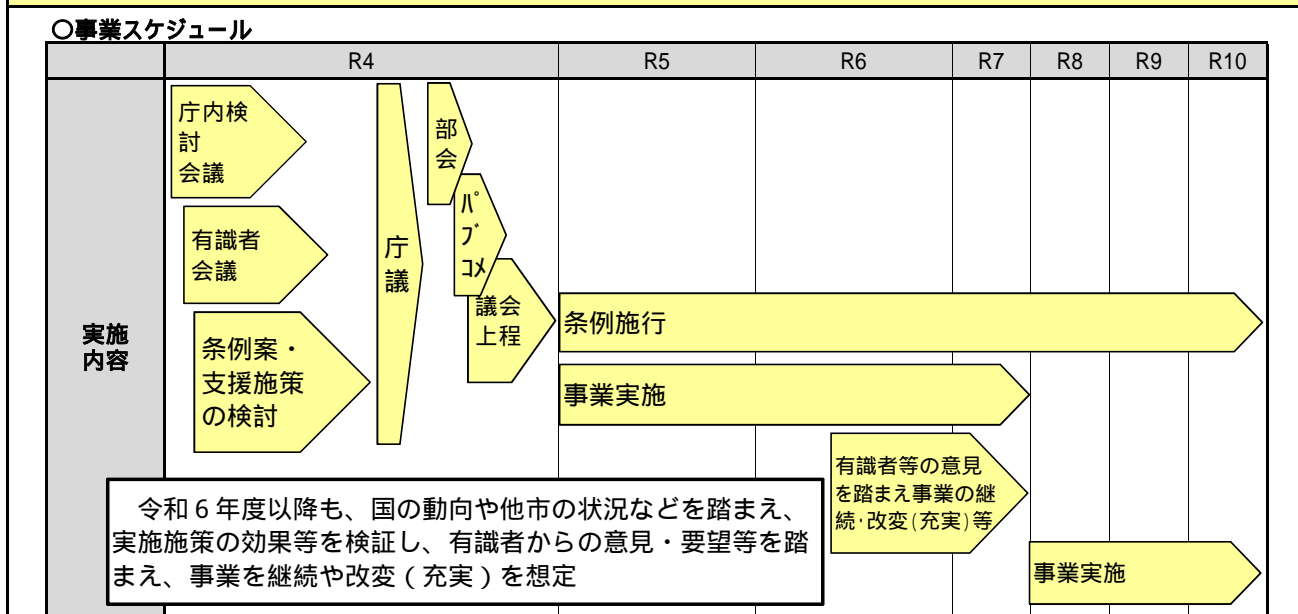
案件名	(仮称)相模原市犯罪被害者等支援条例の制定について					
所管	市民	局区	部	交通・地域安全課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	犯罪被害者等の権利利益の保護が図られ、安心して暮らすことができる地域社会の実現が可能となる				
	効果測定指標	犯罪被害者等の支援件数			施策番号	17・13
		R5	R6	R7		
	事業効果 年度目標	17.0	20.0	24.0		

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	(仮称)相模原市犯罪被害者等支援条例の骨子(案)について 犯罪被害者等支援施策について
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり上部会議に付議する。 ・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

事案概要

犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、犯罪被害者等の支援に関し、犯罪被害者等基本法の趣旨に則り、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにした上で、市、市民及び事業者等が相互に連携・協力し、推進することが重要、効果的であることから、犯罪被害者等の支援に特化した条例を制定するもの。また、併せて、条例に基づく支援施策を実施するもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工



○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(費)		527	5,000					
うち任意分		527	5,000					
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		527	5,000					
うち任意分		527	5,000					
捻出する財源 2		527						
一般財源拠出見込額		0	5,000	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

令和6年度以降も、国の動向や他市の状況などを踏まえ、実施施策の効果等を検証し、有識者からの意見・要望等を踏まえ、事業を継続や改変(充実)を想定

捻出する財源概要

1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
4. その他(調整中)

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A	0	1	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工	B	0						
必要な人工	C=A-B	0	1	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 貧困をなくそう	2 質の高いエネルギーを普及させる	3 健康と長寿を促す	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	定数(社会福祉職)・会計年度任用職員について要求中 令和6年度以降も事業の実施状況(事業継続や改変)により人員体制について検討する		
	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任、つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 公正で包摂的な社会を	17 パートナーシップで未来を創ろう

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	制定あり	議会提案時期	令和5年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	あり		時期	令和4年12月～令和5年1月	議会への情報提供	部会	令和4年12月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
第1回庁内検討会議(5/26)	1.本市における犯罪被害者等支援の現状と課題について、2.他都市の取組について、3.本市の犯罪被害者等支援の在り方について
第2回庁内検討会議(6/15)	犯罪被害者等支援講演会「犯罪被害者等支援における基礎自治体に求められる役割や支援について」講師:横浜市人権課木本氏 1.本市の現状等について、2.犯罪被害者等支援に係る有識者会議について
第3回庁内検討会議(8/9)*書面	1.(仮称)相模原市犯罪被害者等支援条例(案)骨子について、2.特化条例に基づく支援施策(案)について
第1回有識者会議(7/8)	1.本市における犯罪被害者等支援の現状と課題について、2.他都市の取組について、3.本市の犯罪被害者等支援の在り方について
第2回有識者会議(8/22)	1.(仮称)相模原市犯罪被害者等支援条例(案)骨子について、2.特化条例に基づく支援施策(案)について
第3回有識者会議(9/29)	1.(仮称)相模原市犯罪被害者等支援条例(案)骨子について、2.特化条例に基づく支援施策(案)について
相模原市安全・安心まちづくり推進協議会 代表者会議(8/16)	犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定について
関係課課長会議(9/22)	1.(仮称)相模原市犯罪被害者等支援条例(案)骨子について、2.特化条例に基づく支援施策(案)について

備考

令和4年5月12日:調整会議((仮称)相模原市犯罪被害者等支援条例の検討体制について) 結果:原案のとおり承認 決裁処理

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (10/4)

【条例化に伴う相談件数の想定について】

令和4年4月に特化条例を施行した他市(横須賀市等)の状況を参考にすると、本市においては概ね、月25件、年間300件程度の相談があるものと想定している。

【被害者の把握方法等について】

主に県警察からの情報提供が多いものと想定している。

【支援の対象者・対象要件について】

それぞれの支援の対象者等については、今後要綱等で規定する予定である。法律相談やカウンセリングについては、全犯罪等を対象にすることを想定している。いずれにしても、まずはワンストップ窓口で、しっかりと被害者等の主訴・ニーズを聞き取って寄り添った対応をしていきたい。

【県との関係について】

県は、主として初期対応を中心に支援していることから、市としては、中長期的な生活支援施策を主として適切な役割分担に基づき、相互補完的に支援を実施していく。

原案のとおり上部会議へ付議する。

(仮称) 相模原市犯罪被害者等支援条例の 制定について



令和4年10月11日

市民局 交通・地域安全課

1 犯罪被害者等の状況

【犯罪被害者等基本法】

※犯罪等：犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

※犯罪被害者等：犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族

犯罪被害者等は、精神的な不安や体調不良を抱えた中で様々な問題に直面、対応しなければならない

一次被害

命を奪われる

傷害を負う

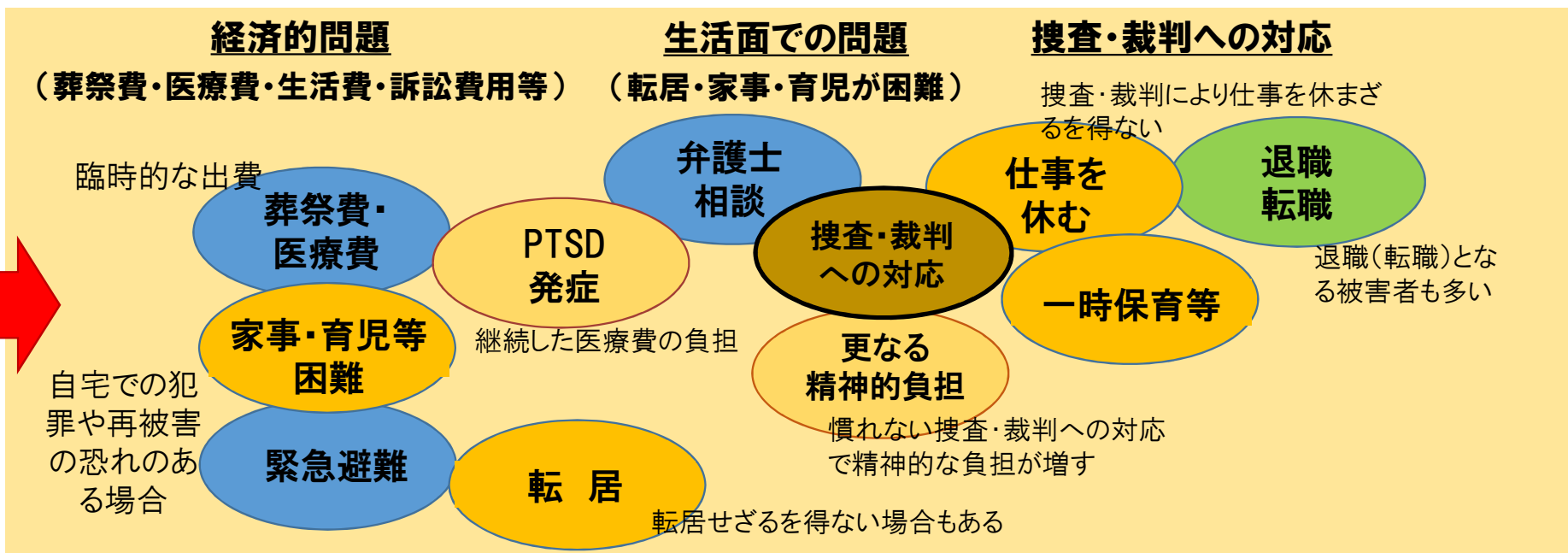
財産を奪われる

事件(犯罪)発生

二次被害

非常に深刻な問題となっている

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲(近隣、職場、学校等)の者による配慮に欠ける対応や言動、さらにはプライバシーの侵害や名誉棄損などにより、受ける精神的な苦痛や心身の不調等



被害者等が日常生活を取り戻すために必要な支援が求められている

2 国・神奈川県を取組



- ◆**犯罪被害者等基本法**（平成16年法律第161号）
- 目的…犯罪被害者等の権利利益を保護
- ⇒犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
- ⇒国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

国が地方自治体に求める主な役割

【都道府県】

●被害者相談等に応じるとともに市町村支援や専門家の確保や紹介、調査研究など市町村単位で対応が困難な取組を重点的に実施

【市町村】

●住民に最も身近な存在で各種保健医療・福祉制度の実施主体であり、一次的な相談窓口として相談等に応じ、適切なコーディネート等を実施

都道府県・市町村の役割分担は排他的なものではなく地域の实情に応じて犯罪被害者等が望む場所で適切な時期に必要な支援を途切れなく受けられるようにするという視点に立った相互補完的なものとして捉えることが重要

◆第4次犯罪被害者等基本計画（令和3～7年度）

○施策の総合的・計画的に促進を図るため、策定

神奈川県

神奈川県犯罪被害者等支援条例（平成21年4月施行）に基づき、**第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画**（令和元～5年度）を策定し、総合的・計画的に取組を進めている。

主な取組

◆「かながわ犯罪被害者サポートステーション」

県、県警察、認定NPO法人神奈川被害者支援センターの3機関が一体となって、被害者が必要とする情報や支援を提供

（令和2年度支援件数：1,313件）

- 法律相談（犯罪被害者支援に精通した弁護士による相談）
- カウンセリング
- 検察庁、裁判所等への付添い
- 生活資金貸付（医療費や葬祭費等の不測の経費を貸付）
- 一時的な住居の提供（緊急避難場所としてのホテル宿泊、民間賃貸住宅斡旋の媒介、県営住宅一時使用）

◆かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター

（令和2年度電話相談件数：1512件、直接支援：128回）

警察への相談を躊躇することの多い、性犯罪・性暴力の被害者が安心して相談できるよう、24時間365日、電話相談に対応し、必要な支援を提供

3 本市の取組

◆相模原市犯罪被害者等相談窓口の設置(平成27年3月設置)

市内在住で、殺人、傷害、強盗、性犯罪等により心身に被害を受けた人やその家族等を対象とした相談窓口を設置し、県警察本部から出向している職員が相談に応じるほか、相談の内容に応じて支援制度や窓口の案内や庁内関係課や、かながわ犯罪被害者サポートステーションなど、関係機関が行う支援につなげているところ

※「かながわ犯罪被害者サポートステーション」の市民の支援要請者数
令和2年度13人、令和元年度14人、平成30年度24人（R3年9月調べ）

◆普及・啓発事業

《相談窓口の周知》市HPへの掲載、市自殺対策HP（リブちゃんねる）への掲載、人権カレンダーへの掲載（相模原人権啓発活動地域ネットワーク協議会作成）、庁内相談窓口へのチラシの配架

《犯罪被害者週間における取組》広報紙（11月15日号）への掲載、庁内放送や庁内動画モニターによる広報

《その他の取組》「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック（県作成）」の庁内情報共有、国・県主催の研修会等への参加

相談実績

	殺人	傷害・強盗	性犯罪	DV	ストーカー	交通事故	その他	計
H26年度							1	1
H27年度			1	1	1	1	8	12
H28年度			2		1	1	5	9
H29年度		2					3	5
H30年度		1	1				1	3
R元年度							1	1
R2年度			1					1
R3年度		1	1				2	4
R4年度		1					3	4
合計	0	5	6	1	2	2	24	40

※令和4年9月13日現在

◆市内の犯罪認知件数（参考：令和3年 横浜市・川崎市の犯罪認知件数）

相模原市	凶悪犯			粗暴犯			窃盗犯	知能犯	風俗犯		その他 刑法犯	刑法犯 合計
	計	うち 殺人	うち強 制性交	計	うち 暴行	うち 傷害			計	うち強 制わいせつ		
R1年	25	8	5	200	101	85	3,038	187	22	20	497	3,969
R2年	22	9	4	168	92	60	2,529	162	25	19	370	3,276
R3年	14	2	7	139	59	69	2,138	168	24	13	355	2,838
R3年横浜	103			1,022	524	430	9,085	948	193	127	1,395	12,746
R3年川崎	41			388	197	158	4,270	337	64	35	541	5,641

※人口千人あたりの発生件数（人口はR3. 12. 1現在）*福岡市調べ

発生件数	政令市順位
3.91	17

●令和3年中(1月～12月)の市内での犯罪認知件数は、2,838件で、前年に比べ438件(△13.3%)の減少であり、平成15年をピークに減少傾向となっている。また、罪種別では窃盗犯が約75%を占めている。

●政令市のワースト1位は大阪市の11.19件/千人(30,766件)

4 犯罪被害者等支援に係る本市の現状と特化条例制定の必要性

- 相次ぐ、悲惨な事件・事故**
- 通り魔的犯罪
 - 無差別殺傷事件などの凶悪犯罪
 - あおり運転・飲酒運転・ひき逃げ

こうした犯罪や事故を完全になくすことは困難

市民の誰もが、凶悪犯罪などに巻き込まれる可能性がある！

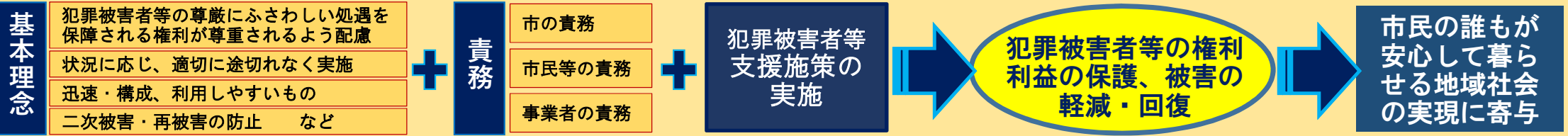
本市の現状

法では、『地方公共団体は犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえてその地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する』とされているが、本市においては、犯罪被害者等への支援は十分とは言えない状況である。

- 犯罪被害者等に特化した支援がなく、犯罪被害者等に寄り添った支援が不十分
- 相談窓口の認知度が低いことや専門職の未配置
- 相談窓口の相談件数が少なく、犯罪被害者等の支援ニーズの把握が困難

(仮称) 相模原市犯罪被害者等支援条例制定の必要性

犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、犯罪被害者等の支援に関し、犯罪被害者等基本法の趣旨に則り、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにした上で、市、市民及び事業者等が相互に連携・協力し、推進することが重要、効果的であることから、犯罪被害者等の支援に特化した条例を制定する必要がある



～条例制定により各種支援施策の根拠が明確になるとともに以下の効果が期待される～

- 犯罪被害にあった場合に条例に基づいたきめ細かな支援が受けられるという安心感を市民に持ってもらうことができる。
- 広く市民や事業者等に犯罪被害者等支援の重要性を周知することができる。
- 警察や支援団体等、各方面との連携を円滑に行うことができるようになる。
- 庁内各部署において、犯罪被害者等支援に対する意識が高まり、連携強化を通じ支援体制の強化が図られる。

5 これまでの経過

(1) 外部検討組織（相模原市犯罪被害者等支援に係る有識者会議）

専門的知見に基づく様々な意見を聴取するため、外部有識者による会議を設置し、犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定、犯罪被害者等支援施策の検討を行った。（＊第1回：7月8日、第2回：8月22日、第3回：9月29日）

《有識者会議での主な意見》

会長	学識経験者	椎橋 隆幸	中央大学名誉教授(弁護士)＊(公社)全国被害者支援ネットワーク理事長
副会長	弁護士	宇田川 隼	神奈川県弁護士会(犯罪被害者支援委員会委員)
	支援機関	永野 弘幸	NPO法人 神奈川被害者支援センター
	被害者団体	渡邊 保	新全国犯罪被害者の会
	被害者団体	竹島 康美	NPO法人交通事故後遺障害者家族の会
	有識者	生方智恵子	公認心理士(＊県被害者支援センター登録カウンセラー)
	有識者	笹野 章央	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
	行政機関	竹内 洋一	神奈川県警察本部 被害者支援室
	行政機関	小森 晴美	神奈川県 暮らし安全交通課

【椎橋会長 経歴】

中央大学法学部・法科大学院教授を経て、現在は中央大学名誉教授で(公社)全国被害者支援ネットワーク理事長を務める。これまで法制審議会臨時委員(犯罪被害者関係)、内閣府犯罪被害者等施策推進会議専門委員(座長)、東京都犯罪被害者等の支援に関する有識者懇談会委員(委員長)、神奈川県犯罪被害者等支援条例制定時における有識者懇談会の座長等を歴任。

- ◎ 県の支援対象とならない方を含めて、日常生活支援等を行って欲しい。
- ◎ 支援の対象は、法律などの規定によらず、市町村が柔軟に支援対象とすべき。
- ◎ 途切れのない支援に加え、漏れのない支援(対象の拡大・支援内容の拡大)が重要。
- ◎ 学校教育等で、犯罪被害者等支援について取り上げてもらいたい。
- ◎ 相談支援窓口への配置職員は対人援助を経験している福祉職(保健師)が望ましい。

(2) 庁内検討組織（相模原市犯罪被害者等支援条例の制定に向けた庁内検討会議）

庁内 [7公室・局、15課・機関(＊交通・地域安全課を含む)]による検討を実施(＊第1回：5月26日、第2回：6月15日、第3回：8月10日)

【市長公室】：①政策課、【総務局】：②総務法制課、【市民局】：③区政推進課、④人権・男女共同参画課、【健康福祉局】：⑤地域包括ケア推進課、⑥精神保健福祉課、⑦精神保健福祉センター、⑧生活福祉課、【こども・若者未来局】：⑨こども・若者政策課、⑩こども家庭課、【都市建設局】：⑪建築・住まい政策課、⑫市営住宅課、【教育局】：⑬学校教育課、⑭青少年相談センター、【事務局】：⑮交通・地域安全課

(3) その他意見の聴取等

- 相模原市安全・安心まちづくり推進協議会(代表者会議)における意見聴取(8月16日)
- 津久井警察署被害者支援ネットワーク会議(＊9月書面開催)、相模原警察署被害者支援ネットワーク会議(10月7日)、相模原北警察署被害者支援ネットワーク会議(10月14日 原会長へ説明予定) 相模原南警察署とは調整中

6 (仮称) 相模原市犯罪被害者等支援条例の構成・概要

No.1 条例の目的
 犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

No.3 犯罪被害者等支援の基本理念
 (1) 犯罪被害者等の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われること
 (2) 犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、地域社会で安心して暮らすことができるよう適切に途切れることなく行われること
 (3) 迅速かつ公正に行うとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものであること
 (4) 二次被害及び再被害の防止に十分配慮して行われること
 (5) 市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されること

No.2 定義 (犯罪等・犯罪被害者等 など)

犯罪等	犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等 <small>※法第2条第1項：「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。</small>
犯罪被害者等	犯罪等により害を被った者（市内に住所を有する者）及びその家族又は遺族、その他これらの者に準ずると市長が認める者
二次被害	犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過度な取材及び報道等により受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害
再被害	犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける被害 <small>※その他、「市民等」「事業者」「民間支援団体」「関係機関等」を定義</small>

基本理念に則り責務を規定

No.4 市の責務	● 関係機関等との適切な役割分担を踏まえた 犯罪被害者等支援施策の策定及び実施 <small>※No.14 支援を行わないことができる場合</small> ① 犯罪被害者等が当該犯罪等を誘発した場合 ② 犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合
No.5 市民等の責務	● 犯罪被害者等の置かれている状況・支援の必要性についての理解 ● 二次被害の防止、地域社会で孤立させない配慮 ● 市犯罪被害者等支援施策への協力
No.6 事業者の責務	● 犯罪被害者等の置かれている状況・支援の必要性についての理解 ● 事業活動を行う上での二次被害の防止、地域社会で孤立させない配慮 ● 市犯罪被害者等支援施策への協力 ● 犯罪被害者等の就労等への配慮

犯罪被害者等支援施策

No.7 相談及び情報の提供等
No.10 市内に住所を有しない犯罪被害者等の支援 <small>⇒住所地の自治体と連携・協力し情報提供・助言</small>
No.8 日常生活等の支援
No.9 雇用の安定
No.11 市民等への理解の促進
No.12 人材育成
No.13 民間支援団体への支援
※No.15 意見の反映 市は、犯罪被害者等、有識者、市民等からの犯罪被害者等支援に関する意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努める

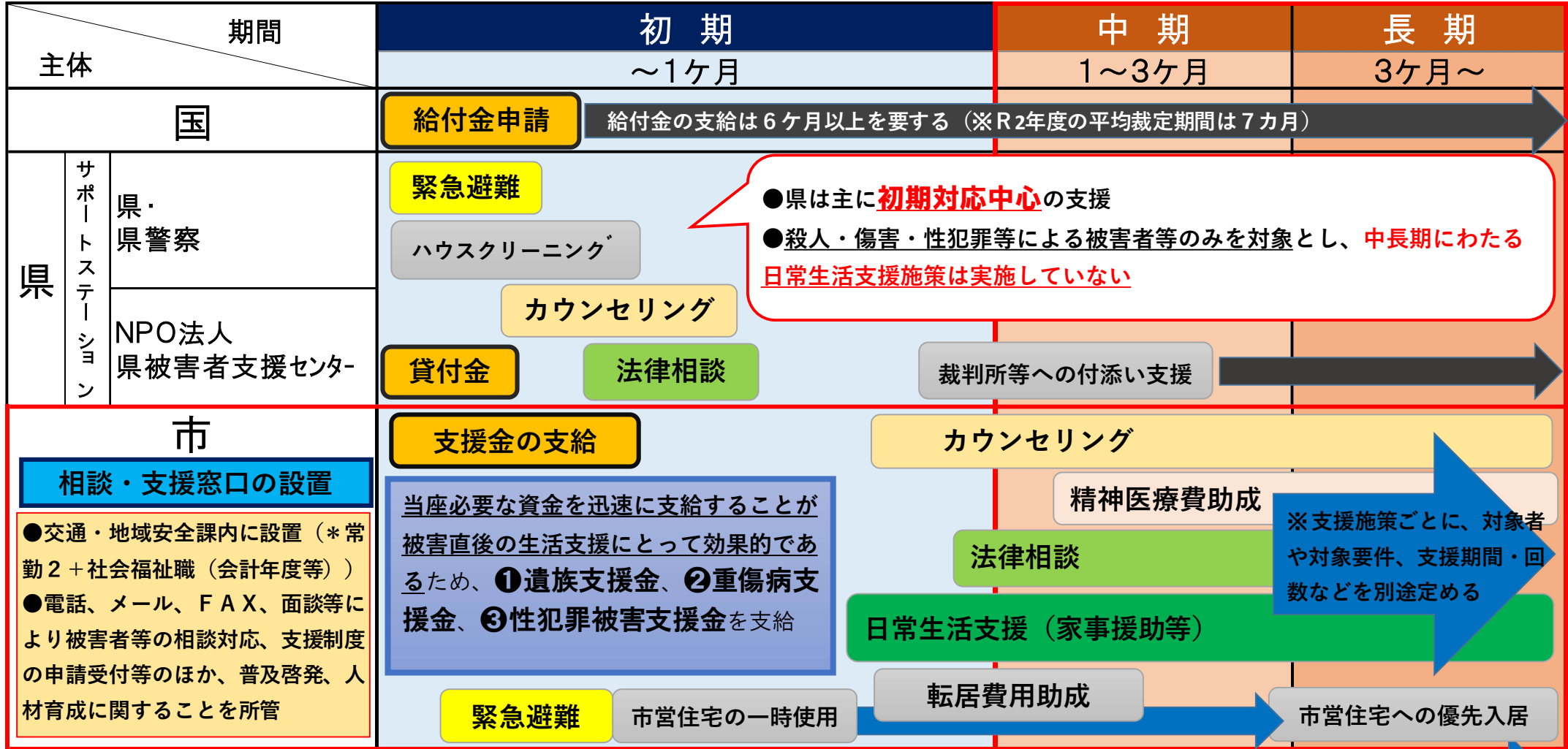
7 本市の犯罪被害者等支援施策の概要

市条例（案）の位置づけ		支援施策等の内容			政令市（15市）						
		※各支援対象者・対象要件は別途定める			◆政令市：特化条例11市・その他条例4市（*未制定5市：仙台・千葉・福岡・熊本・相模原市） ◆神奈川県内：特化条例6市町（横浜・川崎・横須賀・茅ヶ崎・秦野市・寒川町）						
No.	項目	事業等の名称	事業等の内容		実施市	県内（6市）					
						横浜	川崎	実施市			
7	相談及び情報の提供等	ワンストップ相談支援窓口の設置	直営	支援制度や庁内外の関係機関等の案内・情報提供等	15	○	○	6			
		法律相談（※県弁護士会へ委託予定）	現物支給	2回を上限	4	○	○	4			
8	日常生活等の支援	(1) 経済的負担の軽減（生活資金の助成）	支援金	①遺族支援金	支援金支給	30万円	12	○	○	6	
				②重傷病支援金	支援金支給	10万円（1か月以上の加療かつ入院3日以上）	12	○	○	6	
					支援金支給	5万円（1か月以上の加療）	6			0	
				※支援金等を実施している政令市12市のうち、6市（京都・岡山・神戸・名古屋・広島・札幌）が「入院要件なし」としている				6			0
				③性犯罪被害支援金	強制性交等	支援金支給	10万円	8	○	○	5
		強制わいせつ	支援金支給		5万円	1	○		1		
		※加算額（日常生活支援相当費）		支援金支給	(3)で実施予定の「日常生活支援サービス助成（家事援助等）」若しくは「支援金への加算（日常生活支援相当額5万円）」を選択		0			0	
		(2) 精神的被害の早期軽減及び回復	カウンセリング（※被害者支援センターへ委託予定）	現物支給	1事件10回まで		6	○	○	4	
			精神医療費助成	費用助成	自己負担分（1割）を支給 ※初診日から3年間		5			0	
		(3) 家事に係る支援	ヘルパー（家事援助・身体介護）	費用助成	1事件60時間		10	○	○	4	
配食	費用助成		1事件30回		6	検討中	○	2			
一時保育（未就学児）	費用助成		1事件10日まで		7	○	○	4			
一時預かり（就学児）	費用助成		1事件10日まで		2		○	3			
(4) 居住の安定（転居に要する費用の助成）	緊急避難（※指定ホテルと協定）	現物支給	県制度利用者に延泊2泊		7	○	○	4			
	転居支援	費用助成	1事件2回まで（1回20万円上限）		7	○	○	5			
	*市営住宅【市営住宅課】	*目的外使用による入居（一時使用）	目的外使用	市営住宅の目的外使用による入居（原則として1年間）※これまで目的外使用による入居事例はないが、相談（1件）あり。							
		*優先入居（※倍率優遇方式）	優遇	犯罪被害者の特例措置（①単身入居要件の追加、②優先入居の対応）について、市営住宅条例の改正を検討中							
*民間住宅斡旋【建築・住まい政策課】	案内	民間賃貸住宅の情報提供（セーフティネット住宅） *実施済み									

7 本市の犯罪被害者等支援施策の概要

市条例（案）の位置づけ		支援施策等の内容 *主な取組（案）
No.	項目	
9	雇用の安定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の経済団体等と連携した事業主に対する普及・啓発の実施
11	市民等への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市ホームページの拡充 ○ 市広報紙での特集ページの作成 ○ SNS等を活用した情報発信 ○ チラシ・リーフレット作成・配布（庁内窓口・関係機関等） ○ 犯罪被害者週間における啓発イベントの実施 ○ 関係機関等（*警察署や県、NPO団体、市社会福祉協議会等）と連携・協力した周知・啓発事業の実施 ○ 教育委員会・学校等と連携した周知・啓発事業（例：被害者等支援を題材にした“命の教育”のモデル事業 等）の実施 ○ 市民向け出前講座の実施
12	人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者支援ボランティア養成講座（初級・中級、上級）[かながわコミュニティカレッジ]の受講 ○ 庁内連携を図るための庁内組織の設置 ○ 庁内窓口課（区民課・福祉窓口等）等の職員を対象とした庁内研修の実施
13	民間支援団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ NPO法人神奈川被害者支援センター、市社会福祉協議会等への情報提供等 ○ 関係機関等（*警察署や県、NPO団体、市社会福祉協議会等）と連携・協力した周知・啓発事業の実施（再掲）
15	意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部有識者会議の設置 <p>※条例制定後も支援施策の拡充等について検討を進めるにあたり、有識者から意見等の聴取を行うため、常設の有識者会議を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内連携を図るための庁内組織の設置（再掲）

8 国・県との役割分担に基づく本市の犯罪被害者等支援施策イメージ



県との適切な役割分担のもと初期から中長期にわたってきめ細かな支援を継続的に実施する

事案調書(決定会議)

審議日 令和4年10月13日

案件名	宇宙関連事業のあり方と必要な施策等について							
所管	教育	局 区	生涯学習	部	博物館	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	○教育(生涯にわたる学びの推進による)効果 ・学習意欲の向上、キャリア教育の推進、生涯学習機会の提供 ○地域活性化(地域の魅力・教育環境の充実による)効果 ・地域の魅力づくり、シビックプライドの醸成 ○シティプロモーション(魅力的な観光コンテンツづくりによる)効果 ・相模原市の認知度向上、観光意欲度の向上 少子化対策(教育環境の充実による)効果 ・質の高い教育の提供、シビックプライドの醸成						
	効果測定指標	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合、学習機会があると思う市民の割合、観光意欲度、相模原市の認知度、地域への愛着度				施策番号	施策3,5,28,43,47	
	事業効果 年度目標	R4	R5	R6	R7			
	プラネタリウムリニューアル、若あゆ天文台機能維持にかかる方針の決定 事業連携にかかる庁内調整	プラネタリウム機器更新・施設改修着手 若あゆ天文台機能維持にかかるシステム等改修 全庁照会による宇宙関連事業の情報集約・共有開始 クラウドファンディング・企業版ふるさと納税募集開始	プラネタリウム機器更新・施設改修開始	プラネタリウムリニューアルオープンにかかる事業開始				

審議事項 庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論	宇宙関連事業の目標を定め、その基本方針を審議する。また、基本方針に基づく、施策や取組について審議する。
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○継続審議とする。

事案概要

宇宙関連事業の目標を「宇宙への夢とロマンにあふれた魅力的な都市の実現」とすることとし、その基本方針を 宇宙関連施設の魅力向上と活用、 関係各課・機関との連携、 外部機関との連携と地域資源の活用と定める。
 そして、基本方針に従った施策や取組として、博物館プラネタリウムや若あゆ天文台を宇宙関連事業を実施するための中核的な施設と位置付け、両施設において機能維持、魅力向上と活用のための改修を行うとともに、宇宙関連事業を全市的な取り組みとするため、庁内で情報の集約・共有やJAXAをはじめとする外部機関との連携を強化する。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施 内容	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	庁内調整 予算要求・査定 (債務負担行為) 活用事業にかかる 庁内調整	プラネタリウム 更新業者 選定 クラウドファンディング・企業版ふるさと納税の募集 若あゆ天文台機能維持にかかる改修 (年度内に実施) 全庁照会による情報集約・共有の開始	更新・改修	連携事業等の継続実施			
	既存・新規連携事業の実施						

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(教育費)		0	6,558	0	500,000			
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債	75%				375,000			
その他								
一般財源		0	6,558	0	125,000	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	6,558	0	125,000	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
4. その他()

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
				○					
	10	11	12	13	14	15	16	17	
								○	

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	R5.3	定例会議	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	資料提供	R5.3

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	事業の方向性について確認
観光・シティプロモーション課	宇宙に関するシティプロモーションを今後すすめていくことについて確認
財政課	財源・債務負担行為の設定について確認 債務負担行為の設定時期(R5当初又はR5.6補正)は庁内の意思決定が必要 充当する地方債については、引き続き要検討
契約課	プラネタリウム機器更新・施設改修にかかる契約スケジュールについて確認
緑区役所地域振興課	緑区にある星空がきれいな地域の魅力をプラネタリウム等を活用し、発信することについて確認
中央区役所地域振興課	JAXA相模原キャンパスと博物館(プラネタリウム)一帯を区の地域振興・活性化に活用することについて確認
局内関係課	相模川ビレッジ若あゆ天文台の活用方法や機能維持について確認 学校教育及び社会教育における宇宙関連事業の必要性について確認

備考	局内関係課:教育総務室、学校教育課、教育センター、相模川自然の村野外体験教室、生涯学習課 令和4年8月22日担当者打合せ会議、令和4年9月6日関係課長打ち合わせ会議
----	---------------------------------------------------------------------------------------

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (10/3)

【プラネタリウム機器更新・施設改修にかかる財源等について】

- ・観光やシティプロモーションの面としても、プラネタリウムの改修は効果的であると考えられる。
- ・財政負担の軽減のため、予算の平準化を図るとともに、最も有利な枠組みを検討していく。
- ・通常枠の予算では組めるものではないため、政策的なところで位置づけが必要。現状では、総合計画推進プログラムへの位置づけがされているが、少子化対策事業として、まち・ひと・しごと創生総合戦略へ位置づけについても検討を行う。
- ・少しでも一般財源負担分を減らすための、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税などの寄附については、特に企業版ふるさと納税について、事業への理解が得られればまとまった金額を期待できるため、活用をすすめるべきである。

原案のとおり上部会議へ付議する。

宇宙関連事業のあり方と 必要な施策等について



宇宙関連事業のあり方 ～現状と課題～

現 状

博物館

- ・ JAXA相模原キャンパスの向かいに立地
- ・ 天文台、プラネタリウム、講演会場を保有し、様々な事業を実施
- ・ プラネタリウムの主要機器は開館当初（平成7年）のものを使用

相模川ビレッジ若あゆ

- ・ 学校教育の校外学習、青少年団体の野外活動の一大拠点
- ・ 天文台を保有し、校外学習及び一般向け主催事業に活用
- ・ 天文台の望遠鏡及びシステムは開館当時（平成8年）のものを使用

自然が豊かな地域

- ・ 都市部からの光の影響（光害）の少なく星空がきれい
- ・ キャンプ場などの観光資源として活用

JAXA相模原キャンパス

- ・ 「はやぶさ2」等世界に誇る宇宙科学・工学研究機関であり、市とも様々な連携事業を実施している。

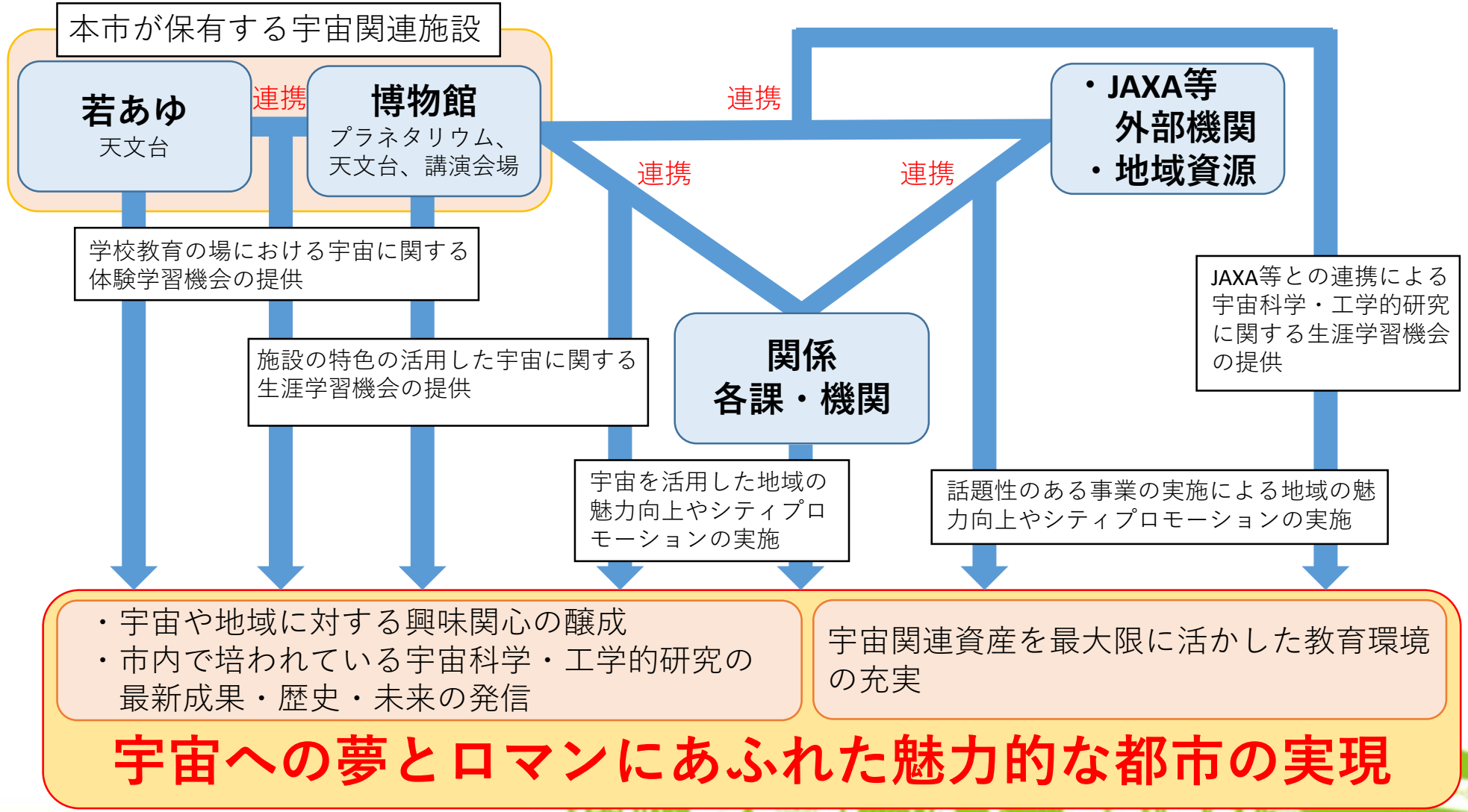
宇宙に関連する
民間企業・大学等

- ・ 株式会社オハラ：ハワイに建設予定の超大型望遠鏡の光学機器部品を生産
- ・ カナコー天文台：私設天文台ながらも地域住民へ無料公開
- ・ 青山学院大学理工学部：物理科学科にて、宇宙関連分野の研究

課 題

これまで、それぞれの機関が個別又は、一部との連携により様々な事業を実施してきた。しかし、本市の宇宙関連事業を更に発展させるためには、市全体の取り組みとして共通目標の設定と目標を実現するための方針が必要。

宇宙関連事業のあり方 ～目標～



宇宙への夢とロマンにあふれた魅力的な都市の実現

宇宙関連事業のあり方 ～基本方針～

本市の宇宙関連事業を市全体の取り組みとして発展させ、「宇宙への夢とロマンにあふれた魅力的な都市の実現」を目指すため、基本方針を次のとおり定める。

①宇宙関連施設の魅力向上と活用

宇宙関連事業を推進するため、本市が保有する博物館プラネタリウムと相模川ビレッジ若あゆ天文台を中核施設として位置づけ、その魅力向上と活用を図る。

②関係各課・機関との連携

宇宙関連事業を「教育」「シティプロモーション」「地域活性化」「少子化対策」に、より効果的に活かす取り組みとするため、関係各課・機関との連携を強化する。

③外部機関との連携と地域資源の活用

JAXA相模原キャンパスをはじめとする外部機関との連携や星空がきれいな地域を活用した本市の特徴を活かした事業を推進する。

総合計画において関連する施策

教育

- 施策 3 幼児教育・学校教育の推進
- 施策 5 生涯学習・社会教育の振興

シティプロモーション

- 施策 2 8 観光交流都市の形成
- 施策 4 7 戦略的なシティプロモーション

地域活性化

- 施策 4 3 区制を生かした魅力あるまちづくりの推進

部門別計画において関連する施策

教育振興計画

- 施策 1 キャリア教育の推進
- 施策 1 3 生涯にわたる学習機会の提供
- 施策 3 5 生涯学習・社会教育施設等の整備

観光振興計画

- 基本方針 1 魅力的な観光コンテンツづくり

SDGs

4 質の高い教育を
みんなに



17 パートナシップで
目標を達成しよう



宇宙関連事業のあり方 ～宇宙関連資産を最大限に活かした取組～

JAXAやプラネタリウムなど宇宙関連資産が充実した本市ならではの取組

基本方針①
宇宙関連施設の魅力向上と活用

基本方針②
関係各課・機関との連携

基本方針③
外部機関との連携と地域資源の活用

- ・宇宙関連資産を活用した教育環境の充実
- ・学校教育の場における宇宙教育の充実
- ・JAXA等と連携した質の高い宇宙教育
- ・集客力のある宇宙関連イベント等の実施による地域活性化
- ・シビックプライドの醸成

宇宙関連資産を活用した本市独自の魅力向上

少子化対策への寄与

基本方針① 宇宙関連施設の魅力向上と活用 ～現状と課題～

現状

- 博物館プラネタリウムは通常の投影のほかにJAXA連携事業等において、学習機会を提供。
- 学校教育においては、市内公立小学校4年生の校外学習において博物館プラネタリウムの見学、5年生及び中学1年生では若あゆにて、天文台を活用した体験学習を実施。
- 博物館プラネタリウムの主要投影機器は開館当初（平成7年）に設置されたものを使用しており、首都圏の同規模施設の中では最も古い。
- 若あゆ天文台も開館当初（平成8年）のシステム（DOS環境）で運用されている。
- 本市の観光振興計画においては、博物館やJAXA相模原キャンパスが独自の観光資源として位置付けられており、中央区では、それらを活用し、地域の魅力創出を行っている。
- プラネタリウムの入場者数は、年間平均で約5万5千人であり、教育振興計画に関するアンケートにおいても、プラネタリウムの認知度が高いとの結果が示されている。

課題

- 博物館プラネタリウム、若あゆ天文台共に、耐用年数を大きく超過しているため、機能維持にかかる改修が早期に必要。
- 博物館プラネタリウムにおいては、質の高い学習機会の提供や多様な連携事業の実施のため、機能・利便性の向上及び多機能化が必要。
- プラネタリウムを観光やシティプロモーションの資源として活かし、地域活性化へつなげるためには、プラネタリウムの魅力向上を図ると共に、JAXA等と連携させることで、集客力を向上させる必要がある。

基本方針① 宇宙関連施設の魅力向上と活用 ～課題解決に向けた施策～

本市が保有する宇宙関連施設の中核的な存在である博物館プラネタリウムの機器更新及び施設改修、若あゆ天文台の機能維持にかかるシステム等改修を行い、魅力向上と活用を図る。

得られる効果

相模川ビレッジ
若あゆ天文台
(システム等改修による機能維持)

連携

星空が
きれいな地域

連携

博物館プラネタリウム

(更新・改修による機能・利便性向上)

更新・改修例		
更新・改修部分	現状	機器更新・施設改修後
光学式投影機 (星を投影)	2万5000個の星を投影 (ハロゲンランプ等)	最大1億個以上の星を投影 ※メーカーにより異なる (高輝度LED)
デジタル式投影機 (主に映像を投影)	解像度2K	解像度4K以上
投影機の動作性	各投影機が非連動で 演出等に制約	ハイブリッドシステムによる プログラムの充実化
ドームスクリーン	ドームの継ぎ目等が目立つ	継ぎ目の目立たないシームレス化
遮音室の有無	なし	不要となるスペースを遮音室として整備可能。
座席	218席 (定員210席)	最大200席
照明機器	ハロゲンランプ等	LED化
その他機能	なし	メーカーの特色を生かした機能を搭載 例：クラウドを活用した素材の配信 双方向での投影を実現する機能 等

連携

JAXA等外部機関

連携

関係各課・機関

- ・宇宙や地域に対する興味関心の醸成
- ・市内で培われている宇宙科学・工学的研究の最新成果・歴史・未来の発信
- ・宇宙関連資産を最大限に活かした教育環境の充実

基本方針① 宇宙関連施設の魅力向上と活用 ～想定事業費～

①博物館プラネタリウム更新・改修費用

令和5年度 50千円（謝礼）
令和7年度 500,000千円（委託料）

財源

一般財源及び地方債（75～90%）※地方債の種別については、現在継続調査中

○子どもたちの知的好奇心を刺激する宇宙について学べる教育環境の充実を目指すプロジェクトとして全国に発信し、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税等による寄附金を募る。

ランニングコスト

現年度		更新・改修後（見込）
保守委託料	2,605千円	保守委託料 5,500千円
運営等委託料	29,939千円	運営等委託料 32,000千円
プロジェクト賃貸借料	5,060千円	

コスト削減分は内容の充実に活用

○財源の確保にあたっては、協賛広告やネーミングライツの活用等を今後検討。

②相模川ビレッジ若あゆ天文台（銀河ドーム）機能維持にかかる改修費用

令和5年度 6,508千円（施設修繕料）

財源

一般財源



基本方針② 関係各課・機関との連携 ～取組内容～

毎年度、全庁照会等により宇宙に関連した事業について、情報を集約・共有し、連携による事業効果や発信力の強化を図る。

事例



はやぶさWEEK

6月13日の「はやぶさの日」に関連した毎年開催している事業。令和4年度については、市内の事業を集約することで発信力を向上



宇宙に飛び出せ！中央区こどもカレッジ

小学生を対象とした宇宙の面白さを体験できるイベント。連携により、区内で宇宙を学べるJAXAや博物館の紹介など事業内で行うことで地域の魅力を発信

基本方針② 関係各課・機関との連携 ～取組内容～

現状の取組

市長公室

- はやぶさWEEK

市民局

- 相模原市・JAXA・国立映画アーカイブ・国民生活センターの4者連携協定に基づく事業

中央区

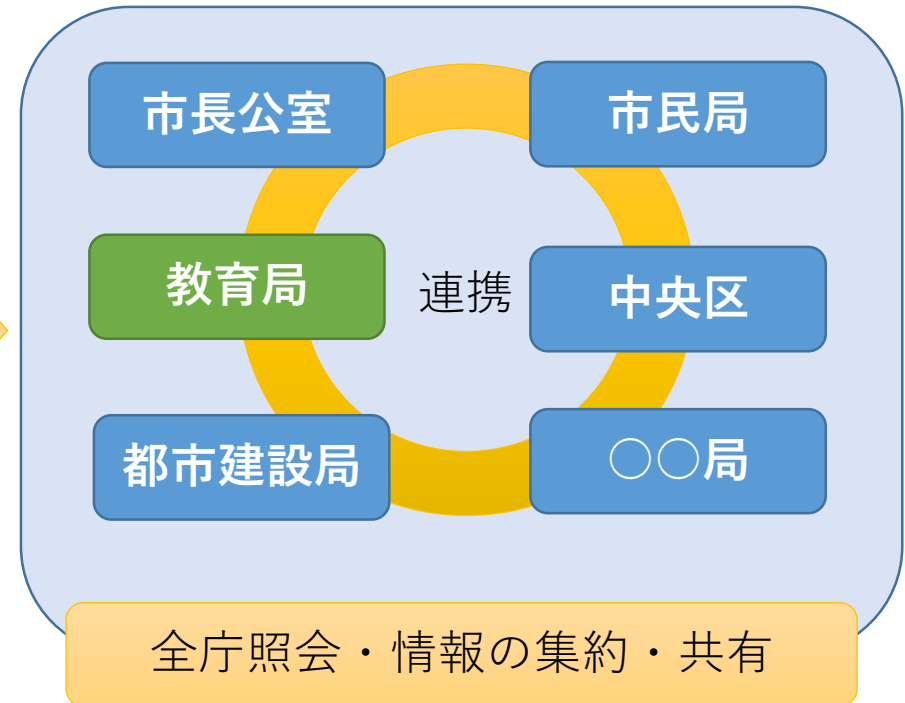
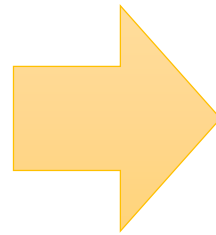
- 宇宙に飛び出せ！中央区こどもカレッジ

都市建設局

- 「はやぶさ2」カプセル帰還記念デザインマンホール蓋

教育局

- 講演会・体験教室
- 星空観望会
- プラネタリウム投影
- プラネタリウムを活用したユニークベニュー事業
- 企画展
- 小学4年生のプラネタリウム見学・小学5年生の若あゆ天文台体験学習
- 中学1年生の若あゆ天文台体験学習



事業効果や発信力の強化

- ・相模原から宇宙飛行士を輩出
- ・相模原を宇宙教育のメッカに

基本方針③ 外部機関との連携と地域資源の活用 ～取組内容～

引き続き、JAXAとの連携事業の発展に努めるとともに、他の民間事業者や大学等、宇宙に関連した多様な主体との連携も積極的に行う。

事例



小惑星リュウグウサンプルのレプリカ全国一斉展示

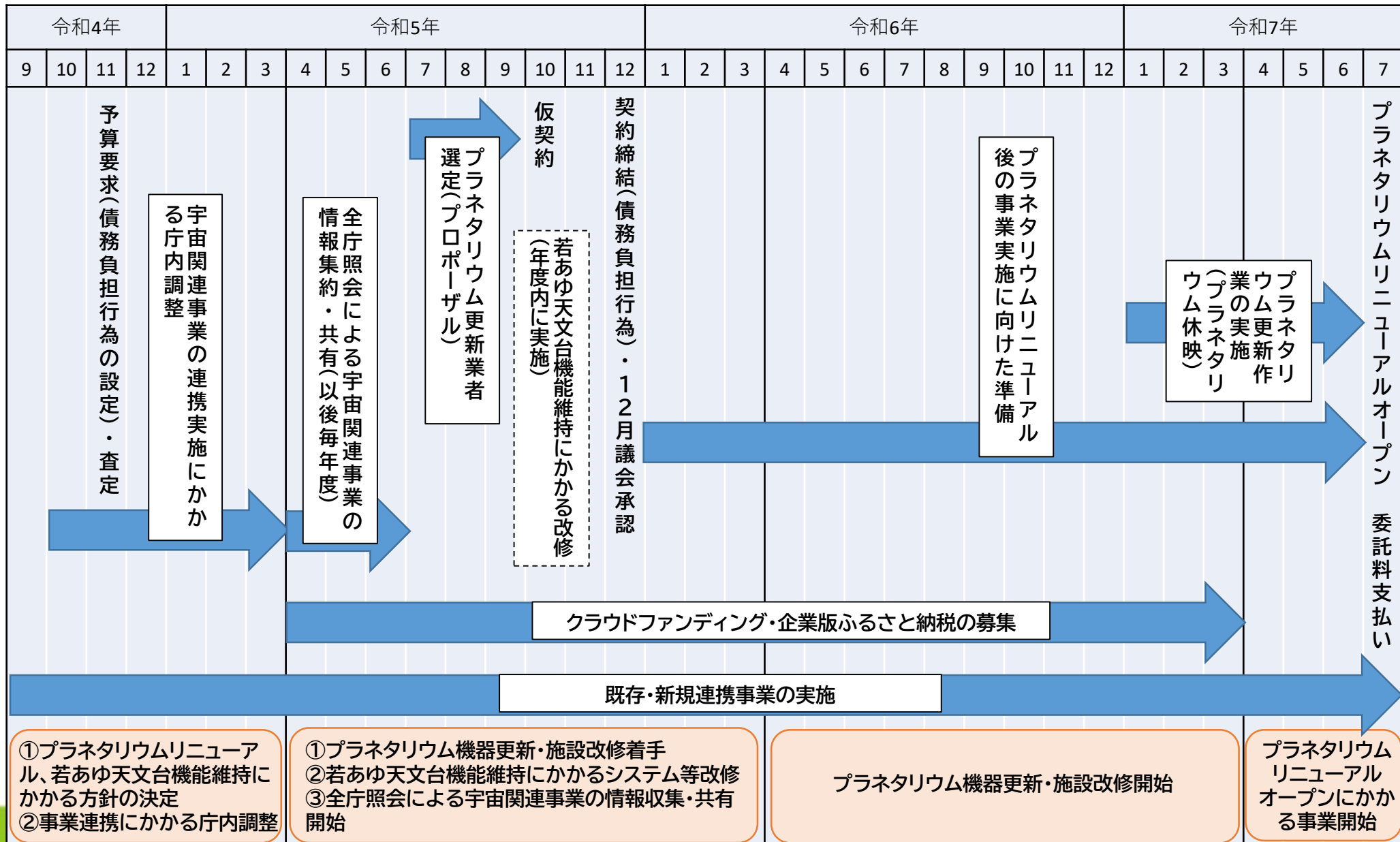
市、JAXA、JAXA宇宙科学研究所と夢を創る会が協働製作したレプリカを博物館や公民館等、全国の施設で展示



ロボットで体験！「はやぶさ2」の旅路

JAXA協力の元、博物館とノジマが共催で宇宙に関わるプログラミングイベントを開催

想定スケジュール



事案調書(決定会議)

審議日 令和4年10月13日

案件名	相模原市宅地防災対策工事助成金交付制度の創設について							
所管	都市建設	局区	まちづくり推進	部	開発調整	課	担当者	内線
	市長公室	局区		部	政策課	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	宅地防災対策工事を行うとする者に対し、当該工事に係る費用の一部を助成することで、老朽化した擁壁の改善等により、災害に強いまちづくりを進める。						
	効果測定指標	防災対策等が施された箇所数				施策番号	14	
		R4	R5	R6	R7			
	事業効果 年度目標		防災工事2件 減災工事4件	防災工事2件 減災工事4件	防災工事2件 減災工事4件			

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	○相模原市宅地防災対策工事助成金交付制度の創設について
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。 ・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

事案概要

令和元年東日本台風により発生した私有地の崖崩れにおいて、県が行っている既存の崖地に係る制度では対応できない事例があることが判明した。そのため、本市独自の宅地防災対策工事助成金交付制度を創設し災害に強いまちづくりを進めるもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施 内容	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	要綱策定作業						
	国庫要望(R5.3内示)	3月議会 制度説明					
		R5.4 ~ 事業実施					
		周知期間					
		R5.6 ~ 申請受付					

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(土木費)			10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
うち任意分								
特財								
国、県支出金	1/2		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
地方債								
その他								
一般財源		0	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
うち任意分								
捻出する財源	2							
一般財源拠出見込額		0	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
④ その他()

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A		1					
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	1	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○		○						

日程等 調整事項	条例等の調整	要綱	制定あり	議会提案時期	報道への情報提供
	パブリックコメント	なし		時期	議会への情報提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打合せ会議(R4.3.29)	令和元年東日本台風における既存の制度で対応が困難な事例への対応について協議・新たな事業の必要性について承認
(事案担当課:政策課)	構成課:総務法制課、財政課、危機管理課、健康福祉総務室、地域包括ケア推進課、生活福祉課、環境経済総務室、森林政策課、廃棄物指導課、都市建設総務室、建築・住まい政策課、市営住宅課、津久井土木事務所、緑区役所地域振興課、城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター
建築・住まい政策課	国庫補助申請に係る調整[済]
関係課長打合せ会議(R4.8.16)	相模原市宅地防災対策工事助成金交付制度の創設について協議・資料の一部修正し承認
(事案担当課:開発調整課、政策課)	構成課:総務法制課、財政課、危機管理課、都市建設総務室、建築・住まい政策課、建築審査課、道路計画課、緑土木事務所、津久井土木事務所、中央土木事務所、南土木事務所、緑区役所地域振興課、中央区役所地域振興課、南区役所地域振興課、城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター

備考

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (10/3)</p>	<p>【助成制度の内容について】 (人事・給与課長)財産処分制限期間を10年に設定した理由は、また、相続の場合の対応は。 (開発調整課長)市の補助金に関する規則等に則り設定した。相続の場合や補助金相当額の返還があった場合はこの制限は除外される。 (総務法制課長)今後、県の既存事業等が拡充されることなどは想定されるか。 (開発調整課長)現時点においては想定されない。</p> <p>【財源について】 (財政課長)新規事業となるが、推進プログラムとの整理はどうしているか。 (開発調整課長)推進プログラムへの掲載を想定し、政策課と調整している。 (政策課長)中山間地域対策との関連など、推進プログラムへの掲載の方法は検討する。</p> <p>【人工について】 (人事・給与課長)必要人工については、別途、調整する。 (開発調整課長)承知した。</p>
-----------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

相模原市宅地防災対策工事助成金 交付制度の創設について

令和4年10月13日

事案担当課 都市建設局 まちづくり推進部 開発調整課
市長公室 政策課



相模原市宅地防災対策工事助成金交付制度の創設について

1. 創設の背景

令和元年東日本台風による崖崩れ被害が多数発生

崖地の防災対策について検討

崖地に係る既存制度の確認

崖崩れに関する制度として神奈川県が実施する「治山事業」や「急傾斜地崩壊対策事業」がある。

○治山事業

市から県に地域要望を踏まえた事業実施箇所の要望提出し、県が**事業優先度**を判断し対策工事を実施

○急傾斜地崩壊対策事業

住民から「急傾斜地崩壊危険区域」指定要望、市の意見を聞き県が指定後、県が対策工事実施

(区域指定要件)

- 1. 斜面の角度が30度以上、高さが5m以上
- 2. 斜面の崩壊により危害が生じるおそれがある家が**5戸以上**
- 3. 5戸未満でも官公署, 学校, 病院, 旅館等に危害がある場合

既存制度では対応困難な箇所があり、他市においては独自制度で助成を行っている

宅地防災工事に係る助成制度の創設の必要性を確認

(R4.3.29「既存制度で対応が困難な事例への対応に係る関係課長打合せ会議(第2回)」)

相模原市宅地防災対策工事助成金交付制度の創設について

1. 創設の背景

防災対策が必要な危険な崖は、
土地所有者の維持管理が原則

防災対策工事の費用が高額になることが多く、予防対策が進まない。
災害時の崖崩れによる第三者への被害が懸念される。

第三者への被害防止のため、
宅地防災対策工事助成金交付制度の創設

対策工事の実施を促進し、危険な崖を減らし
安全な住まいづくりを推進

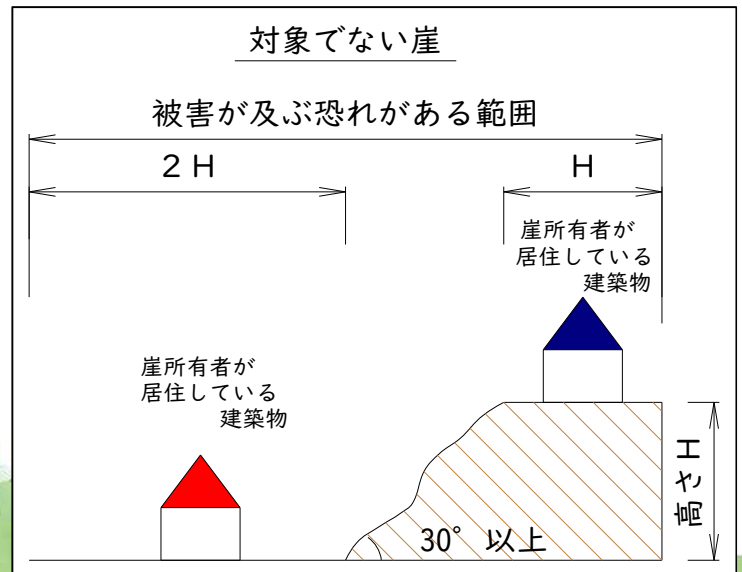
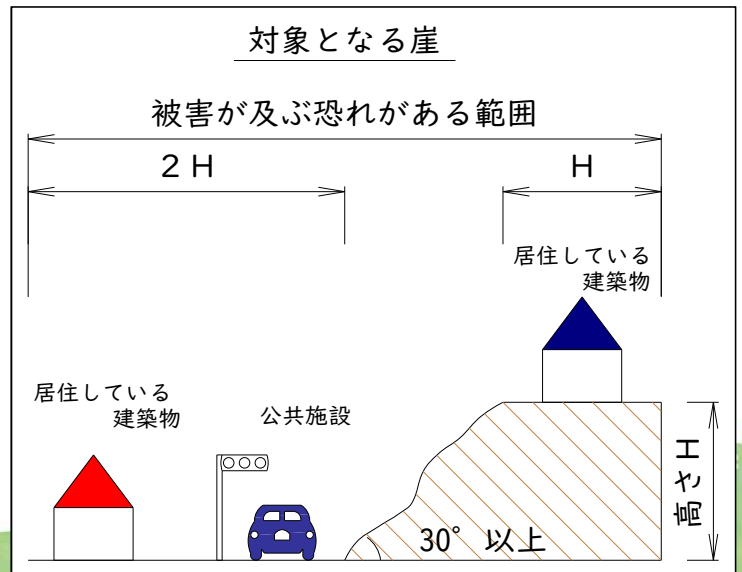


相模原市宅地防災対策工事助成金交付制度の創設について

2. 助成制度について(助成対象地)

助成対象地

- 地盤面からの高さが**2メートルを超える崖地**（傾斜角度が30度以上）
 - 崖崩れが発生した場合の影響範囲内に以下のいずれかがある
 - ・ **現に居住の用に供する建築物**（当該崖地の所有者、管理者若しくは占有者が居住する建築物を除く）
 - ・ **公共施設**（道路など）
 - ・ **第三者が日常的に通行する私道**
 - 影響範囲は、崖の上端から崖の高さと等倍の範囲、又は崖の下端からの崖の高さの2倍の範囲
- ※相当の危険性があり、対策が必要と市長が認める崖地は、上記にかかわらず、助成対象地とする。
(現に崖崩れが発生している崖地など)



相模原市宅地防災対策工事助成金交付制度の創設について

2. 助成制度について(助成対象地の除外・財産処分の制限)

助成対象地の除外

- 営利を目的とする事業の用に供する崖地（賃貸住宅用地、駐車場など）
- 対象地が各種法令による処分、命令、違反がある
- 人工崖※₁で、工事施工後10年※₂を経過していない崖地（相当の危険※₃がある場合を除く。）
- ※₁ 人工崖とは、擁壁の設置された崖、切盛土による人工的な崖
- ※₂ 民法166条 債権等の消滅時効より10年とした。
- ※₃ 相当な危険とは、国交省「宅地擁壁老朽化判定マニュアル（案）」等で判断

財産処分の制限

- 助成金の交付を受けた土地は、目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供してはならない。
- 制限期間は10年とする。（相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第23条）

補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について（H20.4.10）

「概ね10年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなす。」を参考に規定

申請に係る期間制限



相模原市宅地防災対策工事助成金交付制度の創設について

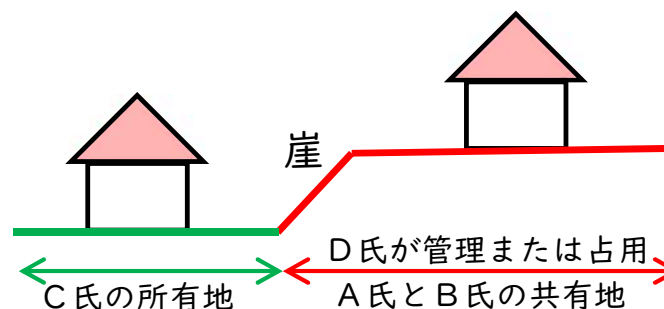
2. 助成制度について(助成申請者)

助成申請者

- 営利を目的としない個人である崖地の所有者等
(崖地の管理者、占有者、隣接地権者等は、崖地所有者から当該助成に関する承諾を得ることで申請可能)
- 崖地を複数で所有している場合は、選任された代表者を申請者として申請することができる。
(ただし、所有者全員から当該助成に関する承諾を得ること。)
- 申請者は、助成金の交付申請時に固定資産税・都市計画税の未納がないものとする。
- 申請者は、助成対象地を **5年以上** 所有していること。
(相続した場合、崖地の管理者、占有者、隣接地権者等はこの限りではない)
⇒安価で土地を取得し、助成金で資産価値を高めること等を防止するため。

申請対象者の例

- ・ A氏から承諾を得たB氏
- ・ A氏とB氏から承諾を得たC氏
- ・ A氏とB氏から承諾を得たD氏



適用の例外

- 市長が緊急に防災工事を要すると認める場合は、各規定を適用しないことができる。
⇒現に災害が発生し、その復旧工事を速やかに行う必要がある場合を想定

相模原市宅地防災対策工事助成金交付制度の創設について

2. 助成制度について(対象工事)

助成対象工事

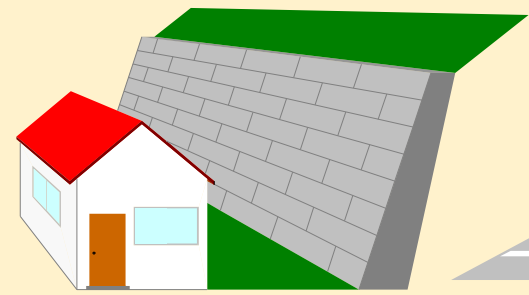
対象工事については、防災工事と減災工事に区分

防災工事

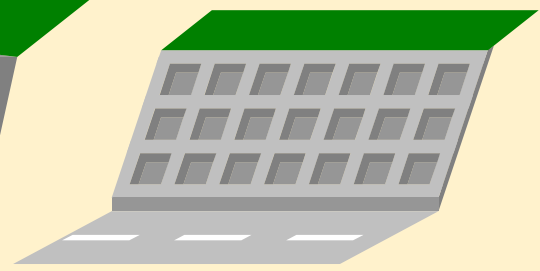
崖崩れを防止する工事、崖崩れが発生した崖の復旧工事

- 建築基準法に適合する工事
- 宅地造成及び特定盛土等規制法に適合する工事
- 土砂災害警戒区域の全部若しくは一部を解除できる工事

助成額 防災工事費用の $1/3$ かつ上限300万円



間知擁壁



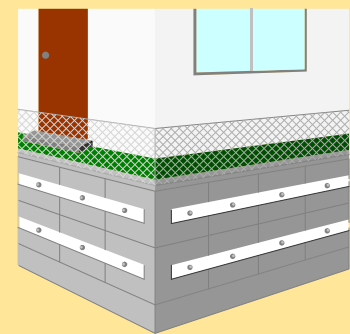
法枠

減災工事

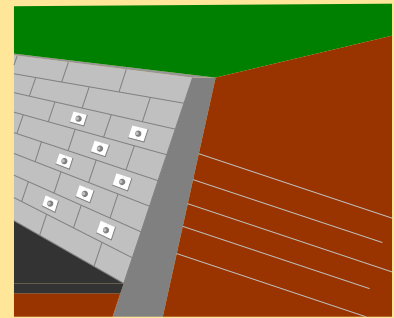
崖崩れによる被害の低減を目的とした工事

建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続きを要さない工事
(擁壁補強工事、待受け擁壁工事、落石防護柵工事、切盛土など)

助成額 減災工事費用の $1/3$ かつ上限100万円



擁壁補強



アンカー設置

相模原市宅地防災対策工事助成金交付制度の創設について

3. 制度適用条件について

令和元年東日本台風の被災箇所では既存制度での対応が困難な箇所を参考に適用条件を検討

令和元年東日本台風の被災箇所のうち、既存制度による対応が困難な事例は**13箇所**

現地調査の結果

現場確認ができた箇所 **9箇所**

現場確認が困難な箇所 4箇所

○現場確認ができた9箇所のうち

- ・ 1箇所は所有者自身で対策済み
- ・ 1箇所は神奈川県急傾斜地事業によって対策予定
- ・ 残る7箇所は、住宅や公共物が影響範囲に含まれる場合は、本制度（防災工事）の活用が可能

※実際に、基準の適合について判断するには詳細な測量等が必要



相模原市宅地防災対策工事助成金交付制度の創設について

4. 予算について

本制度の運用には、国庫の活用を検討

社会資本整備総合交付金について

住環境整備事業

○住宅・建築物安全ストック形成事業
耐震診断、耐震改修工事等に対する補助事業（市内全域）

- 効果促進事業（補助率1/2）
- ・戸建住宅防火構造改修計画書作成補助事業
 - ・戸建住宅防火構造改修工事補助事業
 - ・耐震シェルター設置補助事業
 - ・防火ベット設置補助事業
 - ・ブロック塀等撤去補助事業
 - ・相模原市宅地防災対策工事助成制度（追加）

※「第3次相模原市耐震改修促進計画」における、「耐震化の促進を図るための施策」の「その他の地震時における建築物等の安全対策」への位置付けを検討

令和5年度の予算について

防災工事を2件、減災工事を4件の助成を想定

300万円×2件+100万円×4件=1,000万円（うち国庫500万円）当初予算で要求予定

相模原市宅地防災対策工事助成金交付制度の創設について

5. 今後の予定について

スケジュールについて

項目	令和4年 12月	令和5年 1月	令和5年 2月	令和5年 3月	令和5年 4月	令和5年 5月	令和5年 6月	令和5年 7月～
要綱策定作業	→				3月議会 制度説明			
国庫要望		R5.1 (本要望) →		内示				
制度周知					R5.4.1～ →			
施行					R5.4.1～ →			
事前相談					R5.4.1～ →			
申請受付							R5.6.1～ →	

制度周知について

- ・ ホームページ掲載
- ・ 広報掲載
- ・ パンフレット配布 (各まちづくりセンター等) を検討中。



事案調書(決定会議)

審議日 令和4年10月13日

案件名	相模原市マンション管理適正化推進計画について							
所管	都市建設	市区	まちづくり推進部	部	建築・住まい政策課	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	相模原市マンション管理適正化推進計画において、施策の方向性等を明らかにし、マンションの管理計画認定制度を運用することで、マンションの管理水準の維持向上と管理状況が市場において評価される環境整備を促進するもの						
	効果測定指標	マンション管理計画認定制度の認定件数				施策番号	18	
		R4	R5	R6				
	事業効果 年度目標		認定件数:4棟 セミナー出席者数(累計):1425人 年144人	認定件数:4棟 セミナー出席者数(累計):1569人 年144人				

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	<input type="checkbox"/> 相模原市マンション管理適正化推進計画(案)について <input type="checkbox"/> 管理計画認定制度に係る手数料について
決定会議 審議結果 (政策課記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 原案のとおり承認する。 ・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

事案概要

国が令和2年6月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」を改正し、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針が策定されたことから、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正を踏まえ、地域の実情等に応じてマンションの管理適正化を効果的に推進するため「相模原市マンション管理適正化推進計画」を策定するもの
 また、計画策定にあわせて、マンション管理組合から申請される長期修繕計画などの管理計画に対して、市が適正であると認定する「管理計画認定制度」を開始するもの

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施 内容	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	庁内調整						
		部会 報告					
		パブリック コメント					
		手数料 条例改正					
	事業実施(計画期間)						
	認定申請等						

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(建築指導費)		230	230	230	230	230	230	230
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		230	230	230	230	230	230	230
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		230	230	230	230	230	230	230
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
4. その他()

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 貧困の解消	2 質の高いエネルギー	3 気候変動に具体的な対策を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 再生可能エネルギー	8 働きがい、経済成長、雇用	9 産業とイノベーションに力をかかろう
	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つぶやみ・資源循環	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
		○							

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和5年3月 (認定手数料)	定例会議	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	あり		時期	令和4年12月～令和5年1月	議会への情報提供	部会	令和4年12月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
総務法制課	手数料条例の改正について調整済み。認定制度に係る市規則制定は調整中
経営監理課	管理計画認定申請に係る手数料について調整済み
政策課、財政課、危機管理課 市民協働推進課、都市建設総務室 建築審査課、予防課	計画に位置付ける施策、市独自の認定基準について承認済み ・関係課担当者打合せ(計3回開催) ・関係課課長打合せ(計2回開催)

備考	
----	--

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (10/4)

【認定を受けることによる効果について】

○管理計画認定制度の認定を受けた場合、どのような効果があるのか。
マンションの管理水準の維持向上及び市場におけるり資産価値の向上が期待される。

【計画の目標値について】

○計画の目標値に掲げる「管理計画認定制度において認定を受けたマンション数」を20棟としているが、市内のマンション数に対して目標値が少ないのではないか。

マンション実態把握調査において、概ね認定基準に該当するであろう回答が46件あり、そのうち半数程度が認定申請をすることを想定して20棟とした。また、目標値について、マンションストックに対する認定件数として、他市と比較したところ同等程度の目標値となっている。



相模原市マンション管理適正化推進計画について

- 1.相模原市マンション管理適正化推進計画（案）について
- 2.管理計画認定制度に係る手数料について



1.相模原市マンション管理適正化推進計画（案）について

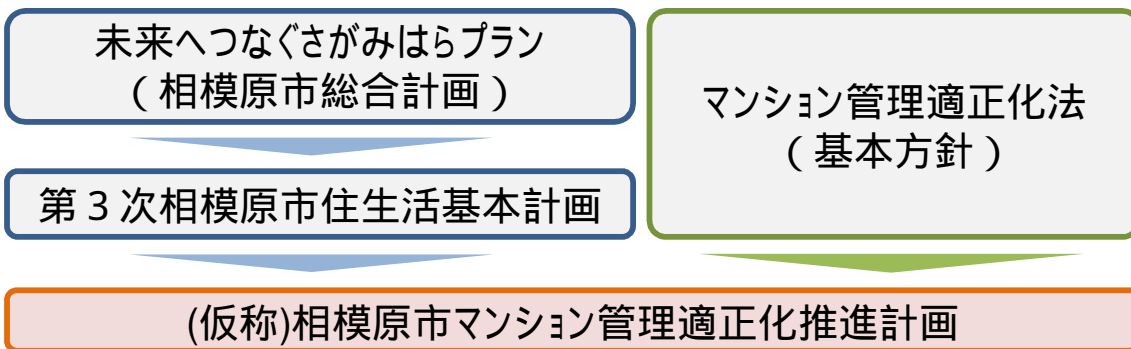
第1章 計画の目的と位置付け



計画の背景と目的

- 国は「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」を改正(令和2年6月)し、地方公共団体がマンションの管理適正化を効果的に推進するため、国の法及び基本方針に基づき地方公共団体がマンション管理適正化計画を作成(任意)することが可能となった。
- 市内のマンションの約16%が築40年超であり、今後このような高経年のマンションの急増が見込まれる。
- マンションの適正な維持・管理を効果的に推進するためにマンション管理適正化推進計画を策定

計画の位置付け



計画期間

本計画の計画期間は、「第3次相模原市住生活基本計画」の計画期間に合わせて、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

Point! 計画策定に定める事項 (マンション管理適正化法3条の2第2項)

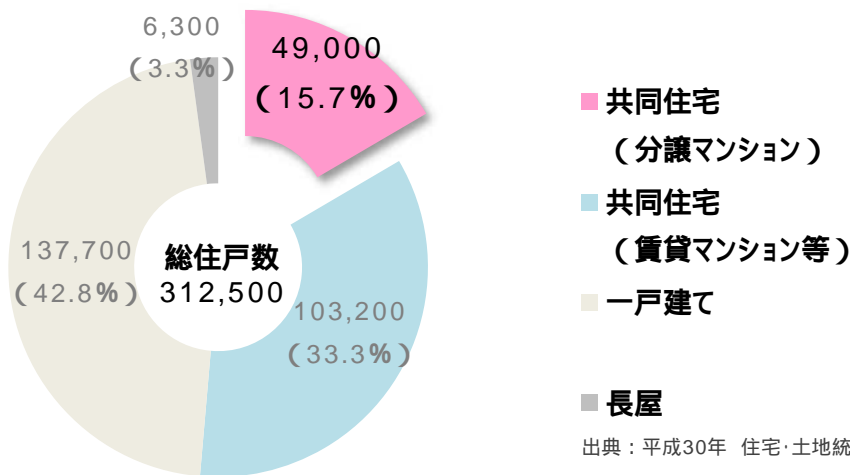
- マンションの管理の適正化に関する目標
- マンションの管理の状況を把握するために市が構ずる措置に関する事項
- マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項
- 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針
- マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 計画期間
- その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

1.相模原市マンション管理適正化推進計画（案）について

第2章 本市を取り巻く現状と課題

住宅に占めるマンション割合

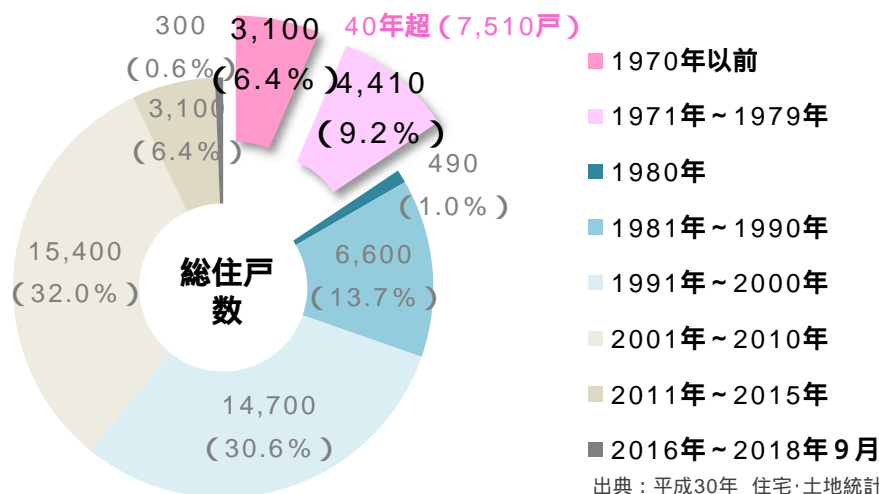
本市の居住世帯のある住宅数（312,500戸）のうち、**分譲マンションは49,000戸**で**全体の15.7%**を占めています。



出典：平成30年 住宅・土地統計調査

マンションの建築時期別状況

本市の**築40年以上のマンション戸数は7,510戸（約16%）**



出典：平成30年 住宅・土地統計調査

マンション実態把握調査

令和3年度（2021年度）に（一社）日本マンション管理士会連合会が国土交通省補助事業において、市域内に所在するマンションの管理状況を把握するための実態調査を実施しました。

- ・実施期間：令和3年6月～9月
- ・対象組合：1,097組合
- ・回答数：663組合
- ・回答率：60.4%

実態把握調査の主な課題

- 1.長期修繕計画の計画期間や見直しについて
国が示す**長期修繕計画作成ガイドラインの計画期間30年に満たない状況**
- 2.マンションの耐震化の状況について
旧耐震基準マンションの区分所有者等の多くは**自らのマンションが耐震性を有しているか不明なまま居住している状況**
- 3.大規模災害の事前対策について
大規模災害の事前対策について、**半数近くの管理組合が事前対策を何もしていない状況**
- 4.管理組合の運営について
区分所有者の高齢化や管理組合理事の選任が困難といったソフト面の課題や、**修繕積立金の不足、大規模修繕工事の実施**などの「建物」に関するハード面の課題など管理組合の運営について、多岐にわたる課題が存在する状況

1. 相模原市マンション管理適正化推進計画（案）について

第3章 マンションの管理の適正化に関する指針（相模原市マンション管理適正化指針）

1. 助言、指導及び勧告を行う際の判断の基準の目安【マンション管理適正化法第5条の2】

管理組合の運営	管理組合の運営を円滑に行うため管理者等を定めること 集会を年に一回以上開催すること
管理規約	管理規約を作成し、必要に応じ、その改正を行うこと
管理組合の経理	管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理を行い、適正に管理すること
長期修繕計画の作成及び見直し等	適時適切な維持修繕を行うため、修繕積立金を積み立てておくこと

2. 管理計画の認定の基準（抜粋）【マンション管理適正化法第5条の4】

管理組合の運営	管理者等が定められていること
管理規約	マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（または電磁的方法による提供）について定められていること
管理組合の経理	管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の三ヶ月以上の滞納額が全体の一割以内であること
長期修繕計画の作成及び見直し等	長期修繕計画の作成または見直しが七年以内に行われていること 長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が三十年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が二回以上含まれるように設定されていること 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金平均額が著しく低額でないこと
その他	管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、一年に一回以上は内容の確認を行っていること 防災計画の作成や防災訓練等、防災に関する取組みを実施していること【市独自基準】

1.相模原市マンション管理適正化推進計画（案）について

第4章 マンションの管理の適正化に関する施策展開



1.マンションの管理の適正化の推進を図るための施策

推進施策	概要
管理計画の認定	マンション管理適正化法に基づいた管理計画の認定事務を行います。
助言・指導等の実施	マンション実態把握調査において把握した各マンションの管理状況に応じて、マンション管理適正化法に基づき、管理組合の管理者等に対して適切な管理を行うよう助言・指導等を行います。
管理等に関する相談窓口や管理セミナーの充実 住生活基本計画に記載あり	管理組合が適正に運営できるよう、無料相談窓口や分譲マンションアドバイザー派遣制度を実施することで、マンション管理組合への支援を行います。 マンション管理セミナーの開催によりマンション管理組合に対し、適正な維持管理のための情報提供を行います。
マンション管理組合登録制度 住生活基本計画に記載あり	マンション管理組合の連絡先及び建物や土地の概要・管理状況等の情報の登録により、支援制度やセミナーの案内のほか、法改正などの情報提供を行い、管理組合をサポートする管理組合登録制度を創設します。
団地再生コーディネート事業の検討 住生活基本計画に記載あり	団地型マンションにおいて、ハード・ソフト両面の再生に係る活動に対し、専門家と連携し、その取組内容に応じた支援を行う団地再生コーディネート事業について検討します。
耐震相談の充実 住生活基本計画に記載あり	旧耐震基準のマンションの耐震性等について、建築士等の専門技術者が現況建物の状況や図面、構造計算書等に基づき相談に応じます。
耐震診断・改修工事等の推進 住生活基本計画に記載あり	大規模地震等への安全性の確保に向け、マンションの耐震診断や改修工事等に対する費用の一部を補助し、マンションの耐震化を推進します。

1.相模原市マンション管理適正化推進計画（案）について

第4章 マンションの管理の適正化に関する施策展開



2.マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及

普及・啓発	概要
管理等に関する相談窓口や管理セミナーの充実（再掲） 住生活基本計画に記載あり	管理組合が適正に運営できるよう、無料相談窓口や分譲マンションアドバイザー派遣制度を実施することで、マンション管理組合への支援を行います。 マンション管理セミナーの開催によりマンション管理組合に対し、適正な維持管理のための情報提供を行います。
マンション管理組合登録制度（再掲） 住生活基本計画に記載あり	マンション管理組合の連絡先及び建物や土地の概要・管理状況等の情報の登録により、支援制度やセミナーの案内のほか、法改正などの情報提供を行い、管理組合をサポートする管理組合登録制度を創設します。
団地再生コーディネート事業の検討（再掲） 住生活基本計画に記載あり	団地型マンションにおいて、ハード・ソフト両面の再生に係る活動に対し、専門家と連携し、その取組内容に応じた支援を行う団地再生コーディネート事業について検討します。
耐震相談の充実（再掲） 住生活基本計画に記載あり	旧耐震基準のマンションの耐震性等について、建築士等の専門技術者が現況建物の状況や図面、構造計算書等に基づき相談に応じます。
マンションの防災対策の促進	大規模災害の事前対策や防災意識の向上に向けた取組として、防災に関する準備や知識を深めることで災害時に安全に身を守ることを目的として、管理組合が自主的に実施する防災訓練などで「高層ビル・マンションの防災対策」やその事例について情報提供を行います。
地域コミュニティの形成の促進	マンション周辺の地域住民や自治会との交流を促進し、マンション住民だけでなく、周辺地域と一体となったコミュニティの形成を図ります。
関係団体との連携	管理組合の運営状況に応じて、マンション管理センター、マンション管理士会、住宅金融支援機構等と連携して、マンションのハード・ソフト両面での維持管理や再生に係る相談に応じ管理の適正化を図ります。

1.相模原市マンション管理適正化推進計画（案）について

第5章 マンションの管理の適正化の推進に向けて

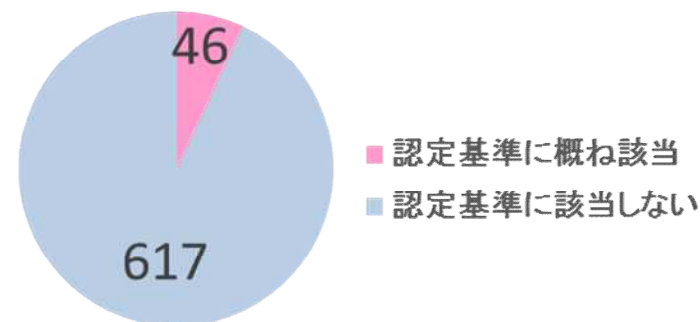
施策の目標

	成果指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	出典
1	管理計画認定制度において認定を受けたマンション数	0棟	20棟	市調査
2	マンション管理セミナーの出席者数(累計) 【平成11年度から開始】	1,281人 (令和3年度時点)	2,000人	市調査

認定件数の目標値について

令和3年度実施のマンション実態把握調査の回答(663件)のうち、認定基準に概ね該当する回答は**46件**

マンション実態把握調査の回答(663件)



- ② 46件のうち、概ね半数のマンションからの申請があると想定し、令和5年から令和9年までの目標値を**20棟**と設定

【参考】認定件数を指標とする政令市における認定目標値

計画を策定した12政令市のうち、認定件数を目標値としている政令市は以下のとおり(数値は各市計画から抜粋)

政令市	目標値	計画期間	マンションストック数	割合	備考
横浜市	150	令和4年度～8年度(5年)	9,585棟	1.6%	
静岡市	10	令和4年度～8年度(5年)			計画にマンションストック数の記載なし
熊本市	10	令和4年度～6年度(3年)	796棟	1.3%	
相模原市	20	令和5年度～9年度(5年)	1,132棟	1.8%	

1.相模原市マンション管理適正化推進計画（案）について



今後の予定

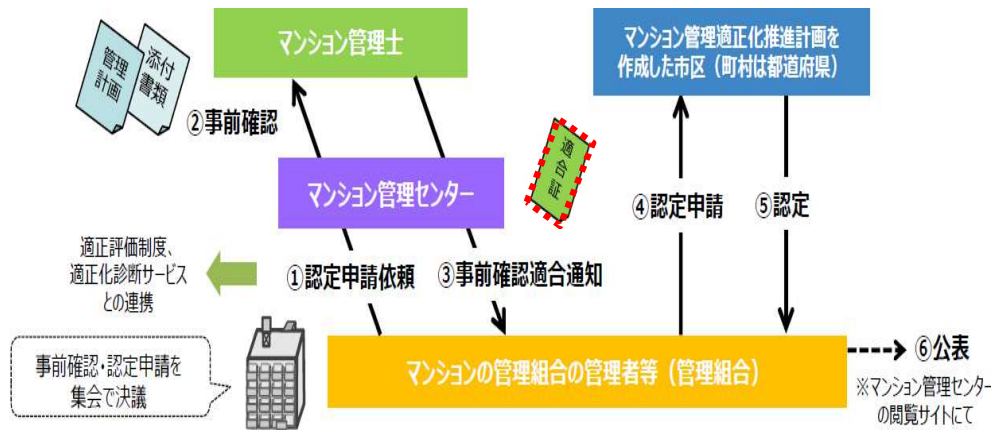
年	月	概要
令和4年	12月	議会への情報提供（部会報告）
	12月中旬～	パブリックコメント実施
令和5年	1月中旬	
	3月	手数料条例の改正（議会提案）
		計画策定
4月	管理計画認定制度開始	



2.管理計画認定制度について



管理計画認定制度について



【審査項目】

- (1) 修繕その他管理の方法
長期修繕計画の計画期間が一定期間以上あること等
- (2) 修繕その他の管理に係る資金計画
長期修繕計画に基づき修繕積立金を設定されていること等
- (3) 管理組合の運営状況
総会を定期的開催していること等
- (4) 管理適正化指針・市区独自の管理適正化指針に照らして適切なものであること
- (5) 市が独自で定める基準**

(1) ~ (4)
マンション管理士
が審査済み

マンション管理センターへの申請手数料(20,000円)が別途必要
自治体が独自に定める認定基準については、事前確認の審査対象外

手数料について

・申請・更新 (審査時間×職員時間単価) ・変更申請 (変更項目の審査時間×職員時間単価)

1. 認定申請審査に要する審査時間

審査種類	(1) ~ (4)	市独自基準	小計	自治体受付	申請者やり取り	決裁認定交付	小計	合計
所要想定時間	マンション管理士審査済み	8分	8分	17分	9分	30分	56分	64分

2つ目以降の長期修繕計画の1計画あたりの加算時間

審査種類	(1) ~ (4)	市独自基準	小計	自治体受付	申請者やり取り	決裁認定交付	小計	合計
所要想定時間	マンション管理士審査済み	5分	5分	9分	4分	13分	26分	31分

2. 本市の平均職員時間単価 (過去3か年)

平均職員時間単価	平成30年度
3,420円	3,433円
	令和元年度
	3,419円
	令和2年度
	3,409円

↑ 平均単価

3. 相模原市管理計画認定手数料

認定手続	新規・更新	変更手続	管理組合の運営	管理規約	管理組合の経理	長期修繕計画	その他	独自基準
申請	3,600円	申請	3,800円	3,200円	3,700円	7,700円	2,400円	1,200円
加算申請	1,700円	加算申請	2,100円	2,100円	2,200円	4,000円	1,500円	600円

事案調書(決定会議)

審議日 令和4年10月13日

案件名		包括的支援体制整備について										
所管	健康福祉	局区	地域包括ケア推進 生活福祉		部	地域包括ケア推進 高齢・障害者福祉 中央高齢・障害者相談 生活福祉		課	担当者	内線		
事業効果 総合計画との関連	事業効果	地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の整備を図るもの ・庁内関係課・機関の連携の強化 ・課題を抱える世帯へのケースワーク、アウトリーチの強化										
	効果測定指標							施策番号	6,7,9			
		R4		R5		R6						
	事業効果 年度目標											
審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援包括化推進の配置について ○自立支援相談窓口の強化について ○中央障害者相談支援キーステーションの配置について ○相談課業務の一部委託化について 											
決定会議 審議結果 (政策課記入)	継続審議とする。											
事案概要												
資料のとおり												
事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工												
○事業スケジュール												
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10				
実施 内容	資料のとおり											

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
4. その他()

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○		○						
								○	

日程等 調整事項	条例等の調整		議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
地域包括ケア推進部内ワーキンググループ	本市に相応しい包括的支援体制の検討
保健衛生部関係課長打合せ会議	包括的支援体制について、原案のとおり庁議に諮ることとされた。
生活福祉部関係課長打合せ会議	包括的支援体制について、原案のとおり庁議に諮ることとされた。
こども・若者未来局関係課長打合せ会議	包括的支援体制について、原案のとおり庁議に諮ることとされた。
関係課長打合せ会議	原案を一部精査し、庁議に諮ることとされた。

備考

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(10/3)

【財源について】

○扶助費をはじめとした社会保障施策等の見直しに継続して取り組むとのことであるが、見直しを確実に進めること。

【人員について】

○令和6年度からの人員の増については、改めて調整すること。

○委託化は推進すべきものとするが、合理化できる人工があるものと考えている。

包括的支援体制整備について

【相談支援・地域づくり・参加支援の一体的実施】

1 本市における包括的支援体制について

(1) 相談支援

ア 本市における相談支援体制の目指す姿(イメージ)

イ 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組(案)

相談支援包括化推進員の配置

自立支援相談窓口の強化

相談課業務の一部委託化による相談支援の強化

中央障害者相談支援キーステーションの設置

(2) 地域づくり

(3) 参加支援

2 包括的支援体制整備に向けた予定

3 令和5年度新規取組に係る経費見込(一般財源ベース)

地域包括ケア推進部
生活福祉部

1 本市における包括的支援体制について

背景～課題の複合化・複雑化～

- ・少子高齢化の進展や人口減少による世帯構成の変化、地域の関係性の希薄化などにより、8050問題、介護と育児のダブルケアなど、世帯の抱える課題が複合化、複雑化
- ・コロナ禍により、さらに複雑化(孤独・孤立が顕在化)

地域共生社会の推進に向けて、国において社会福祉法の改正(H29・R2) **参考資料1**
包括的支援体制の整備の位置付けと実現手段として重層的支援体制整備事業が創設(R3)

包括的支援体制(相談支援×地域づくり×参加支援)の整備に向けて

○総合計画推進プログラムへの位置付け

- ・R3～地域包括ケア推進部でワーキンググループを設置し、包括的支援体制の案を検討
- ・R4～地域づくりについて、市社会福祉協議会にモデル事業を委託

○行財政構造改革プランを踏まえた取組

○地域共生社会の実現を目指し、包括的支援体制の整備を段階的に進める。

相談支援(行政中心)

現行の組織体制を基本としながら、職員意識の醸成と情報共有を図り、分野横断的な連携を強め、早期の課題発見と継続的支援に取り組むアウトリーチ型の「相談支援」の体制を整える。

参加支援(行政・地域問わず)

既存の制度では社会参加が困難な人などへの社会とのつながりを回復する「参加支援」に取り組む。

地域づくり(地域中心)

地域での福祉課題の解決の取組を支援・充実し、「地域づくり」を推進する。

1(1) 相談支援

ア 本市における相談支援体制の目指す姿(イメージ) 緑の部分

(1) 市圏域

重層的支援会議(課題の解きほぐしやスーパーバイズ、役割分担)
区ごとの多機関連携の支援(連絡調整・情報共有)



地域で解決できない課題を
**各区圏域で、世代や属性に関わらず
包括的に受け止め「相談支援」する体制**

中央 緑 南

【福祉保健事務所体制】

アウトリーチ(訪問支援)機能

自立支援相談窓口を中心に課題の早期発見、伴走(継続的)支援

ワンストップ機能 可能な限り各分野の機能を連携から統合へ

生活困窮・生活保護、高齢・障害、こども・子育て、成人保健、国保・年金

区ごとの多機関連携機能

- ・区役所、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域子育て支援拠点 等
- ・**障害者相談支援キーステーション(現在、中央区未設置)**

社会とのつながりをつくる**参加支援**

区圏域(3)

住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる**地域づくり**

住民、自治会、地区社協、ボランティア、老人クラブ、PTA、民生委員・児童員、CSW・・・

住民に
身近な
圏域(22)

1(1) 相談支援

イ 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組(案)

相談支援

市の組織(これまでの体制を基本)

断らない相談支援:福祉分野に限らず、相談を受ける体制・繋ぐ先との連携

相談支援包括化推進員の全庁的配置

全庁で相談を受ける課・機関から選任。研修や情報交換を行う

高齢

障害

こども・子育て

生活困窮

生活保護

保健

その他の窓口、
相談機関

自立支援相談窓口を強化、区内の連携体制の構築へ

相談窓口業務の負担軽減(業務委託、コールセンターの設置等)

従来どおりでは対応できない
複合的な課題

相談、会議招集依頼

○重層的支援会議

- ・個別の困難ケースの事例検討
- ・プランの作成、モニタリング
- ・アウトリーチによる継続的支援

○多機関連携支援の組織検討

- ・社会福祉職、保健師、医師、事務職等を検討)
- ・会議招集
- ・困難事例への対応支援
- ・スーパーバイズ、弁護士相談等

R5
に
詳細
を検討
・
調整

障害者相談支援キーステーションの中央区への設置

1(1)イ 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組(案) 相談支援包括化推進員の配置

包括的相談支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

- ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・支援機関のネットワークで対応する
- ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

本市の対応

- R2 組織再編(高齢・障害・地域福祉分野を統合、地域包括ケア推進部の設置)

福祉分野での連携とその共通認識を推進、今後は福祉分野以外とも連携の強化等が必要

- R4 地域共生社会の推進に向けた共通認識を図り、横断的な連携や情報共有のため、全庁的に**相談支援包括化推進員**()を配置

世帯全体の複合化する課題の解決に向け、包括的に相談支援することを推進する職員。

全庁的な職員の意識共有を図り、相談につながっていない人や世帯の課題を分野横断的に受け止め、複合化、複雑化する前に早期対応を行う。

各所属職員
の対応

福祉分野内では、連携を更に強化

意識や情報を共有する組織の範囲を明確化

組織的な対応

その上で、多機関が連携して支援を進める。 R5多機関連携支援、重層的支援会議を検討(多機関連携支援の調整は当面、地域包括ケア推進課が行う。)

1(1)イ 相談支援包括化推進員の配置

全職員を対象とする課・機関(健康福祉局及びこども・若者未来局の福祉相談窓口等を担う部署)

【健康福祉局】

- ・地域包括ケア推進課 ・在宅医療・介護連携支援センター ・精神保健福祉センター
- ・緑高齢・障害者相談課 ・中央高齢・障害者相談課 ・南高齢・障害者相談課 ・津久井高齢・障害者相談課
- ・城山福祉相談センター ・相模湖福祉相談センター ・藤野福祉相談センター ・緑生活支援課
- ・中央生活支援課 ・南生活支援課 ・緑保健センター ・中央保健センター ・南保健センター

【こども・若者未来局】

- ・緑子育て支援センター ・中央子育て支援センター ・南子育て支援センター

1名を選任する課・機関(包括的支援に向けた情報共有を図ることが有益な市民対応等を担う部署)

【総務局】

- ・人材育成課

【財政局】

- ・税制・債権対策課 ・納税課 ・市民税課 ・資産税課 ・緑市税事務所 ・南市税事務所

【市民局】

- ・区政推進課 ・市民協働推進課 ・人権・男女共同参画課 ・交通・地域安全課 ・消費生活相談センター
- ・国際課

【健康福祉局】

- ・健康福祉総務室 ・高齢・障害者福祉課 ・高齢・障害者支援課 ・精神保健福祉課 ・介護保険課
- ・生活福祉課 ・国保年金課 ・地域保健課 ・疾病対策課 ・感染症対策課 ・健康増進課 ・生活衛生課

【こども・若者未来局】

- ・こども・若者政策課 ・こども家庭課 ・こども・若者支援課 ・保育課 ・子育て給付課 ・児童相談所総務課
- ・児童相談所相談支援課 ・陽光園

【環境経済局】・産業・雇用対策課 ・資源循環推進課

【都市建設局】・建築・住まい政策課 ・市営住宅課 ・下水道料金課

【緑区役所】・区民課 【中央区役所】・区民課 【南区役所】・区民課

【教育委員会】・学務課 ・学校教育課 ・青少年相談センター

【消防局】・消防総務課

1(1)イ 自立支援相談窓口の強化

複雑化・複合化する課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応する。

○自立支援相談窓口を強化し、区内の連携体制を構築

- ・アウトリーチ支援員(6名)の配置継続

相談支援に結びつけるための機能維持

ひきこもり状態にある方などへの長期的な支援機能の維持

【課題】国庫補助率の変更10/10 3/4(令和5年度から)

参考資料2

【対応】早期支援により生活保護費を抑制し財源を確保

(R5年度実施)

アウトリーチ支援員6人分配置経費見積額

歳出：16,936,783円

歳入：12,702,587円 一財：4,234,196円

- ・正規職員主体の相談体制へ移行するための人員配置を実施

各課機関連携のコーディネート機能を強化

相談・支援業務の進行管理の強化

(R6年度実施に向けて調整)

常駐の正規職員が未配置の状況から
各区班長1名・班員1~2名配置

- ・更なる支援体制の充実に向けた相談員(各区2名 3名)の増員

相談員のスキル向上とマンパワーの充実

【財源確保】相談・支援体制の強化による自立支援事業の実施により生活保護費を抑制

(R6年度実施に向けて調整)

増員3人分配置経費見積額(アウトリーチ支援員を除く)

歳出：9,622,491円

歳入：7,189,398円 一財：2,396,466円

1(1)イ 障害者相談業務の一部委託化による相談支援の強化

参考資料4

【課題】

障害者窓口の利便性向上
 (待ち時間解消/申請手続等の負担軽減)
 障害者数/申請処理が増加しており、
 職員が十分なケースワークに取り組めない

参考資料3

【取組の方向性】

業務委託やDX推進による便利な窓口/業務効率化
 「待ち」の相談体制からアウトリーチ型相談支援へ
 ○R5は中央で試行、R6は緑、南へ

【取組内容】

第一段階:業務委託(R5 予算額:27,700千円)

・郵送申請の導入・申請処理の外部委託

第二段階:相談窓口DXの推進(検討中・仕様未定)

・障害福祉のサービス案内等に関するアプリ導入
 ・電子申請導入によるスマホ/タブレットからの申請

第三段階:コールセンター機能の導入(検討中・仕様未定)

・一次問合せに係る受電対応の外部委託

【期待される効果】

- ・障害者福祉に従事する職員の半分の時間をアウトリーチ型支援に
- ・専門職による相談支援の充実・向上
- ・時間外勤務時間数の削減
- ・DX推進等による障害者福祉事務に従事する職員数の削減

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施スケジュール (案)	業務委託		業務委託追加	コールセンター 窓口相談DX 基幹システム標準化			
行政改革	時間外勤務削減			DX推進等により職員数減に取り組む			

イ 中央障害者相談支援キーステーションの設置

相談支援体制の課題

参考資料5

○ 基幹相談支援センターの業務が逼迫

南区・緑区には、区域における相談窓口である、障害者相談支援キーステーションを設置しており、行政との連携等により円滑な相談支援を提供。中央区は、市域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが相談支援を実施しているが、相談件数の増加等により、業務逼迫。

○ 中央区の医療的ケアに係る相談体制が不十分

今年度より、南区・緑区の障害者相談支援キーステーションに医療的ケア児等コーディネーターを配置し、包括的な相談支援を提供。しかし、中央区は障害者相談支援キーステーションが未設置であるため、コーディネーターを配置しておらず、医療的ケアに係る相談体制が不十分。



課題解決策

中央障害者相談支援キーステーションの設置

基幹相談支援センターの業務逼迫状況の緩和
中央・高齢者相談課等との円滑な連携による中央区内の相談支援体制の充実

中央障害者相談支援キーステーションへ医療的ケア児等コーディネーターを配置

3区それぞれで身近な場所における医療的ケアに係る相談支援の提供が可能
県が設置する医療的ケア児支援・情報センターの政令市事務局及び3区のとりのまとめを実施

設置場所

けやき体育館内(けやきカフェ運営箇所)で検討

指定管理者と調整中

【選定理由】

- けやき体育館は障害者の文化活動等の拠点
- 市民にとって分かりやすくアクセスしやすい場所
- 中央高齢・障害者相談課等との円滑な連携が可能

1(1)イ

中央障害者相談支援キーステーションの設置

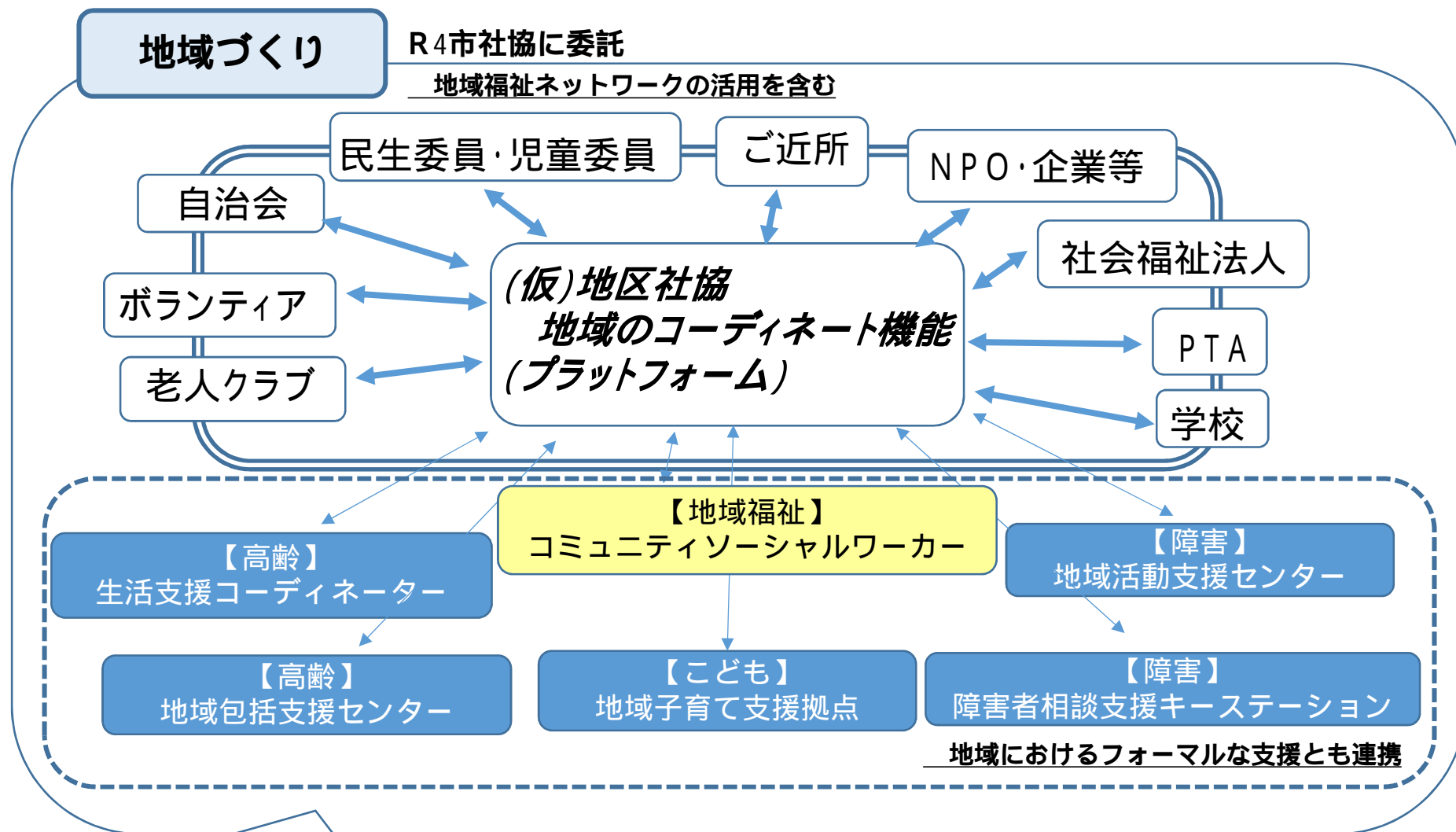
必要予算

- 経常的経費40,780千円、初年度のみ経費5,000千円 **合計45,780千円**
- 障害者相談支援キーステーションの運営及び医療的ケア児等コーディネーターの配置は、国の地域生活支援事業等補助金(国1/2、県1/4)の対象事業である。

当該補助金の補助金額は、国庫の予算の範囲内で決定された金額とされており、現状、市全体の補助金対象事業の総事業費に対して満額の補助が出ていない状況であるため、当該事業費は一般財源で見込む。

(経常的な経費に係る予算(A)) (円)		(初年度経費に係る予算(B)) (円)	
項目	予算	項目	予算
人件費(キーステーション)	32,000,000	工事費(キーステーション)	2,000,000
人件費(医ケアコーディネーター)	4,000,000	小計	2,000,000
小計	36,000,000	備品等(キーステーション)	3,000,000
事務費(キーステーション)	4,180,000	小計	3,000,000
事務費(医ケアコーディネーター)	600,000	合計	5,000,000
小計	4,780,000		(円)
合計	40,780,000	(A) + (B)	45,780,000

1(2) 地域づくりについて



- ・地域資源の活用
- ・地域での課題解決力の向上
- ・地域での包括的支援体制

1(2)地域づくりについて

地域づくり事業(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

本市の対応

- R4市社協に地域づくりのモデル事業を委託し、
地域における各分野の取組を整理(モデルで3地区を選定)
地域づくりのプラットフォーム()を検討

地域内のそれぞれの取組、団体等の情報の共有を図り、連携・交流促進して取組を進める土台をつくる。

- R5は、市社協への業務委託を継続(案)し、検討を全地区へ広げる。
(予算 10,000千円(R4と同))

1(3) 参加支援について

参加支援

既存の取組

いきいき百歳体操
などの通いの場

認知症カフェ

地区社協サロン

シルバー人材
センター

老人クラブ

障害分野の福祉的
就労支援

生活困窮分野にお
ける就労準備支援

など

- ・既存の各制度の支援では把握できない利用者のニーズや課題など丁寧に把握
- ・既存の社会資源の拡充や新たな社会資源などをコーディネート
- ・本人と支援メニューとのマッチング

例) 障害分野や生活困窮分野の就労支援事業等に、本来の対象者ではない若年性認知症・がん患者・難病患者などを受け入れ支援する取組(福祉的就労、地域活動へのつなぎ)

例) 片麻痺のある方の料理教室の開催～参加するための支援が必要な方への取組～

これからの取組

1(3) 参加支援について

参加支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

- ・ 社会とのつながりをつくるための支援を行う
- ・ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
- ・ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

本市の対応

- R6からの福祉分野就労的活動支援コーディネーターの配置を検討
 - ・ 就労のみではなく、地域活動へのつなぎを含め、それぞれの対象者に合わせた活動のコーディネートを行う(市就職支援センターとの連携を検討)

2 包括的支援体制の整備に向けた予定

時期	相談支援	地域づくり	参加支援
R4.4	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源(地域活動含む)の把握、整理 地域づくりのプラットフォームのモデル検討 地域福祉ネットワークの推進 地域活動の担い手に対する研修(地区社協、社会福祉法人、地域福祉ネットワーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉分野就労的活動支援コーディネーターの配置の検討 その他参加支援の検討
9~10	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援包括化推進員の配置、自立支援相談窓口の強化の検討 関係課長打ち合わせ会議 庁議 		
11	<ul style="list-style-type: none"> <u>相談支援包括化推進員の配置(要綱設置)</u> 推進員に対する研修の実施 		
11~	<ul style="list-style-type: none"> 多機関連携(重層的支援会議等)の試行実施(継続的な検討) 		
R5.4~	<ul style="list-style-type: none"> <u>自立支援相談窓口の体制維持</u> 多機関連携支援班の設置に向けた調整 重層的支援体制整備事業の活用(重層的支援体制整備計画の策定) <u>障害者相談課業務の一部委託化</u> <u>中央障害者相談支援キーテーションの設置</u> 		
R6.4~	重層的支援体制整備事業の本格実施		

3 令和5年度新規取組に係る経費見込(一般財源ベース)

単位:千円
()は総事業費

取組	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談支援包括化推進委員の配置(研修費等) 配置はR4中	100 (100)	100 (100)	100 (100)
自立支援相談窓口の強化	4,234 (16,937)	6,631 (26,559)	6,631 (26,559)
中央障害者相談支援キーステーションの設置	45,780 (45,780)	40,780 (40,780)	40,780 (40,780)
相談業務の一部委託化	27,700 (27,700)	43,500 (43,500)	43,500 (43,500)
地域づくりモデル事業	10,000 (10,000)	0	0
合計	87,814 (100,517)	91,011 (110,939)	91,011 (110,939)

○行財政構造改革プランを踏まえ、業務の効率化とともに扶助費をはじめとした社会保障施策等の見直しに継続して取り組む

○令和6年以降の人員等については、業務効率化(委託化、DX化)に継続して取り組む

令和4年10月11日

1 市観光情報等発信機能の強化について

【市長公室 観光・シティプロモーション課】

(1) 主な意見等

- (財政局長) 観光協会の今後の経営的な部分については何か考えがあるのか。
(観光・シティプロモーション課長) 観光案内所とまではならないが、特産品の販売などの努力はしてもらいたいと考えている。
- (財政局長) 移転候補地の人通りは多くないと思うが、シティセールスとして一帯を盛り上げていく意識があるのか。また、駅周辺のまちづくりを見据えた長期的な戦略はあるのか。
(観光・シティプロモーション課長) 観光協会が移転することで長期的に候補地周辺を盛り上げていくという計画は無いが、中央区役所と調整しながら活用していきたいと考えている。また、観光客が立ち寄るようにツアーのチケットを渡す仕掛けなどの工夫について、観光協会と調整している。
- (財政局長) 北口だけではなく南口も盛り上げるようなプランがあれば良いが、これから北口を開発していく中で、北口に移転した方が観光協会も様々な仕掛けがしやすいのではないかと考える。先々を見越した移転ではないのであれば、今移転することで今後の移転も難しくなるのではないかと考える。賃料が安くなるのは財政的には良いが、同じ賃料で広がるだけでは今後不安がある。
- (総務局長) 移転候補地は朝も夕方も人通りが少ない中で、なぜその場所に移転するのか。観光・シティプロモーションの観点から見ると、少なくとも観光協会は橋本駅若しくは相模大野駅にあるべきではないかと考える。現事務所はわかりづらい場所だが、移転候補地よりも駅からのアクセスは良いという点で、橋本駅にあることに意味があると考えているため、人が立ち寄らない場所に観光協会や観光情報コーナーがあるのは違和感がある。
(SDGs・シビックプライド推進担当部長) 観光協会の事務所が観光情報コーナーとセットである必要はないと考える。また、賃料の単価は橋本駅と比較して低くなる。
- (総務局長) 観光情報の発信場所を、人が少ない場所に移転することは理解できない。
(観光・シティプロモーション課長) 観光情報コーナーについては、橋本駅にあるものをそのまま生かし、相模大野駅でもサガミックスの発信力を高めるという取組を行い、観光協会はその司令塔としての役割を担うことを想定している。また、財政負担の検証が必要であるが、今後は橋本駅においても、地域の特産品を取り扱う場所の設置について、検討していきたいと考えている。
(財政局長) 先を見据えたコンセプトが無いと説得力が無い。
- (財政担当部長) 中央区に拠点機能を設けても、そこに人が訪れるのか疑問である。バックオフィスだけの移転であれば問題無いが、本来の目的は、人が訪れ、その人たちにPRを行うことだと考える。シビックプライドの向上ではなく、シティプロモーションということであれば、魅力的なスポットの多い緑区にあった方が、市外への効果的な発信にもつながるのではないかと考える。
(SDGs・シビックプライド推進担当部長) 橋本駅での検討については、これからどのようにまちづくりが形成されていくのか見えない中で、橋本駅にPRスペースを含めた事務所を構えることは難しいと考えている。発信するスペースを考えなければならぬ中で、提案のとおりPR等のスペースを確保することで、地域の活性化にもつながり、本市が取り組んでいることについても理解いただけるのではないかと考える。現在、第三次観光振興計画の見直しを行っているところであるが、観光協会と一体となって移転先を拠点とした発信の強化に努めてまいりたい。
- (財政局長) 観光協会については、現状の場所では課題があるという意識はあり、移転先

の検討については、今まで実施していたと認識している。今回の候補地への移転に当たっては、仕掛けやコンセプトについて整理する必要がある。

(観光・シティプロモーション課長) 賃料については、正式に金額が示されているわけではなく、今後交渉していく。ただし、中央区とすれば、新たに発信機能を持つことができるため、事務所機能そのものを移転するメリットがあると考えている。移転することによる市全体の観光情報の発信機能の在り方について、第三次観光振興計画の見直しの中でも検討をする必要があると考える。

- (総合政策・少子化対策担当部長) 移転を機に、ソフト施策を推進してもらいたい。また、直営でできないことはなるべく外郭団体への委託を行い、観光協会も健全経営できるように引き続き検討を進めてもらいたい。
- (市長公室長) 意見にもあったが、相模原駅北口や橋本駅南口の再開発がある中で、この場所に決めた理由について、各区の3つの拠点のイメージがあるのか。また、観光振興計画に観光協会の在り方は示されているのか。
(観光・シティプロモーション課長) 情報発信拠点はいくつかあるが、中央区にはどこも拠点が無い。今までは事務所としての機能しかなかったが、PR機能を有した事務所を移転することで、積極的な発信拠点ができると捉えており、今回承認いただければ、観光振興計画の中間見直しにおいて反映させていきたい。
- (市長公室長) 何年の契約になるのか。
(SDGs・シビックプライド推進担当部長) 今後、貸主側と調整していきたい。
- (市長公室長) 観光情報の一元化や発信について、インバウンド促進のために海外への情報発信が重要であると考えているが、どのように考えているか。
(SDGs・シビックプライド推進担当部長) 海外への情報発信については、現場ではなくWEBを活用した発信を考えている。また、八王子市、あきる野市、大月市、都留市と広域的に発信を行っているサイトを運用しており、そこでの発信についても充実させていきたい。
- (市長公室長) インバウンドを見据えた取組についても、観光振興計画の見直しの際に反映してもらいたい。また、市の魅力の発掘や魅力の紹介について、観光協会にも担ってもらう必要があると考えるため、調整してもらいたい。
- (総務局長) 観光情報が地区で縦割りになりすぎているため、観光者向けに市全体の観光情報が入手できるように発信を改善してもらいたい。事務所の移転だけではなく、そもそも観光協会の在り方について考えるべきである。
- (市長公室理事) 現在、市観光協会の事務所がビルの3階にあるが、横浜市や川崎市もビルの中に事務所があるのではないのか。また、何階に所在しているのか。
(観光・シティプロモーション課長) ビルに所在しているのは承知しているが、階数は不明である。
- (市長公室理事) 事前に調べておくべきである。ビルの中に観光協会が所在している市も存在しているにも関わらず、その検証もせずに移転を提案することに疑問を感じる。
(市長公室長) 移転に関する理論について整理し、資料について再調整すること。

(2) 結果

- 継続審議とする。

2 「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく料金等の見直し及び改定について

【市長公室 経営監理課】

(1) 主な意見等

- (財政担当部長) 受益者負担対象経費について、平成30年度から令和2年度までを基本としているが、令和3年度が入らないのはなぜか。
(経営監理課長) 今の時期であれば決算が出ているが、スケジュール上、令和3年度決算が出るよりも早い時期から積算をする必要があるため、1年前のものとなっている。
- (財政担当部長) 新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰で家計が苦しい中で、なぜ料金改定するのか。
(経営監理課長) 激変緩和措置により、これまでの改定で適正金額に達していない料金があるため料金改定を行うものである。
(財政局長) 燃料費については、補正予算が必要になるほど高騰しているが、その高騰分については今回の改定では反映されず、次回の更新時に反映されることについて、説明内容を整理しておいた方が良い。
(総合政策・少子化対策担当部長) 今回の料金の見直しは、過去3年間若しくは2年間のコストを基に実施するものであるため、現在の物価高騰によるコスト増を反映したものにはなっていない。
(財政担当部長) コロナ禍や物価高騰により、市民生活に影響が生じている中での料金改定となるため、なぜこの時期に市民の負担を増やすのか、料金改定の要因も含め説明内容を整理する必要がある。
- (総務局長) 今回の改定で市民生活に影響があることを踏まえ、改定を見送ることの検討はしなかったのか。コロナ禍で市民も疲弊しているため、改定を延期することも一つの考えではないか。
(総合政策・少子化対策担当部長) 現在の料金が平成27年度から29年度の3年間のコストの平均値を基に設定したものであること、また、激変緩和措置により、これまでの料金改定で適正金額に達していない料金があることから、受益と負担の関係をより適正なものとするため、その後のコストの変動を考慮し、定期的・継続的に料金の見直し・改定を行う必要があると考えている。一方、新型コロナウイルス感染症や物価高騰については、国の臨時交付金を活用するなど、別途対応するものと考えている。
- (総務局長) 銀河アリーナ等については、廃止等と記載されているが、検討中の事項であることから、表現を見直した方が良いのではないか。
- (市長公室理事) 新型コロナウイルス感染症や物価高騰については別の形で措置をすることについて賛成である。
- (市長公室長) 公民館は時期をずらして別途見直しを行うのか。
(総合政策・少子化対策担当部長) 今まで時期をずらして別で見直しを行っていたものを今回時期を合わせて見直したが、計算の結果、料金改定がなかった。

(2) 結果

- 原案のとおり上部会議に付議する。

3 一般廃棄物処理手数料の見直し及び改定について

【健康福祉局 廃棄物政策課】

(1) 主な意見等

- (財政担当部長) コロナ禍や物価高騰により、市民生活に影響が生じている中での料金改定であり、なぜこの時期に市民の負担を増やすのか、料金改定の要因も含め、説明内容を整理する必要がある。
- (財政局長) 物価高騰分については今回の改定では反映されず、次回の更新時に反映されることについて、説明内容を整理しておいた方が良い。
- (総務局長) 今回の改定で市民生活に影響があることを踏まえ、改定を見送ることの検討はしなかったのか。コロナ禍で市民も疲弊しているため、改定を延期することも一つの考えではないか。
(総合政策・少子化対策担当部長) 現在の料金は平成27年度から29年度の3年間のコストの平均値を基に設定したものであること、また、激変緩和措置により、これまでの料金改定で適正金額に達していない料金があることから、受益と負担の関係をより適正なものとするため、その後のコストの変動を考慮し、定期的・継続的に料金の見直し・改定を行う必要があると考えている。一方、新型コロナウイルス感染症や物価高騰については、国の臨時交付金を活用するなど、別途対応するものと考えている。

(2) 結果

- 原案のとおり上部会議に付議する。

4 (仮称)相模原市健康づくり推進条例の制定について

【健康福祉局 健康増進課】

(1) 主な意見等

- (財政局長)既に保健医療計画に基づいて施策を推進している中で、条例を制定する理由は何か。
(健康増進課長)健康づくりについて、市として最上位の法規である条例で掲げることによって、全ての市民が生き生きと暮らし続けられる社会の実現を目指すという決意表明と、健康づくり施策の将来にわたる礎とするものである。
- (総務局長)計画の一元化とともに、審議会等附属機関の一元化も進めてもらいたい。
(健康増進課長)既に歯科保健事業推進審議会及び食育推進委員会には条例の進捗状況と、一体的な策定について情報提供をしている。食育に関しては、健康の他にフードロスやフードマイレージ等の農林水産省や国土交通省が所管している計画があるため、検証しながら一体化を目指していきたいと考えている。
- (市長公室長)条例の中にこころの健康づくりが入っているが、自殺対策等の福祉関連との計画の一本化は検討しているか。
(健康増進課長)自殺対策には健康づくり以外の取組も多いこと、母子保健は子ども・子育て支援事業計画との関係もあることなどから一体化は困難と考えているが、関係課等とは連携して進めていきたいと考えている。
- (市長公室長)なぜこの時期に条例を策定するのか。
(健康増進課長)これまで歯と口腔の条例について、関係団体から策定した方が良いという意見はあったが、コロナ禍により健診受診率の低下や高齢者の体力低下などが懸念されているこの時期に、健康づくりの重要性を市民に再認識いただく契機であると捉え、健康づくり全般に関する条例を制定することとした。
- (市長公室長)条例案について、事業者や保健医療関係者については、役割ではなく、責務としても良いのではないか。
(健康増進課長)健康づくりは何よりも市民一人ひとりが主体であり、事業者等はそれを支援する立場であることや、検討委員会においても責務とすることに異論があったことなどから、役割としている。

(2) 結果

- 原案のとおり上部会議に付議する。

5 マイクロチップ装着義務化に伴う狂犬病予防法の特例制度について

【健康福祉局 生活衛生課】

(1) 主な意見等

- (財政担当部長) 指定登録機関とは具体的にどこか。
(生活衛生課長) 日本獣医師会が指定登録機関となっている。
- (財政担当部長) 登録手数料はどこからどこへ支払われる手数料なのか。
(生活衛生課長) 登録手数料については、狂犬病予防法に基づいて市町村に登録申請していただくものであるため、市町村が飼い主から手数料を徴収するものである。
- (財政担当部長) 特例制度について、申出の期限はあるのか。
(生活衛生課長) 特にない。
- (財政担当部長) 特例制度に参加しないメリットはあるのか。
(生活衛生課長) メリットはないと捉えている。
- (財政局長) 参加しない自治体はあるのか。参加しないことを選ぶ自治体があるのであれば何かしらの理由があるのではないか。
(生活衛生課長) 検討中の自治体はあると認識している。
- (財政局長) 事案調書にある一般財源約4,400万円は何に係る経費か。上乗せ分か。
(生活衛生課長) 狂犬病予防と動物愛護全体の経費である。
- (財政局長) 制度に参加することで増額する経費はあるのか。
(生活衛生課長) 増額はなく、交付する鑑札が大幅に不要となる。
- (総務局長) デメリットがないという割には、参加自治体が少ないことが疑問である。また、動物愛護団体等からマイクロチップの装着に関して何か意見は伺っているか。
(生活衛生課長) 直接意見は寄せられていないが、マイクロチップを装着することで管理責任が明確となり、犬、猫を捨てるということを防止できるという側面がある。なお、一部団体からは動物が可哀そうであるという意見はあるようだが、市内の団体からは聞いていない。
- (市長公室長) やらないことのメリットは確認した方が良い。また、12月議会で条例の一部改正となっているが、議会に対して事前に説明はしているのか。
(保健衛生部長) 議会への事前説明は不要ということについて、総務法制課と調整済みである。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。

6 (仮称)相模原市犯罪被害者等支援条例の制定について

【市民局 交通・地域安全課】

(1) 主な意見等

- (総合政策・少子化対策担当部長) 県と市の役割について、県から市への連絡の仕組みや体制はあるのか。
(交通・地域安全課長) サポートステーションと本市で連携協力してやっていきたいと考えている。カウンセリングに関して、県は10回までとなっているが、中長期となる場合については、市が引継いで、更に10回追加できるようにしており、同じ先生からカウンセリングができるような仕組みを検討している。
- (総合政策・少子化対策担当部長) なぜこの時期に条例を制定するのか。
(交通・地域安全課長) 平成27年から犯罪被害者等相談窓口を設置しているが相談件数も少なく、また被害者に特化した施策が無いことなどから、被害者に寄り添った支援が不十分であると認識しており、県内他市や政令市の状況を踏まえ、できるだけ早期に条例を制定し、条例に基づき支援を行う必要があると判断したものである。
- (財政局長) 支援金については、今まで犯罪被害者に支給されていなかったのか。
(交通・地域安全課長) これまで国は犯罪被害者等給付金を支給していたが、6か月以上を要するものであり、県は貸付金という形で、いずれ返還しなければならないので、迅速性の面で見ただけの場合の支援金は今まで無かった。
- (財政局長) 他市町村において、いずれの市も新たな一般財源の持ち出しで支援金を支給しているのか。
(交通・地域安全課担当課長) 速やかに現金給付を行うという意味では、県内の6市町や政令市ではほとんどの自治体を実施をしている。
- (財政局長) 本市の犯罪件数の伸び等について、特徴や傾向はあるのか。
(交通・地域安全課長) 本市の犯罪の特徴は他市と変わらない。犯罪認知率が低い状況にあるため、早期に一人でも多く市内の被害者を救いたいという認識でいる。
- (財政局長) 本市独自の取組として、家事援助を利用しない被害者に対する生活支援相当分の加算を行うとのことだが、そもそも家事援助を使わないのであれば、必要ないのではないか。本市の特徴として、強制わいせつが多いのか。
(交通・地域安全課長) 届出をしない被害者がいるため、実際の数とは言えないが、令和3年度は強制性交が7件、強制わいせつが13件である。本来家事援助等の支援が必要な被害者等であっても、特に被害直後は家に他人を招き入れることに抵抗感があり、無理をしながらも家事を行ってしまうという状態が想定され、そうした場合に被害者等が希望する場合には家事援助の助成の代わりに加算を行うという仕組みで、条例の支援の基本理念でも被害者にとって利用しやすいというところに配慮しているものである。
- (総務局長) 制度の構築に当たって、実際に犯罪被害者本人や家族等から意見を求めたのか。
(交通・地域安全課長) 外部有識者会議で、当事者団体から2名に参加いただいた。やまゆり園の園長からも意見をいただいている。
- (総務局長) 令和5年度の事業費の財源について、市民局の施策はどれも必要なものであり事業の縮小が難しいと思うが、捻出は可能なのか。
(交通・地域安全課長) 財政課及び政策課から、特化条例に基づく支援施策の財源については、市民局の枠内におけるスクラップアンドビルドにより捻出すべきであるとの指示がある中、現時点では、できる限り局枠予算内で捻出できるよう調整していくが、捻出が困難なことも予想されるため、引き続き調整を図っていく。
- (財政担当部長) 財源について課題はあるが、市としてやると決めた以上は、運用しながら検討せざるを得ないと思う。

- (市長公室長)相談の場所は事務室を想定しているのか。
(交通・地域安全課長)個別の相談室が必要だと考えている。
- (市長公室長)支援施策の基準について、何を参考に設定したのか。また、支援施策実施の有効性や助成額の妥当性などの細かい部分については、上部会議までに庁内調整を済ませておくべきである。
(交通・地域安全課長)支援施策は先行政令市及び県内の6市町の状況及び有識者の意見を踏まえ設定したもので、助成額や回数については、主に川崎市を参考に設定したものである。有効性等の詳細部分については、上部会議までに庁内調整を行う。
(市長公室長)川崎市や他の政令市の施策について、参考資料を用意してもらいたい。
- (市長公室長)犯罪被害に遭った際の休業補償について、国の補償はあるのか。
(交通・地域安全課長)従業員が犯罪被害にあった場合、そのための特別休暇を設けることなどを厚生労働省は推奨しているが、裁判所に行かなければならないなど、結局は離職してしまうことが多いと聞いている。市として独自の支援は検討していない。
- (市長公室長)財源や相談室については、別途関係課と調整をすること。

(2) 結果

- 原案のとおり上部会議に付議する。
 - ・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

7 宇宙関連事業のあり方と必要な施策等について

【教育局 博物館】

(1) 主な意見等

○(総務局長)面白い提案だと思う一方で、具体的な基本方針については、プラネタリウムの更新や若あゆの天文台機能の話などであり、特にスケジュールはプラネタリウムのことがほとんどである。取組内容がプラネタリウムの更新と若あゆの天文台の改修がメインのであり、資料と取組内容に差があるように見える。これだけ取組内容が大きいのに、なぜ観光・シティプロモーション課が提案しないのか。着手することは博物館のプラネタリウムの更新がメインになっているが、実際に取り組む基本方針の2と3を先行するならば、観光・シティプロモーション課だと思う。

(博物館長)もともとプラネタリウムや天文台等については、教育施策のウェイトが大きかったことから、生涯学習部での提案として整理した。

○(総務局長)想定スケジュールを見ると、プラネタリウムの更新と若あゆの天文台の改修に見える。資料と結果が乖離している。

(生涯学習部長)プラネタリウムの更新は金額が大きいので、どうしても説明のボリュームが多くなってしまっている。全体的に連携などのボリュームを厚くしなければならなかった。プラネタリウムの更新は1つの手段であり、目的は魅力的な都市の実現を目指すものである。

(総務局長)説明にもシティプロモーションやシビックプライドなどが出てきており、所管している観光・シティプロモーション課からの提案ではないことに違和感がある。

(市長公室長)事前に観光・シティプロモーション課と調整はしたのか。

(博物館長)宇宙をより効果的に打ち出すためには、博物館で打ち出した方が、観光・シティプロモーション課でも活用しやすいので、進めてもらいたいと伺っている。

(総務局長)発想が逆なのではないか。自分たちが何をすべきかが欠如しているのではないか。

(博物館長)宇宙を打ち出していくためにも、こういうものをまとめてやりましょうという話であった。

(総務局長)博物館も力を貸して欲しいと提案するものではないか。

(市長公室長)総務局長と同意見である。資料を見た時に、題名と中身が乖離していると感じた。

○(財政局長)クラウドファンディングをやるに当たって、コンセプトが無いと難しいと思われる。施設改修がメインになっていると、推進プログラム経費等で別枠なら良いが、市として財政的に厳しいことを踏まえると推進することが難しい。市長公室として、はやぶさウィークと書いてあるだけの連携になっており、にこにこ星など、宇宙とのコラボなどもあまり見えない。そういうものがないと、市として予算をかけて推進するのは難しい。

(生涯学習部長)どこが主体的に行うかなど、もう少し連携することで効果的な事業発信ができるが、そこが十分にできていない。今想定していたのが、つなぎ役を博物館が担い、宇宙関連事業の連携を図るとともに、シティセールスなども連携しながら、相模原市としてどういう宇宙関連事業を推進していくのが効果的かを検討してまいりたい。

○(財政局長)教育委員会主導となると市としてインパクトに欠ける。市として全体をまとめていくのに、何のためのシビックプライド、シティセールスなのか。市内外へのPRが大切であるが、今回の説明からは施設の改修しか見えてこない。

○(市長公室長)まず宇宙関連事業の在り方の目標の中に、銀河連邦が全く入っていない。また、基本方針のところ、ビレッジ若あゆの天文台の話が出ているが、例えば清流の郷

に天文台から配管が通じていて、清流の郷のラウンジに投影できているはずである。恐らく今はやっていないが、宿泊客に対し、そういう映像を見せることや、JAXAに教育専門の方が就任され、教育委員会と連携を図りたいという話がある中で、学校の授業で大型のテレビを活用し、JAXAの取組みや宇宙関係などを流して授業を行うなど、具体的な取組を進めるべきである。また、少子化対策と記載があるが、少子化対策の検討会議に諮っているのか。アウトプットが見えてこない。具体性が乏しく、資料の作りこみが足りていない。調整が図られているのか。

(生涯学習部長) JAXAの宇宙教育センターの所長とも、博物館で連携について対話している。既にJAXAの宇宙教育センターが出した昨年度の報告書の中でも、宇宙教育の連携と拠点活動の場所として本市が挙げられており、学校現場でどう活用していくのか、今後調整していく。

- (市長公室長) 観光振興計画や教育振興計画という2つの大きな計画から派生しているように思うが、少なくとも観光・シティプロモーション課と連名で提案した方が良い。
- (総務局長) 事案調書の事業効果の年度目標にもプラネタリウムのことしか記載されていないことに違和感がある。博物館から「プラネタリウムの改修について」という事案が提案されたなら理解できるが、「宇宙関連事業のあり方と必要な施策等について」という大きなテーマで提案している以上、大きく推進していく必要がある。後から全庁的な横断や民間との連携等は自分たちでやる予定がなかったと説明しても、調書にはそのように書かれておらず、全て自分たちでやる話となる。博物館で全て完結できるものか。当初予算で5億円が予算化されなかった時に、基本方針2、3を推進することになるであろうが、博物館が積極的に行っていくのか。

(博物館長) 博物館は、宇宙関連事業の中核的な施設だと考えている。全国でも一番古く、特にプラネタリウムの老朽化が著しい。それは1つの手段ではあるが、そういった状況もある。

- (総務局長) 基本方針のメインがプラネタリウムの改修になっている印象である。
- (財政局長) 現状のまま、「まち・ひと・しごと」のメインに位置づけられる事案となっているのか。施設改修の話に見えてしまう。起債の対象になることや、「まち・ひと・しごと」の対象になるのかが見えてこない。

(政策課長) 宇宙関連事業の推進ということで、少子化対策に該当する。

- (財政局長) 施設改修メインでも大丈夫か。
- (政策課長) ソフト事業と絡めた中での提案が良いと考える。施設改修のみでは、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングのアナウンスが難しい。対外的なアピールという面で劣るため、現提案のパッケージで推進するのが良いのではないかと調整会議で議論された。

- (市長公室長) 全体の資料の作り込みが足りない。少子化対策との絡みはいかがか。
- (総合政策・少子化対策担当部長) 宇宙関連事業として該当している。SDGs・シックプライド推進担当部長とも、少子化対策とパッケージで意見交換した際に、宇宙教育を全面に出して欲しいとの話を受けている。シティセールス側としても前に出していきたいと聞いている。
- (市長公室長) 観光・シティプロモーション課と連携して、ソフト事業を推進して欲しい。また、説明資料に「少子化対策への寄与」とあるが、これだけではなく、教育、シティプロモーション、地域活性、少子化対策など様々な要素に効果があるという方が良い。

(2) 結果

- 継続審議とする。

8 相模原市宅地防災対策工事助成金交付制度の創設について

【都市建設局 開発調整課、市長公室 政策課】

(1) 主な意見等

- (財政担当部長)対象地と対象地外の判断について、「第三者が日常的に通行する私道」や「公共施設」がないといけない状況とはどういうことか。
(まちづくり推進部長)自らの土地は自らで守るのが原則であり、第三者に被害がない場合は対象外である。あくまでも道路や第三者に影響を及ぼす崖が対象である。
- (財政局長)確認であるが、東日本台風の被災箇所を想定しているのか。
(まちづくり推進部長)今、実際に崩れている場所を想定している。
(財政局長)復旧は終わっているのか。
(開発調整課長)終わっていない。13か所の内、1か所は自分で対応済である。もう1か所はこれから県の事業で対応する。残り11か所が手つかずの状態である。こちらについては、復旧工事という形だと遡っての工事ということになるため難しい。現に被害が発生している所について、防災工事を行うという考え方である。
- (財政局長)一度崩れている場所の復旧を含めて、防災工事を行うということか。
(開発調整課長)従前に復元する形で防災工事を行う。すぐにやるか間が空いてしまったという違いでしかないが、要綱を設置し、それに基づいて行うとすると、遡っての復旧について、どこまで遡って良いかわからない。別の規定として、現に災害被害が発生している場所の防災工事ができるものである。
(まちづくり推進部長)防災工事として定義の中に防止するものと、がけ崩れが発生した復旧工事を含めて防災工事としている。
- (財政局長)当時、各種制度の狭間で救えないものを何とかならないかという議論があった。その結果ということではよろしいか。
(まちづくり推進部長)そのとおりである。更に、将来的にも必要に応じて対応する。
- (財政局長)予算の1,000万円は7か所が対象ということか。
(総合政策・少子化対策担当部長)現地確認ができていないところが4か所あるので、全部で11か所。更には、対象は市内全域であり、もし他にもあればということ踏まえ予算を1,000万円としている。
- (財政局長)継続的な事業でよろしいか。
(都市建設総務室長)きっかけは東日本台風で救えなかったエリアであるが、市域全体をカバーする制度になっており、その上で、きっかけとなったエリアも救えるような制度設計になっている。
- (総務局長)県の急傾斜地崩壊対策事業の拡充を図るような働きかけはできないか。誰も想定していなかった台風であり、県の制度そのものを充実させることはできないのか。
(開発調整課長)令和3年度中に十分な検討がされたとの認識である。県の急傾斜地崩壊対策事業は、市というより地元からの要望に基づいて、市が取りまとめを行い、県に対して働きかけるものと認識している。事業区域の拡大については、確認も含めて働きかけていきたい。
(総務局長)市民のために市が考えていくのは当然だが、県が行うべき部分はやっていただき、対象範囲が狭かったのであれば、それを広げるような要望は継続してもらいたい。
(まちづくり推進部長)危険区域や対策エリアを要望する機会はある。
- (総務局長)防災工事、減災工事は被害が発生してからが対象か。
(開発調整課長)事前、事後どちらも対象となる。
- (総務局長)土地所有者の持ち出しはあるのか。
(開発調整課長)防災工事の場合、上限金額を300万円とし、総事業費の3分の1ま

で支給される。減災工事の場合は同じく3分の1で上限100万円である。

- (市長公室長) 他市においての独自制度で助成を行っているところがあるがそれはどこか。
(まちづくり推進部長) 横浜市、川崎市、逗子市、横須賀市、鎌倉市、厚木市である。例えば、横浜市の実績は、防災工事が令和元年で5件、2年が14件、3年が15件であり、減災工事については令和元年が12件、2年が19件、3年が10件となっている。
- (市長公室長) 本市の件数の想定根拠は何か。
(開発調整課長) 他市の状況も読みづらい中で、制度初年度のため需要が読めない部分がある。防災工事で最大300万円を2件、減災工事で最大100万円を4件を見込んだ。
- (市長公室長) 創設の背景について、東日本台風の復旧・復興ビジョンの基本方針を資料に入れた方がよい。
(まちづくり推進部長) 承知した。
- (財政局長) 助成金の上限額等について、他市と横並びか。
(まちづくり推進部長) 防災工事について、横浜市は3分の1で上限は400万円。川崎市は本市と同様。減災工事については、横浜市は2分の1で上限100万円。川崎市は本市と同様。その他は様々である。
(財政局長) 金額の根拠は何か。
(開発調整課長) 一般的な工法であるブロック擁壁積やブロック積載型について、幅10m高さ5mの工事と仮定した場合に工事費が約1,000万円となる。その3分の1として300万円とした。
(財政局長) 広島豪雨災害における市と県の役割分担など、事例を参考にしておいた方がよい。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。
 - ・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

9 相模原市マンション管理適正化推進計画について

【都市建設局 建築・住まい政策課】

(1) 主な意見等

- (財政担当部長) 法律改正に伴い任意で計画を策定できるとのことだが、策定する意味を教えてください。管理計画の認定制度のメリットは何か。
(まちづくり推進部長) 全国的に老朽化が進んでおり、管理不全のマンションが課題となっている。管理が行き届いているマンションであることを証することができれば、売買でもスムーズに行く。その他、国も検討した経緯はあるが、税制優遇などは無い。こうした背景から、市の独自基準で防災などの視点を含めると、より安心して売買ができるようになる。
- (財政担当部長) 各マンションが管理認定制度を受けるためには、各市町村が制度設計をする必要があるということか。
(まちづくり推進部長) そのとおりである。
- (財政局長) 市のシティセールスに寄与するものか。この認定の有無で資産価値があがるものなのか。国が全国的に法定計画に整備するなどの話はあるか。
(建築・住まい政策課長) 戸建てについては、長期優良住宅という制度がある。マンションについても、正式的に認定できるようになることが大きなメリットである。
- (財政局長) 周知が大切である。市のブランド力になるのか。管理組合が機能していないマンションを対象とする場合、そういった管理組合に対する周知はどう進めるのか。
(建築・住まい政策課長) 本計画の策定によって、管理組合に対して指導することができるようになる。管理組合がしっかりしているマンションは既に問合せも受けている。今後、周知の方法を考えていきたい。目標成果指標にも掲げているが、今後、マンション管理セミナーを行っていく。10月末に1回、2月に1回予定しているが、2月は1000人を超える参加が見込まれるので、そこで周知する。その後、認定制度が開始され際は、広報紙や各管理組合に対して周知を行っていく。
- (財政局長) 本計画について、住生活基本計画に記載があり、その部門別計画であるならば、重複して記載する必要はないのではないか。
(まちづくり推進部長) 最終的には1つにまとめたい。
- (総務局長) 認定するに当たり、本市の職員に特別な知識や技術などが必要になるのか。
(まちづくり推進部長) マンション管理センターに対して申請し、技術的な審査はそこで行われる。適合証が出るため、それをもって市に申請される。その後は市独自の防災基準や記載ミスなど確認を行うため、市職員でも対応できると考えている。
- (総務局長) 戸数が7,510戸なのに対して、令和5年から9年までの5年間の目標が20棟というのは少ないのではないかと。
(建築・住まい政策課長) 棟の中に戸が入っていることからズレが生じる。
- (総務局長) 7,510戸が何棟かはわかるか。
(建築・住まい政策課長) 説明資料にマンション実態把握調査を掲載している。棟数は把握していないが、管理組合数を把握しており、それを参考に目標設定した。
- (総務局長) 資料で「戸」、「棟」、「組合」が単位として使用されており、わかりづらい。
(まちづくり推進部長) 苦肉の策ではあるが、資料に他市の参考事例も掲載している。本市は割合でいうと横浜市より高い。実際には理事会の承認を経て申請されるため、2年目3年目からの申請を想定している。
- (総合政策・少子化対策担当部長) 本市独自の防災計画の作成という項目を設けたとのことだが、その理由は何か。
(まちづくり推進部長) 国が行った実態把握調査の際に、課題の特徴として、半数近くの管理組合が防災の事前対策を行っていなかったため、防災の視点を盛り込んだ。他市

の状況として、大阪市、福岡市、神戸市も盛り込んでいる。

- (総合政策・少子化対策担当部長)手数料は新規の手数料であるか。
(まちづくり推進部長)新規である。
- (総合政策・少子化対策担当部長)市の受益者負担の更新時期であるが、経営監理課との調整は行っているのか。
(まちづくり推進部長)経営監理課とは調整しており、手数料を算定するに当たって、新規で調整が済んでいる。受益者負担に入れるかの話は出ていない。
- (総合政策・少子化対策担当部長)議会への説明は受益者負担と一緒に全員協議会か。
(総務法制課長)受益者負担は3年に1度の見直しであり、本事案は、新規の条例改正であるため個別に部会で説明を行う。
(財政担当部長)手数料について説明をお願いしたい。
(まちづくり推進部長)基本料は3,600円である。加算というのは、マンション1棟毎に管理認定を行うものであり、団地型のマンションだと複数棟となり1,700円が追加となる。新規はマンション管理センターに申請するが、変更については、市が独自に審査することになる。そのため、基本料よりも高くなっている。
(建築・住まい政策課長)国が策定したガイドラインがあるため、新規申請よりも専門性は要求されない。昨年度の九都県市でも国に対して技術的支援について要望している。資料もわかりやすく改善する。
- (財政局長)新規はマンション管理センターを通すが、変更は市ということか。
(建築・住まい政策課長)国は新規についても市が単独で行うことを認めている。専門的知識を要することや審査に要する時間等を踏まえ、本市ではマンション管理センターを選択した。変更については、マンション管理センターを介すことができない。
(総務局長)そうすると先ほどの説明は不正確である。申請者に対して誤解のないように説明を徹底してもらいたい。
(建築・住まい政策課長)承知した。
- (財政局長)市が新規申請を担う場合には、マンション管理センターに支払う2万円の手数料はかからないのか。
(建築・住まい政策課長)かからないが、市が行う場合にも同等の手数料を定めることとなる。
- (総務局長)実態把握調査を行ったとの説明の中で、防災の事前対策を講じていないというマンションが半数近くあったとの説明があったが、その情報は危機管理局には伝えているのか。
(建築・住まい政策課長)関係課長打合せ会議の中では説明しているが、個別調整はしていない。
- (総務局長)危機管理局や各区役所の訓練などに活用できるのではないか。他局でも活用できるものはどんどん情報提供してもらいたい。
(建築・住まい政策課長)承知した。
- (市長公室長)そもそも任意の計画を新規作成する必要があったのか。住生活基本計画の改正では駄目なのか。基本的には任意計画は作らない、若しくは統合をする流れとなっている。新たに任意計画を作るのはなぜか。
(建築・住まい政策課長)当初は令和6年度に中間見直しを予定していた。本来のマンションの認定計画は他の政令市から出遅れており、これだけ1年前倒しで進めているところである。最終的には統合していく。
(市長公室長)そのあたりを整理してほしい。
- (市長公室長)マンションの実態把握調査については毎年実施しているか。
(建築・住まい政策課長)定期的には行っていない。
(市長公室長)適正な頻度は不明であるが、今後実態の把握はどうしていくのか。
(建築・住まい政策課長)具体的に示すことはできないが、アンケートを行うのは経費もかかるため、住生活基本計画と合わせて行うなど必要性を判断して進めていく。

○(市長公室長) マンションで自治会に入っていないことについては、働きかけはどのように考えているか。

(建築・住まい政策課長) 本来のマンションの維持管理をやらないと言われてしまうと困るため、強くは押し出していない。市民協働推進課とは調整しており、来年2月にあるマンション管理セミナーにおいては、説明やチラシの配架等を検討している。

(市長公室長) なるべく啓発は行っていただきたい。また、団地再生のコーディネート事業については、実施主体は誰か。

(建築・住まい政策課長) 委託を予定している。住生活基本計画にも記載されている事業である。

(2) 結果

○原案のとおり承認する。

- ・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

10 包括的支援体制整備について

【健康福祉局 地域包括ケア推進課、高齢・障害者福祉課、中央高齢・障害者相談課、生活福祉課】

(1) 主な意見等

- (財政局長)全体的に委託が多い中で、例えば時間外勤務の削減等の効果が見えてこないの
で判断が難しい。これまでも包括的に実施してきている中で費用対効果が見えず、今回の
提案により抜本的に改善されるように見えない。唯一、相談支援包括化推進員について
は、全庁的に同じ方向を見てやってもらうというのは良いと思うが、位置付けが不明確で
ある。何が審議事項なのか。
- (市長公室理事)そもそも、背景から課題が見えてくるのが一般的だが、何が課題で、何
をクリアしようとしているのか。
(地域包括ケア推進部長)少子高齢化が進んだことで、例えば8050問題など含め、
課題が複雑化し、各カテゴリーでは整理ができなくなってきた。各部署が連携しながら
トータルで課題に向き合っていく必要がある。それをシステム化していきたい。
- (市長公室理事)健康福祉局を再編成した際に包括的に対応できるように整理されたと認
識している。
(地域包括ケア推進部長)組織化した時以上に大きな問題となっており、意識付けを含
めて、横の連携を深めてしっかり対応していきたい。
- (市長公室理事)組織の現状を含めて何が不足しているか、組織上の課題も論点に入れる
べきだったのではないかと。相談、包括、自立支援窓口について提案されているが、組織を
改編すれば、課題をクリアできるのか。
(地域包括ケア推進課長)組織改編当時の話であるが、子ども分野は対象とせずに福祉
部と保健高齢部との統合であった。2度の社会福祉法を改正で推進している包括的な支
援体制とは、もっと裾野が広く、子どもや消費生活等地域でのあらゆる生活課題が様々
に結びついており、国も各省庁に対して積極的に連携するよう通知を発出している。2
年前の組織改編の段階では、連携等全てができるよう網羅できるまで進んではない。
今回は、昨年度ワーキングを行い、すぐに組織をいじるのではなく、現行の体制を基礎
にして、提案している相談支援包括化推進員を設けるなど、推進していきたい。
(市長公室理事)今の話をベースとした場合に、庁議に諮る話なのか。社会ニーズがあ
る中で、国も動いており、組織改編をするのではなく、相談支援包括化推進員を設置す
るという提案は、庁議に諮るものなのか。
(地域包括ケア推進部長)相談支援包括化推進員はパーツの1つであり、パッケージで
各施策を提案いただいている。
(市長公室理事)相談支援包括化推進員の設置のみを単体で見た場合には、庁議に諮る
ものなのか。
(地域包括ケア推進部長)単体ではそうではないかもしれないが、効果を出すために推
進員があり、その他の体制を整えていくということなので、全体のパッケージで提案し
ている。従来の縦割り行政の中で、世帯内の課題が様々な分野を含み、複合化してき
ている。その課題に対して、一体的に支援していきたい。
(総務局長)あまりにも縦割りにこだわりすぎていないか。令和2年に組織が改編され
て、横串を刺すことができていることが問題なのではないか。当時の組織改編は、連
携のために改編したものであり、通常の業務ができていないと捉えられてしまう。それ
ぞれの課がどこまでやれるのかという検討が必要なのではないかと。また、DXを推進し
たからすぐに減員できるとは限らないので、資料に、DXの推進により減員できること
や、他にも扶助費の見直しで金額を捻出することなどは、無理に記載しない方がよい。
そんなに簡単ではない。また、中央区のキーステーションについて、松ヶ丘園という立
派な施設があり、その機能を充実させるなど検討しないのか。社会福祉協議会や松ヶ丘
園など、連携という部分では、積極的に活用した方がよいのではないかと。

- (財政担当部長) 予算の裏付けとして、今回の提案をやらなければならない事情と、必要な財源をどう生み出すかをセットで考えることを基本としている。例えば令和5年度に窓口2,500万円が令和6年度以降に増えている理由を伺いたい。
(地域包括ケア推進課長) 令和5年度から中央区で試行し、令和6年度以降、緑区と南区でも実施する予定である。
- (財政担当部長) 財源が明確ではないのか。
(地域包括ケア推進部長) 試算はしている。
- (財政局長) 委託化について、場所は市で確保することを想定しているか。
(地域包括ケア推進課長) どこかに事務所を用意する経費も含んでいる。
- (財政局長) 委託化することで待ち時間が解消されるという理由を伺いたい。
(地域包括ケア推進部長) 郵送申請も行うためである。
- (財政局長) 効果が見えてこない。発端は、時間外勤務が多く、職員が足りていないということ想像するが、期待される具体的な効果が資料から見えない。
- (財政担当部長) 費用対効果を可視化しないと難しい。財源は後から生み出すと言われても、それは担保になっていない。今のままでは財政当局としても来年度予算をどう目指すかの知恵がない。費用の捻出が実現可能なのかをセットで検討する必要があるが、資料から見えてこない。
- (市長公室理事) 様々なメニューが混在しており、それぞれについて課題が見えてこない。例えば中央区にキーステーションが無いということだが、なぜ中央区にキーステーションがなかったのか。
(地域包括ケア推進部長) 元々中央区には基幹相談支援センターがあり、市民や事業者が相談する形式であった。
(市長公室理事) 相談件数の増加で業務が逼迫したことはわかるが、キーステーションが無いことに原因なのか。中央区にキーステーションを設置すれば課題が解決できるのか。今に始まったことではなく、未設置を理由にするのは厳しいと思われる。基幹相談支援センターの充実を図れば良いのではないかと。元から基幹相談支援センターで業務をすることになっていたのではないかと。
- (市長公室長) 資料がわかりづらく判断ができない。例えば、庁内に相談支援包括化推進員を設置とあるが、その後の情報共有の具体的な手法の記載が無い。どういう課題があるのか、各施策の実施によりどういう効果があるのか、それらが見えてこない。地域づくりについても、既に社会福祉協議会が実施しているものと思っていた。
(地域包括ケア推進部長) システム化されていない。わかりやすく見せて地域をうまく巻き込みたいという狙い。
(地域包括ケア推進課長) 地区社協の取組みについては、どうしても高齢者の取組みが多く、こども関係が薄い。もう少し裾野を広げて、地域で起きている様々な問題に対し、情報共有するツールを入れて可視化し、交流促進を行い、新しい活動を生み出すなど活性化を図る。そうした支援を行うのが地域づくりである。そうしたことを具体的に取り組んでいきたい。
- (市長公室長) 今この取組を行う理由がわかりづらい。
(地域包括ケア推進課長) タイミングについては、令和3年度から国の方で重層的支援体制整備事業ができた。令和6年度までに相談支援、地域づくり、参加支援の3点セットを整えると補助するという話がある。そこで大枠のスケジューリングをして、令和6年の4月から重層的支援体制整備事業の本格実施できるように考えたスケジュールが今示しているものである。組織改編した際にはこの考えがなく、タイミングのズレが生じた。市としても重層的支援体制を推進すべきだろうとのことで、今回の提案に至った。包括的支援体制の整備を具体的に進めるための事業ということで、重層的支援体制事業を法に位置付けたものである。
- (市長公室長) 重層的支援体制の整備事業を国で創設したということが大きな理由であれば、そこを膨らませて資料を作成するとわかりやすい。8050問題等は令和2年度でも

大きな課題であったと認識している。

(地域包括ケア推進課長)あとは、同じ組織に高齢と障害と地域福祉を入れ、直ちに課題解決に至るものではないが、同じ部や組織に入ると、問題が共有されるケースが増えるなどの変化はあった。一度見直したからといって、すぐに改善するものではないということは理解いただきたい。

○(財政局長)重層的支援体制整備について、国は詳細を示していないと思うが、市としてその具体的なものが、なぜキーステーションなのか、などが見えてこない。制度や窓口を設置するなど、目的をはっきりすべきである。

○(総合政策・少子化対策担当部長)重層的支援体制を整備することは義務なのか。

(地域包括ケア推進課長)義務ではないが取組の方向性として国が示したものである。相談支援と地域づくりと参加支援という3つの取組をしないと重層的支援体制ではないという作りになっている。地域の活動を促進するような取組をしましょうということで、それを地域毎にやらなければならないが、詳細は各市町村に委ねられている。

○(総合政策・少子化対策担当部長)現在の各地区社会福祉協議会の取組との違いは何か。

(地域包括ケア推進部長)基本的に同じだが、取組が厚いところや薄いところや空白のところがある。また、社会の変化による新たな福祉的課題もあり、活性化を図るための支援をすることが地域づくりである。

(2) 結果

○継続審議とする。

以上